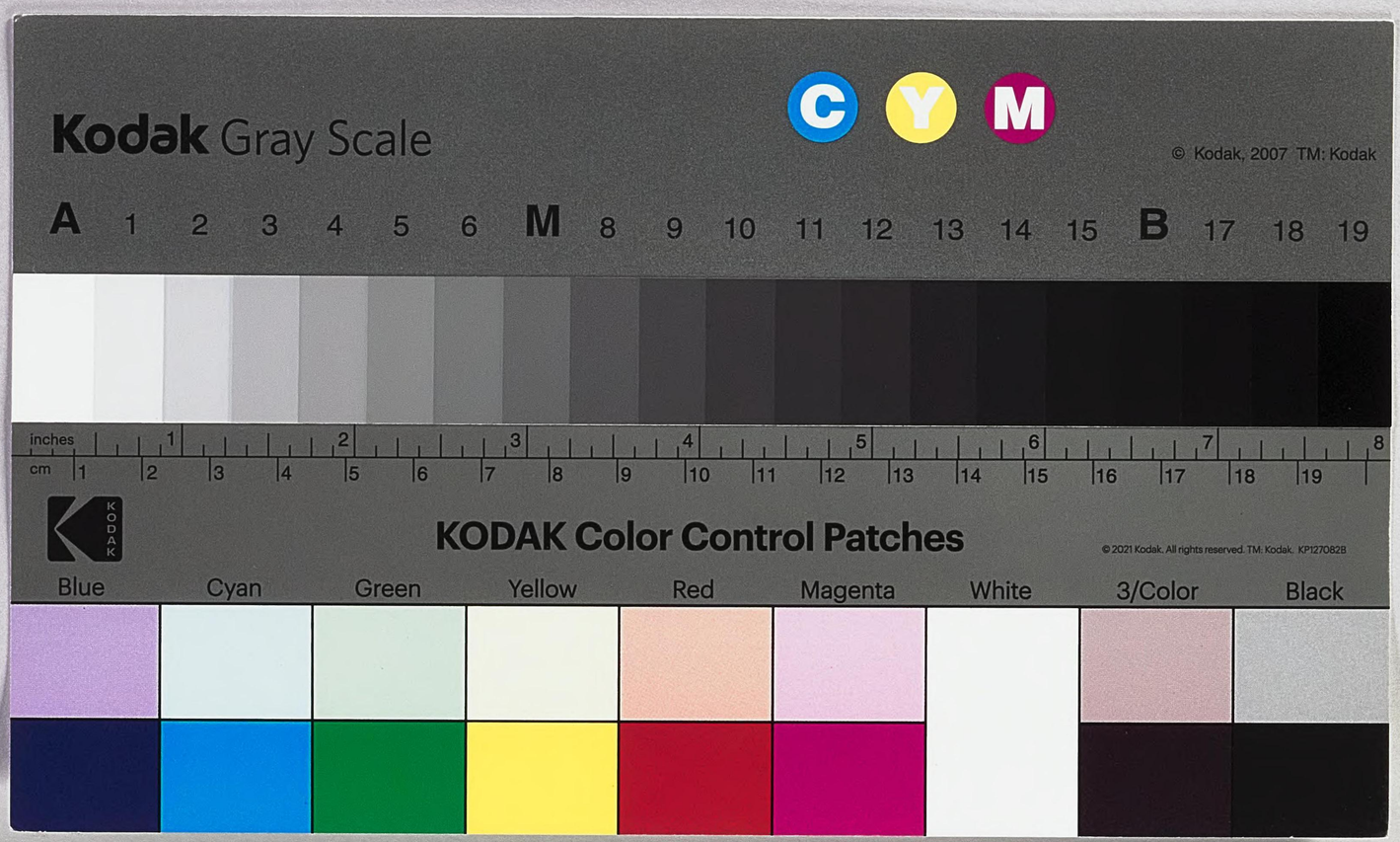
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
KODAK Color Control Patches
© 2021 Kodak. All rights reserved. TM: Kodak. KP127082B
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

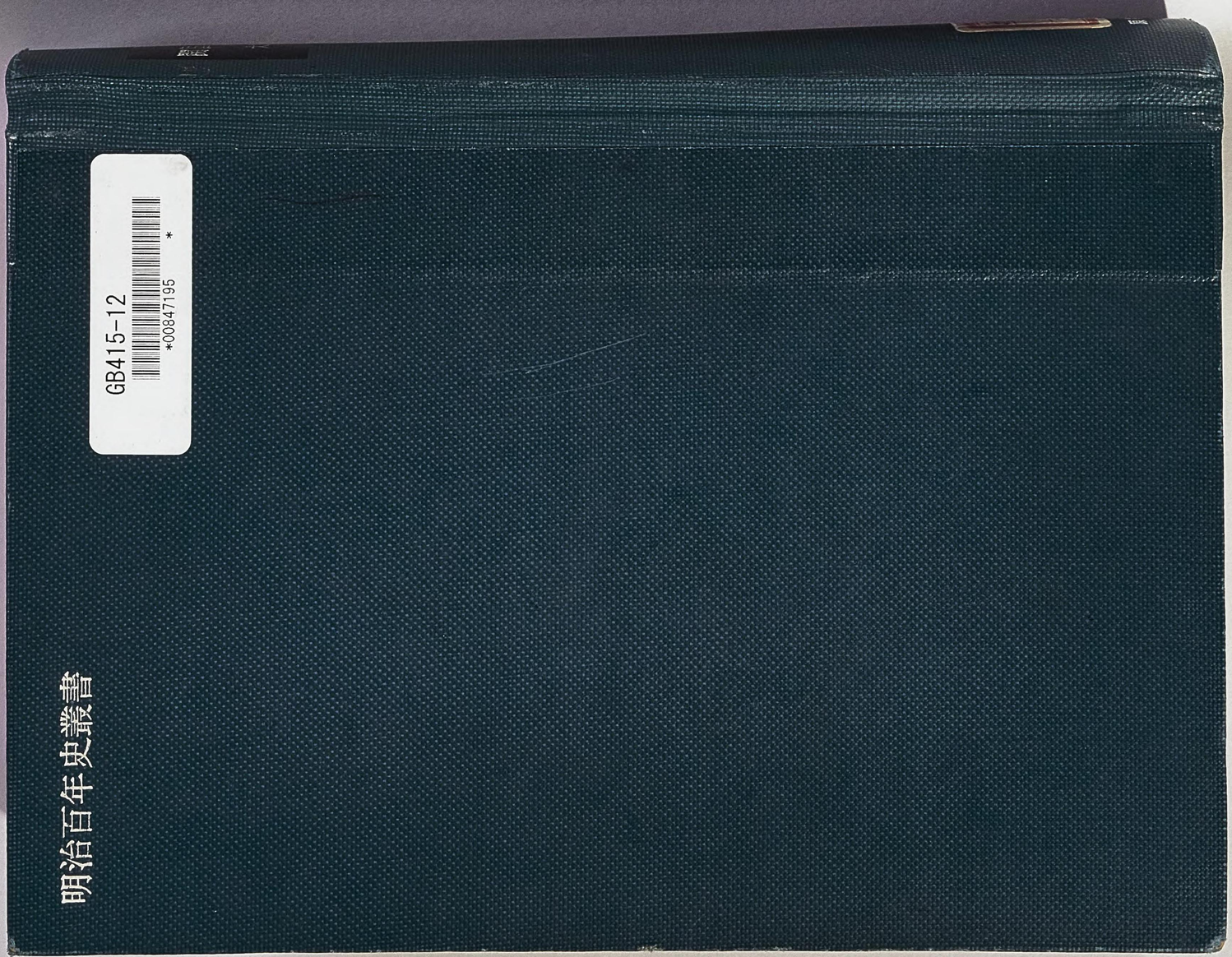
GB415-12
00847195
明治百年史叢書

2E-8

開國五十年史

上卷

GB415
12

國立國會圖書館藏書
45.11.25

210.6

847195

例言

一本史の目的は我國現代に於ける進歩發達の源委、曲折及び其經過、變遷の跡を詳述し、以て殊文異域の海外に普く此特質ある曠古の事歷を知悉せしめんとするに在り。故に當初英文及び漢文を以て之を撰修したりしかど、其內容は凡そ孰れも新日本の建設、發展に關與せる諸名家が、各自ら經營盡瘁せる特殊の方面に就いて記述せるものなるを以て、亦汎く本邦に行はれしめんことを欲し、茲に邦文に成れるものを刊行せり。

一本史は題して開國五十年史と稱すと雖、各項記述する所、必ずしも彼理提督來朝以後の變遷に劃るものにあらず。蓋し皇謨の振張、國運の發展等、今日吾人の耳目を照耀する所以のも

のを擧げて之を審にせんと欲せば、須らく先づ其源頭に泝らざるべからず。故に其多くは荒鴻に起り、二千五百有餘年の各世紀に亘りて記述せるものなり。

一本史の各篇は大隈伯親しく閲讀の勞を取り、條分縷析、或は寄稿者と幾多の論難を交換し、從つて稿本に刪改を加へたるもの亦尠からず。乃ち記事の井然たると共に、首尾呼應、脈絡貫通し、讀者をして新陳代謝の跡、文明發展の由る所を繹ね易からしめんことを努めたり。

一本史挿む所の圖畫は、宮内省、東京帝室博物館、東京帝國大學史料編纂掛、及び珍藏諸家の許諾を得て之を撮影せるものにして、其原品は或は御物と爲り、或は國寶と爲り、或は史料と爲り、又或は深く名門の祕府に藏められて、常人の容易に窺ひ見るを許さゞるもの尠しとせず。因みに茲に附言すべきものあり、本史挿畫に就いては、努めて其採擇を嚴にし、特り明確なる考據に資すべきもの〻みを取りたるを以て、或は記事と對照上挿入せざるべからざるものも、其精確を缺けるがため、之を省きたるもの多く、又百方搜索に力めたりと雖、竟に蒐收すること能はざりしものあること是れなり。

一本史各篇の多くは日露開戰中に成り、其稿本に就き更に洗鍊に勉めつ〻ありたるにより、叙事は自ら明治三十八年を以て其終尾と爲したる場合多し。然れども日露戰役の絶大なる結果は、我國最近五十年間の刻苦經營の功に歸すべきものなれば三十八年より現在に亘る我國の狀態が、本史記述の目的圈内にあるべきは勿論なり。故に大隈伯は本史の結論とし

て之を叙述し、既往に鑑みて現在を論じ、現在に徴して將來を推し、以て本史の首尾を完結せり。

一本史の立案は主として英、漢二譯に便利ならしめんことを期し、又英文先づ成りて後に之を邦文に飜したるものあり、是れ其特異なる點ある所以なり。

一本史記述の文體は毎篇其人を異にするが故に、各自ら一種特色を有し、或は論述を主として叙事を客としたるあり、或は叙事を主として論述を客としたるあり、或は言文一致に由り、或は口述の筆記を文辭に改めたるあり、故に行文體様必ずしも一ならず。

一凡そ口述の筆記を文辭に改めたるものは、孰れも述者に請ひ嚴密なる校閲を求めたり。例せば山縣公の陸軍史の如き、編者親しく公の話説を筆記し、更に其鑒閲を經たるものなり。而して英文の成稿を邦文に譯する場合も亦之に倣へり。唯伊藤公の帝國憲法制定の由來は、公の肯諾を得、編修所に於て之を飜譯したるものに係り、公の校閲を經ざるが故に、行文の責任に至りては、一に編者に在り。

一德川慶喜公の回顧錄は、大隈伯が親しく公の談話に聽く所に成りしものにして、開國起原に至大の關係ある公が無限の述懷と、維新鴻業に至重の活歴を有する伯が甚深の所感とは、經緯相打つて、竟に特異なる此一篇を成せるものなり。

一本史編修の歩を進むるに當り、不幸易簀せられたる副島伯及び福地、古河兩氏の如きあり故に其執筆に係る明治の外交、政論界に於ける新聞紙、並に鑛業誌等は、未定稿のまゝ之を附刊

せり。

一本史の刊行に參與して、原稿の起草、文辭の修訂、材料の蒐集より、編修、飜譯、出版、印刷等の諸務に至るまで、直接間接に助力せられたるもの、前後實に二百有餘氏の多きに達す、茲に之を特記して謝意を表す。

明治四十年十二月

發行者識

孝明天皇御尊影

今上天皇の御父君にましまします、御在位の時德川幕府は既に衰運に傾き、加ふるに外人の渡來に因りて、勤王攘夷の論盛んに起り、大勢一變の機大に動きぬ。天皇內外多難、朝幕軋轢の時に際して、御心を惱まし給ふ事大方ならず、遂に叡慮を安んぜらるゝに及ばずして崩じ給へり。されど明治維新王政復古の大業は、實に天皇の御宇に胚胎せるものなり。

此御尊影は夙に先帝に奉事せし故子爵福羽美靜氏が恩眷奉謝の爲に、去る二十九年中、孝明天皇三十年祭奉齋會を擧行するに當り、自家の記憶と、親しく御左右に奉侍せし東久世、大原兩伯及び綾小路子の助言とに基き、且つ御服裝、御劍等も總べて御物に由り、小山正太郎氏をして拜寫せしめたる御等身の一油繪を謹寫したるものなり。

（子爵福羽逸人氏藏）

紫宸殿

我邦支那と通交の始まりしより、皇居の規模もまた唐制を學びたりしが、其大内裏の焼けし後は、殿舎の數も大に減じ、紫宸殿を皇居の正殿として、大禮等はこゝに行はるゝことゝなれり。今の紫宸殿は安政二年の建築なれども、古制に則つて建てられしものにて、京都御所の中の最も壯大なる建物の一なり。

清涼殿

清涼殿も亦京都御所の一殿にして、昔時殿舎の完備したりし時代には、主上の常の御殿なりしが、後には常御殿別に建造せられ、清涼殿は通常の儀式を擧行せらるゝところとなれり。（此上下兩殿の原圖は特に宮内省より下附せられたるものに係る。）

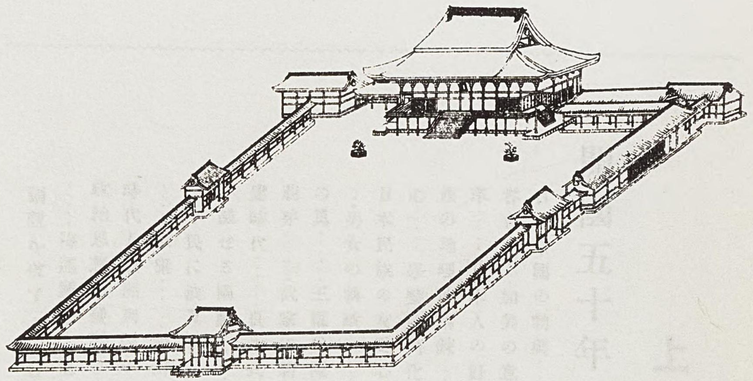

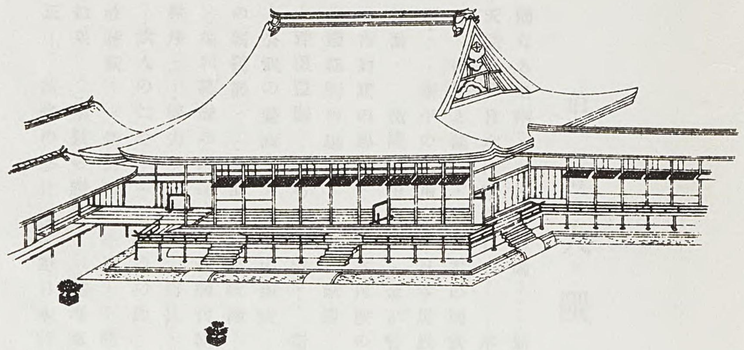

上巻目次

開國五十年史論 (一—七六)

伯爵大隈重信

日本帝國の勃興……神國……神國なる名稱……『うぶ』の國……新嘗祭、大嘗會……加美の意義……加美と外來文明……天祐……日本に革命なし……革命と改革……日本人の好潔心……六根清淨……地勢……潮流と候風……日本の種族……革命と改族の地理的精錬……日本の風土……物資の豐富……泰平の天地……日本民族の尙武心……學藝の同化……島國の特徵……精神的特徵……鎖國の由來……余が警告……日本民族の友愛心……封建……古封建時代……古封建の起原……日本民族の階級……男女の執政……宴席斬殺……韓地の服屬……國郡制の起原……農產獸獵……乳虎の勇……王權の隆盛……莊園……浮浪盜賊……弓馬の道……新封建の崩芽……武家の新勢力……武門僧徒の衝突……公武の盛衰……源平の衝突……新封建時代……貞永式目……侯伯の割據……佛教の新發展……京都の合議政治……北條を滅せる兩黨……武士道……封建の新形勢……足利幕府の凋落……新陳代謝……競爭下民に波及す……京都の衰頽……戰亂中の秩序……權力の推移……信長……秀吉……家康……鎖國の原因……戰亂中の民力……武人の仁心……封建の功德……德川時代と歐洲列强の現狀……古來の大勢……大政維新……新文物の應用……蘭學……政治思想の發展……國民教育……教育普及の結果……宗教の變化……陸海軍の改革……海運業……電信鐵道……通信……條約改正……歐米の感化……對日本評……黃禍說を破す……日本の國是……總括

德川慶喜公回顧錄 (七七—一二八)　伯爵大隈重信

家康の心事……家康の幼時……比斯麥の家康評……家康の奬學……氏鄉の家康評……封建の大成……列藩の配置……家康の感慨……家康の遺績……政權の分配……列藩の控制……三家の分立……三卿……家康の論……開明主義……光圀……修史……水戸學派……齊昭……攘夷……勤王……幕末公武の分裂……水戸學說の基因……家康公の公武調和……幕末の形勢……將軍就職……德川氏の大節……大政奉還……幕末の形勢……大政奉還後の向背……慶喜公の退居……江戸の無政府……江戸開城……慶喜公の大節……泰平の一閑民……慶喜公の謹愼……受爵……公の逃懷……幕政の陋弊……諸侯家族の開放……諸侯の本邸……慶喜公と志士……談話の多趣……公の風丰……開國論者……慶喜公と志公の至誠……上野謹愼中に於ける謁見……公の雄辯……公の素朴……大阪城內の慘狀……公の榮爵故あり

帝國憲法制定の由來 (一二九—一三八)　公爵伊藤博文

封建の解弛……國際競爭の準備……文化の淵源……國民の性格……教化の發達……法律の進步……御政策……國民的精神……憲法制定の準備……行政、司法の改革……憲法草案の起稿……國家の特質……新舊思想の衝突……憲法制定……憲法發布……結辭

開國事歷 (一三九—一六八)　島田三郎

序詞……彼理提督の來朝……提督の胸算……露國交通を求む……外情の不通……日米條約……日露條約……日米條約の內容……外交の忌避……鎖國の原因……西教者の失計……蘭葡西の衝突……貿易の不平均……封建制度……通商條約……幕府の苦境……外交當事者……井伊の英斷……條約の內容……國論鼎沸……井伊の遭難……條約の進行……安藤の苦衷……外人の挑發……樺太問題……境界談判……大政奉還……明治政府……開國の効果……合衆國の好意……英國の好意……パークスと新政府……宗教の自由……蘭學の影響……基督教の感化

明治の外交 (一六九—二一〇)　伯爵副島種臣

西力の東漸……歐洲大陸の形勢……東方問題……開國の外因……國民の特性……開國說……條約締結……條約反對論……露艦の對馬占領……條約反對の結果……條約の勅許……大政奉還……明治維新……外交の勝利……日露兩國人の衝突……露國の樺太經營……使節の派遣……樺太、千島の交換……琉球の併有……領土確定……征蝦夷求の懸隔……改訂の困難……政治上の一大難關……不利の條約……大使の派遣……聯合談判の行惱……彼我國別談判……伯の遭難……井上伯の談判……輿論の反抗……大隈伯の談判……陸奧伯の談判……日清戰役の影響……歷史上の朝鮮……征韓論……江華灣事件……十五年の變……天津條約……日清戰役の遠因……日清戰役の勢力……清國の優勢……金玉均の誘殺……東學黨……日清兩國の出兵……露國の通告……高陞號の擊沈……宣戰の布告……馬關條約……三國干涉……日清戰役後の韓國……露國の跋扈……日露協商……露國の專橫……日露新協商……日露衝突の風說……日露戰爭の遠因……清人の排外思想……列強の對清要求……拳匪の亂……露國の滿洲占領……英獨協商……露清密約……日、英、米の抗議……露國密約の連敗……日英同盟……露佛同盟の擴張……滿洲還附條約……露國の對清新要求……日、英、米の再抗議……

帝國財政　（三一一—三五四）

序詞……舊時代の財政……財政の紊亂……幕末の國勢……米納制度……貨幣制度の不備……財政革新……明治年間歲計比較……歲計の發達……維新後の財政改革……十一年後の發達……十九年後の發達……二十七年以後の歲計膨脹……維新以後歲出入統計……國庫金の取扱……財政の公示……德川時代の稅法……海關稅……新政府の稅制統一……稅制改革の結果……地租改正……地租改正の効果……地方稅……增稅及び新稅……日淸戰役後の稅法……三十一年後の增稅……國民の彈力……海關稅……稅制の整頓……舊時代の起債法……藩債の償還……金札引換公債……秩祿公債……神官祿公債……起業公債……鐵道及び海軍公債……整理公債……軍事及び事業公債……外債募集……第一外債……第二外債……三十年後の內外債……帝國政府の信用……現在の公債高……幣制の統一……造幣事業……銀貨本位……金貨本位……現行貨幣制度……藩紙幣處分……紙幣の製造……不換紙幣の整理……紙幣銷却……小紙幣……民間發行紙幣……銀行紙幣……日本銀行兌換券……臺灣銀行兌換券……舊時代の銀行業……爲替會社……國立銀行條例……私立銀行……橫濱正金銀行……日本銀行……國立銀行の廢止……銀行條例……銀行の現況……特種銀行……外國貿易……貿易の擴張

侯爵　松方正義

陸軍史　（三五五—三九二）

公爵　山縣有朋

地勢と武備……兵制……兵農の分立……封建の起因……用兵法……兵器……小銃の傳來……築城術……日本武士の風神……外來の刺戟……西洋兵學……火藥製造……砲臺築造……三兵隊の組織……外國士官の傭聘……維新當初の兵制……兵制改革……徵兵令……六鎭臺……軍族授與……軍制改革……改正徵兵令……教育制度……勅諭……軍事智識の發展……旅團編制……要塞砲兵……師團編制……教育の進步……一年志願兵……協會……日淸戰役當時の軍容……日淸戰役の兵數……日淸戰役の効果……兵器……軍備擴張……衞生……司法……造兵……經理……經費統計表……備考

海軍史　（三九三—三一〇）

伯爵　山本權兵衞

太古の操舟……上古の海軍……南洋群島との交通……海賊追捕……源平の海戰……西國の船奉行……元寇……足利時代……葡人の來航……文祿の征韓……德川初期の貿易……鎖國政策……來艦の來航……我軍艦の遠航……海軍の振作……明治維新……明治初代の海軍……歐式海軍の創設……海軍の進步……普佛戰役……海軍省の創設……海軍始……鎭守府の創設……製艦事業……軍艦の增設……設備の進步……官制及び敎育……日淸戰役……日淸戰役の結果……海軍の擴張……官制の改革……敎育の發達……經費累年表

政黨史　（三一一—三八二）

伯爵　板垣退助閱
伯爵　大隈重信閱
浮田和民稿

上下の關係……封建制度……廢幕運動……維新改革の主動者……立憲政體の因由……幕政失墜の原因……幕末の三論派……大政奉還後の形勢……鎖國主義者の豹變……大政奉還……王政復古……議會の端緒……大政奉還後の形勢……山内容堂の献言……太政官の設置……徵士、貢士……代議制の發端……横井小楠の意見……維新改革の遂行者……維新當初の國情……藩閥の勢力……征韓論……三權分立……御誓文……立志社……大阪會議……民選議院設立建白……人權論……民權論の興起……政府の檢束……議院設立建白……民間の陰謀……府縣會規則の發布……民間の大運動……政府の壓迫……國會期成同盟會……政府の動搖……大隈氏とヒール……民間の二首領……自由黨……立憲政黨……九州改進黨……立憲改進黨……立憲帝政黨……板垣氏の遭難……自由、改進兩黨の對抗……兩黨の爭鬩……諸政黨の解散……華族令……新内閣官制……井上伯の條約改正……大同團結……三大事件建白……保安條例……政府の緩和策……憲法發布……大隈伯の條約改正……第一回總選擧……小黨分立……第一議會の政黨……第一議會と内閣……二大黨の聯合……第二議會の解散……選擧大干渉……選擧干渉の餘毒……司法官の公明……第三議會と内閣……國民協會……同盟俱樂部……第四議會……第五議會……第六議會……日清戰役中の第七議會……第八議會……政府と自由黨……第九議會……進歩黨……政府と進歩黨……第十議會……第十一議會……政府と自由黨……第十二議會……憲政黨内閣……内閣の内訌……政府と政黨……政府と憲政黨……第十三議會……立憲政友會……政友會内閣……第十五議會……内閣の更迭……第十六議會……第十七議會……第十八議會……對露問題……第十九議會……日露開戰中の第二十議會……開戰中の第二十一議會……第二十二議會……政黨の向背……政黨發達の大勢……政黨の本體……我國政黨の特色……政黨の効過……國民、政黨、政府……政黨の旗幟……結論

法制史畧

（三八三―四〇八）

法學博士　富井政章

開國……明治維新……國體……族制時代……慣習法時代……過渡時代……聖德太子の憲法……公法及び私法……祭政分離……職制時代……支那法摸倣の結果……武人政治……鎌倉幕政の特長……貞永式目……元寇……建武式目……德川時代……成文法の制定……階級制度……幕末……明治維新……法制の進歩……刑法、刑事訴訟法……兩法典の改正……改正案の要領……民法……民法編纂の經過……法典調査會……現行民法の内容……商法……民事訴訟法……裁判所構成法……辯護士法……民法、商法の附屬法……立法事業の成功……法律の敎育……獨立立法時代……概括……國民の同化力……日本の特色

法制一斑

（四〇九―四四八）

法學博士（ドクトル ユーリス）　鳩山和夫
阪本三郎

本邦發達の淵源……法制討究の二方法……本篇の内容……家族制度……氏神……古代の法制……物權及び債權……人事……婚姻……結納……離婚……御新造……血族……婚姻……養子……相續……大寶律令……物權の規定……債權の規定……消費貸借……受寄託物……親族……婚姻……夫婦の財産……離婚……任意上……對妻……對夫……法律上……離婚要件……養子……債權の規定……賣買手續……擔保法……目……大寶令との差異……物權の規定……相續……鎌倉幕府……貞永式人事の規定……婚姻……離婚……養子……夫婦の財産……相續……貞永式目の特長

開國五十年史
……建武式目……德川幕府……三法令……法律告知法……家康百箇條……物權及び債權……婚姻……夫婦の財產……離婚……離婚狀……相續……隱居……養子……自治法……維新……裁判事務心得……民法典の制定……民法……商法……商法の內容……概括

自治制度（四四九—四六八）
法學博士 清水澄
氏……戶……五保……家……五人組……莊園……村……名主及び莊屋……大都會……自由市……維新……市町村……郡區町村編制法……町村會……市町村制……特別市制……町村長官選說……市町村制改正案……郡制……府縣制

警察制度（四六九—四九二）
男爵 大浦兼武
制度の發達……警察の基礎……警察官の精神……武士道の涵養……維新前の警察……明治初年の狀態……警視廳の設置……地方警察……警視廳の變遷……憲兵の創設……司法警察……行政警察……行政執行法……組織の統一……監督官廳……地方警察の組織……內務大臣……警保局長……警視總監……地方長官……警視總監、地方長官の職權……警部長……警視……警部……憲兵……補助機關……警察費……統計一班……法令……憲法……行政警察規則……行政執行法……治安警察法……豫戒令……行政警察法規……精神的教育……武術教育……當初の教育用書……警官練習所……警察監獄學校……巡查教習所……衞生事務教育……刑事事務教育……外來留學生……外國應聘顧問……協會

監獄誌（四九二—五二〇）
法學博士 小河滋次郎
留岡幸助
古代の刑罰……貴族の處刑……盟神探湯の法……古代の行刑法……聖德太子の憲法……近江令……大寶律令……古代の刑部……刑罰の種類……古代の處刑法……唐制囚獄法……檢非違使廳……鎌倉幕府の設立……貞永式目……鎌倉時代の法衙……當時の刑名……建武式目……公家法度、武家法度……評定所……律令公布法……德川時代の刑制……地方司獄官……江戶獄舍の創設……病監……人足寄場……德川時代の拷問……獄制……牢內囚徒の制裁……給與……被服……入浴……獄制の實相……監獄改良論……明治初年の假刑律……新律綱領……海外視察……改定律令……囚人給與規則……官制改革……保釋條例……集治監……監獄費……新刑法……未決囚……懲治人……傳告者、誘工者……服役……教誨教育及び賞罰……監獄則改正……監獄の主管……監獄費の國庫支辨……感化法案……免囚保護事業……現今の監獄官制……幼年監獄……幼年感化監獄……警察監獄教育……行刑法の發達……監獄改良の遲延……基督教徒の獄制改良……

交通及通信（明治以前）（五二一—五四三）
男爵 前島密
序詞……太古の交通……航海の發達……大化の驛制……近江令以後の發達……私人行旅の不便……古代の驛家……諸道の開通……平安朝時代……源平時代……行旅難……元寇……建武時代……戰國時代……豐臣時代……德川時代……傳馬所……鎌倉時代……本陣、旗木屋……元祿時代……三都飛脚……客舍の設備……

助鄕法……官人の特典……享保の革新……文化以後の世變……彼理來朝時代……加助鄕……大勢一轉……明治の初年……助鄕法の弊制……交通の紛亂……陸運會社……通運會社……驛制改革の反對……客舍の改良……古代の通信……大化以後の狀況……德川時代……通信と文化……戰亂時代の通信機關……三都飛脚……封建と通信……幕末

遞信事業

（五四三—五六八）

男爵 田健次郎

古代の郵制……三都飛脚……明治初年の郵制……信書受領證……十六年の改正……遞信省……小包郵便……郵便法……在外日本郵便局……郵便函……米國の厚意……萬國聯合條約加盟……外國小包郵便……郵便局……郵便事務員……萬國聯合條約加盟……外國小包郵便……郵便局受取所……郵便函……郵便事務員……三等郵便局……遞送器の寢雜……配達の困難……郵便物の增進……外國郵便の增進……郵便國別表……郵便の收支……爲替法の起原……外國郵便爲替……三十五年の取扱高……爲替法の發展……外國郵便爲替……我配達の特色……郵便貯金……幼年者の貯金……預金の增加……貯金の放資法……貯金の各種統計表……急報機關……最初傳來の電信機……最初の官設……電信奇譚……延長……電信線統計表……無線電信……外國電信……內國電報數……外國電報數……電信の收支……電話の創設……長距離……電話統計……架設事項……電話線統計表……電話器械……電話の收支

鐵道誌

（五六九—五九八）

子爵 井上勝

序詞……幕末の國勢……英國密航……往時の交通機關……渡河の困難……各藩の小鎖國……往時の荷物運搬……往時の船舶……小鎖國と大鎖國……明治政府の開國方針……汽船……人力車馬車……海陸聯絡の必要……鐵道の紀元……外資輸入……東京橫濱間起工……鐵道に對する物議……隈藤二氏の果斷……民間の敷設論者……鐵道豫算の鼻祖……『ゲージ』の決定……外資取扱方の變更……大阪神戶間起工……鐵道管轄の沿革……京濱間の開業……京阪間起工……鐵道寮の移轉……阪神間開業……京神間開業式……外國銀行との紹緣……國難の影響……起業公債募集……邦人の獨立工事……技術者の養成……京都、大津間開業式……長濱、敦賀間起工……敦賀線開通……私立鐵道會社の起原……官設鐵道の擴張……長濱、關ヶ原間……關ヶ原、大垣間……鐵道公債募集……中山道線……半田線の起原……信越線の起原……中山道線の變更……東海道線の着手……東海線の全通……官私線の延長……私設鐵道……一千哩祝宴……鐵道國有說……結論

海運業

（五九九—六五四）

近藤廉平

開國以後の日本……海運の進步……太古の航業……韓國との關係……唐との交通……海賊……八幡船……朱印船……西洋との交通……權輿……太平洋初航……第二回遣羅馬使……外敎の禍亂……鎖國の理由……鎖國後の日本人……大船製造の解禁……開國通商……橫須賀造船所……幕末の船舶……郵便蒸汽船會社……三菱會社……共同運輸會社……日本郵船會社……大阪商船會社……航路擴張論……日淸戰役の大輸送……海外航路開始……航海造船奬勵法……航海奬勵の結果……特定助成航路……造船奬勵法の結果……船舶現數……船舶增加比例……海員現數……航路延長……定期航海線路……地方廳命令航路……海運業者……造船所、船渠……海事機關……行政……法律……航海奬勵法……合格船舶……造船奬勵法合格船舶……奬勵費、助成費……外國貿易從事の日本船舶……

開國五十年史
…日本船舶の運搬量……外國に於ける日本船舶……清國……韓國……香港……蘇西
通航……日本貿易船の收入……列國船舶噸數……列國汽船噸數……列國大汽船會社
……蘇西運河通過船舶……海運の發展……日露戰役と海運力……過剩の海運力……
軍事供用船……戰役後の國力膨脹……航路擴張……外國貿易と我運
搬力……東洋各港と我船舶……東南洋の海運……清國の開發……南洋の發達……巴
拿馬運河……日本海運の最項點……世界海運業の大勢……我海運の將來

本邦教育史要（明治以前）　（六五五—六八四）　伯爵大隈重信
國體……氏族制度……君民の關係……文武不岐……韓國の服屬……儒教の傳來……
儒教の日本化……神儒佛三教の調和……律令制定……大學國學……私立學校……和
魂漢才……文學の興隆……教育の普及……學問の衰頽……金澤文庫……寺子屋……
足利學校……武士道……當時の國勢……家康の勸學……綱吉……吉宗……德川時代
の學校……光圀……古學復興……蘭學……藩學……私塾……子弟の關係……精神的
教育……體育……結辭

明治教育史要　（六八五—七〇三）　侯爵西園寺公望
維新以前の教育……維新當初の形勢……學制發布……師範學校……中學、大學……教
育令……改正教育令……當時の國情……十八年の改正……小學教育……中學教育……
師範教育……帝國大學……視學官……森氏の教育主義……獨逸學說の流行……國
粹保存主義……教育勅語……小學校令の改正……小學教員保護法……小學校教則大
綱……井上氏の施政……二十七年後の施政……三十二年の施政……三十三、四年の施

政……專門學校令……私立學校……國定教科書……義務教育年限延長……帝國大學
の擴張

教育瑣談　（七〇三—七四八）　子爵田中不二麻呂
文化の淵源……幕末の狀態……理事官の海外派遣……學制發布……米國費府萬國博
覽會……明治初年の狀態……教育令……文部省の組織……定額金……
……督學局……小學校……巡回教育……補助金……授業料……師範教育……小學教員
退養料……小學補助教員……傳習員の海外派遣……大學職官……大學の沿革……學
術の獨立……大學の獨立自治……植物園……中學校……外國語學校……女子教育……
……東京女學校……女子師範學校……女子海外留學生……訓諭演說……體操教育……
音樂教育……幼稚園……外國教師……海外留學生……教科書……教育博物館……圖
書館……學士會院……文部省年報……教育雜誌……全國諸學校表……小學校表……
主要諸學校表……海外留學生表……外國教師表……地方公學費表……博士表……結
論

高等教育　（七四九—七六四）　法學博士　文學博士　男爵加藤弘之
緒論……朝鮮文物の傳來……支那文物の傳來……古代の學校……學問の衰頽……古
代の分科大學……國學……支那留學の困難……學問の復興……聖堂……各藩校……
歐洲文物の傳來……蘭語の通譯……醫師の蘭學研究……米艦の來朝……識者の自覺
……專門歐學の研究……海外留學生の派遣……蕃書調所……西洋醫學校……東京大
學……分科大學……留學生の增遣……大學の擴張……東京大學紀要……東京學士會

院……結辭

民間教育 （七六五—八一八）

浮田和民

文化の素養……國民の同化力……蘭學者……西善三郎吉雄幸作……青木昆陽……前野良澤……杉田玄白……人體解剖實驗……新日本の一記念日……蘭學者の苦衷……解體新書……大槻盤水……宇田川榛齋……坪井信道……洋學の發達……林子平……高野長英……渡邊華山……外交と蘭學……中濱萬次郎……勝麟太郎……杉田成卿……新宮涼庭……緒方洪庵……西洋醫學所……佐藤泰然……佐藤尚中……林洞海……維新前後の難局……福澤諭吉……慶應義塾……福澤氏學生の事業……著書……演說の創刱……新聞事業……翁の計……新學問の推移……新島襄……同志社……大隈伯爵……早稻田大學……成功の三要素……私學の貢獻……村上英俊……尺振八……中村敬宇……近藤眞琴……津田仙……杉亨二……私學の勢力……明六雜誌……共存同衆……私立專門學校

商業教育 （八一九—八四八）

法學博士 天野爲之
（ドクトル、オブ、フヒロソフキー） 鹽澤昌貞

往時の商業……商業の位置……都會の發達……工藝の發達……商業制度の發達……商人の勢力……商人の位置……位置低き理由……教育不足の理由……徒弟教育……課程……丁稚小僧……番頭……富家の子弟……商人の德義……維新の影響……政府の產業奬勵……士人の商業……泰西思想の影響……商業教育の首唱……會計講習所……商法講習所……商業教育漸く興る……簿記學校の興隆……商業地位の昻進……

經濟思想の發達……高等商業學校……時運の發展……實業補習學校……政府の奬勵……教育制度の發達……實業教育の普及……高等教育の興隆……商科大學……早稻田大學……結辭

女子教育 （八四九—八八八）

成瀨仁藏

德川時代の女學論……古代の婦人……鎌倉時代……戰國時代……德川時代……王朝時代の一異彩……源氏物語……貞女道……泰西文明の刺戟……舊藩女學校……基督教女學校……私塾……勅諭……華族女學校……寺子屋……心學……初等教育……中等教育……往古の職業……古來の藝術……德川以來の才媛……女子大學……福澤氏の女子論……基督教的婦人觀……高等教育の理想……吾人の責任

歐洲學術傳來史 （八八九—九三四）

大槻如電

南蠻……砲術……宣教醫……歐船益〻來航す……天主教の傳播……築城術……秀吉と天主教……造船術……家康と萬國地圖……英蘭人の商權占有……葡西人の勢力衰頽……葡西人と豐臣氏……德川氏の外教禁止……英蘭人の文物輸入……遣羅馬使……寬永の禁教令……海防……島原の亂……將軍の巨砲實檢……外教嚴禁……鎖國自守傳來……長崎奉行……歐洲兵學……砲術諸流……折衷戰陣法……蘭方外科術……工藝の萬國地誌……天象曆法……洋學輸入の解禁……天文臺……邦人の天文書……洋學の直傳……調馬術……青木昆陽……蘭學の解禁……青木の著書……博物展覽會……前野良澤……工藝品の輸入……平賀源內の發電氣……屍體解剖……解體新書……反譯の困難……內科選要……大槻玄澤……蘭學階梯の感化……稻村の對譯辭書……山村の地理書……橋本の醫書、地理書……安岡の立志……蘭學奬勵の

助力者……森島中良の著書……司馬の油繪、銅版……風船圖の傳來……林子平の海防論……坂本孫八の野戰砲……桂川の北槎聞略……露西亞誌……和蘭正月……本多の西域物語……露國通商を求む……本木の天文書反譯……露西亞誌……新書……和蘭文法……露人北海を襲ふ……寛政の改暦……本木の天文書反譯……中野の暦象局……百科全書の反譯……英船長崎を掠む……海防書反譯……反譯……蘭學者の名譽……宇田川の著書……蘭文法書の續出……對譯辭書の續出……甲比丹ゾーフ……冶金術、硝子製造……理學の發達……蘭學の進歩……伊能忠敬の地圖……洋畫……奇禍……シーボルドの貢献……坪井の文法教授……化學の祖……蘭學者の災危……蘭人情報の秘密……高島の砲術……吉雄の粉砲考……蘭學者の災危……蘭王の開國勸告……箕作の歐洲史……洋式銃隊の公許……洋暦法……政法書の反譯……語明要……寫眞術、燐寸製作……洋漢醫の衝突……英文範、佛緒方洪庵……佐藤泰然……諸侯の蘭學採用……蘭醫方の禁止……牛痘の輸入……術の發達……外交と文化の發達……江川の海防施設……日米條約……學發達

數物學

（九三頁―九八二）

理學博士　櫻井錠二

理學範圍の廣大……本編記述の困難……古代に於ける學界の發達……德川時代の文教發達……理學發達の基礎……蘭學の輸入……蘭學者の恩惠……明治の餘澤……外人の厚意……現今理學研究所……萬國聯合加盟……理學發達の中心……本邦數學の由來……本邦數學史……舊數學の近世的解說……第二回萬國數學會……關の筆算法……關の創見……關の圓理……安島直圓……和田寧……舊數學の廢滅……舊數學者の軌轍……明治以前の新數學……邦人數學教授……菊池男の貢献……藤澤教授……

高木、坂井兩教授……東京數學物理學會……往時の天文學……志築忠雄の暦象新書……天文家と占星者……安井春海の貞享暦……吉宗將軍の理學趣味……天文臺の設置……東京大學の胚胎……明治の編暦事業……觀象臺……東京天文臺……天體の寫眞研究……緯度觀測……日蝕觀測……暦象新書……德川時代の物理學書……本邦寫眞術の鼻祖……大學に於ける物理學……ユーイング教授……工部大學校……山川博士……外人の三教授……地磁氣測量……市川盛三郎氏……志田林三郎氏……田中館教授……長岡教授……『ニッケル』の付磁法……岩石の彈性常數……理科諸教授……本邦の度量衡……舍密開宗……德川時代の化學實驗所……最初の外人教授……大阪の化學實驗所……アトキンソン教授……ダイバース教授……無機化學……松井教授……櫻井教授……工業化學……藥化學……竝和教授……久原教授……池田、大幸兩教授……農藝化學……キンチ教授……アイクマン博士……長井教授……田原教授……醫化學……地震學研究の要地……地震學研究會……ケルナ、レーブ兩教授……東京化學會……工業化學會……水平地震計……上下地震計……地震學論文……地震學發達の由來……谷教授……水平地震計の改良……本邦地震學の功勞者……日本地震學會々報……關授の地震計……地震の豫知……田中館教授の地震計……地震諸關係研究……應用的研究……地震と地磁氣……地震と緯度變移……地震と岩石彈性常數……地震と重力……地下溫度等……地震と地質……震災豫防調査會……氣象事業の制度……最初の測候所……天氣電報の制……中央氣象臺……地方測候所の設備……地方測候所員養成法……天氣豫報……暴風警戒事業……豫報の適中……海上氣象觀測制度……動植物觀察報告……磁氣觀測……氣象器械の檢定制度……中央氣象臺の出版物……本邦氣象學の進歩

博物學（九八一―一〇一四）

理學博士　箕作佳吉

維新前に於ける博物學研究……古代の大學……中古の博物學……德川時代の博物學者……博物標本陳列會……博物學者の著書……德川時代の植物園……醫學者の蘭學研究……新學派の著書……蘭學者著書の價値……維新以後のスス學發達……モールス教授……ホイットマン教授……現代の我動物學……三崎臨海實驗所……海產動物研究の隆盛……理科大學紀要……動物學者の論文……外國學者の本邦動物研究……ジョルダン、ディン兩博士……アガシー博士……東京動物學會……動物學雜誌……外國文日本動物學彙報……動物學者の論文……東京植物學協會……研究の現狀……植物形態學上の大發見……植物學教授……植物學者の論文……地質學教授……地質、鑛物、古生物各學者の論文……植物學の研究所……鑛物研究……地質調査所……地味的地質學的研究……帝國地質調査所の目的……地質的地圖……地味的調査……地質的調査……鑛物標本蒐集……東京地質學協會……貝塚の發見……人類學及び古物學講座……古遺物の蒐集……日本と其附近の種族研究……東京人類學會

醫術の發達（一〇一五―一〇三六）

醫學博士　青山胤通
（ドクトル）　富士川游

發達史の六期……原始醫學……朝鮮との交通……儒教及び佛教の輸入……支那醫學の輸入……醫學校……佛教の影響……宋醫學の輸入……西洋との交通……南蠻人の來朝……天主教徒の施療……大友宗麟の貧民病院……信長の外教許可……南蠻寺内の療病……外教禁止……西班牙人來朝……蘭、英との交通……和蘭醫方の輸入……當時の西洋醫方……鎖國の餘弊……前野良澤……解體新書……蘭學の創始……英學の開始……西洋醫學の勃興……シーボルドの醫學校……手術の實驗……シーボルドの門人……漢方醫との衝突……銃創瘡言の上梓……英國醫學の感作……牧山修卿の渡米……明治初年の大病院……獨逸醫學の感作……米國醫家の感作……米國醫學の感作……醫學各科の發展……醫事雜誌……現在の醫師及び醫政……結論

醫學及び衞生（一〇三七―一〇五二）

醫學博士　三宅秀

藤井三郎……中濱萬次郎……幕使の米國派遣……米國藥の輸入……米國の醫書……ヘップボルン……横濱ヂスペンサリー……ヴエットル……英法、蘭法に更る……ウヰリス……ハーツホルンの內科書……ホプソンの醫學書……米國の齒科……看護術……衞生法の傳來……海外視察……英國の衞生行政……醫術開業試驗……花柳病豫防法……種痘法……エルドリッヂ……マンニングス及びアッシミード……萬國醫學會加入……衞生法の普及……軍隊の衞生……醫事衞生の行政制度……醫師、藥舖等の組合……開業試驗……醫學校……醫學、藥學の講習科……學會……研究所……傳染病研究所……衞生試驗所……體育……校醫……衞生會……病院……赤十字社

挿畫及び解說

高貴御眞影

文學博士　三上參次

孝明天皇……（一二八―一二九）
桓武天皇……（一二八―一二九）
後醍醐天皇……（一二八―一二九）
聖德太子……（一二八―一二九）
＊＊＊＊＊
藤原鎌足……（七六―七七）
和氣清麻呂……（七六―七七）
菅原道眞……（七六―七七）
平清盛……（七六―七七）
源賴朝……（七六―七七）
北條時宗……（七六―七七）
北畠親房……（七六―七七）
楠木正成……（七六―七七）
織田信長……（一二八―一二九）

豐臣秀吉……（一二八―一二九）
德川家康……（一二八―一二九）
德川光圀……（一二八―一二九）
德川吉宗……（一二八―一二九）
德川家齊……（一二八―一二九）
德川光慶……（一二八―一二九）
德川昭喜……（一二八―一二九）
ペリー……（一六八―一六九）
ハリス……（一六八―一六九）
バーク……（一六八―一六九）
伊井直弼……（一六八―一六九）
鍋島直正……（一六八―一六九）
松平永芳……（一九二―一九三）

大村益次郎……(二九二—二九三)
大久保利通……(三八二—三八三)
西郷隆盛……(三八二—三八三)
木戸孝允……(三八二—三八三)
島津齊彬……(四〇八—四〇九)
毛利慶親……(四〇八—四〇九)
山内豐信……(四〇八—四〇九)
三條實美……(四四八—四四九)
岩倉具視……(四四八—四四九)
藤田東湖……(七四八—七四九)
佐久間象山……(七四八—七四九)
吉田松陰……(七四八—七四九)
杉田玄白……(八一八—八一九)
前野良澤……(八一八—八一九)
緒方洪庵……(八一八—八一九)
福澤諭吉……(八一八—八一九)
中村正直……(八一八—八一九)
ペルリ提督饗應の圖……(一六八—一六九)
新島襄……(八一八—八一九)
＊　＊　＊　＊
紫宸殿
清涼殿
二條城……(二九二—二九三)
名古屋城……(二九二—二九三)
馬關砲擊の圖……(二九二—二九三)
大寶二年美濃國戶籍……(四六八—四六九)
東大寺懇田圖……(四六八—四六九)
末吉船……(六五四—六五五)
海外渡航朱印……(六五四—六五五)
羅馬に於ける支倉六右衛門……(六五四—六五五)
羅馬字印章……(六五四—六五五)
昌平黌講釋の圖……(六八四—六八五)
寺小屋の圖……(六八四—六八五)
長崎致遠館（フルベッキ及び其門弟）……(七〇二—七〇三)
南蠻人上陸圖……(九三四—九三五)
蒙古襲來書卷……(三二〇—三二一)

紀　淑　雄

後醍醐天皇

第九十五代の天皇にまします、常に政權の幕府に移れるを慨き給ひ、その執權北條氏を討ちて王政を恢復せんと謀り給へり。事洩れて、一時隱岐に蒙塵せらる。この時勤王の諸將四方に起りて、遂に北條氏を亡ぼせり。天皇乃ち京師に還幸ありて、天下一統の政治を行ひ給ひぬ、之を建武中興といふ。されど幾許ならずして、足利尊氏新政に平ならざる徒を糾合して、反旗を飜へせり、官軍克つ能はず。天皇は神器を擁して、大和吉野に遷幸し、遂に皇統分立の初をなし給へり。天皇の統を南朝と稱し、總て四代五十餘年にして、京都なる北朝に合一せり。

（東京帝國大學藏版）

桓武天皇

第五十代の聖主にましまして、平安京（今の京都）に都し給へる最初の天皇なり。此以前御七代の間は、奈良の京にゐませしが、天皇は其不便を察し、山河襟帶の地を相して、遷都を行はる、亦時世の進歩に應じ給へるなり。天皇はまた大兵を發して、前朝以來叛服常ならざりし蝦夷を討伐せしめ、遂に之を平定し給ひぬ。

（東京帝室博物館藏）

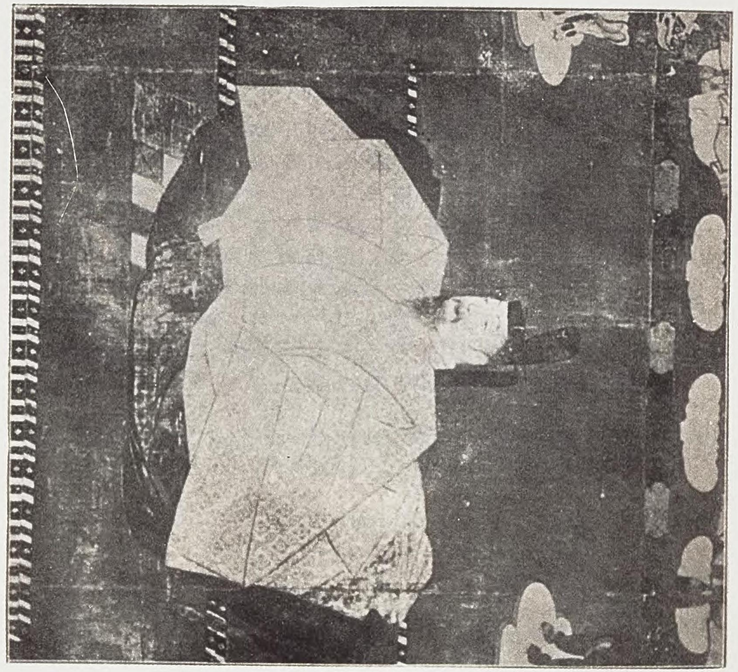

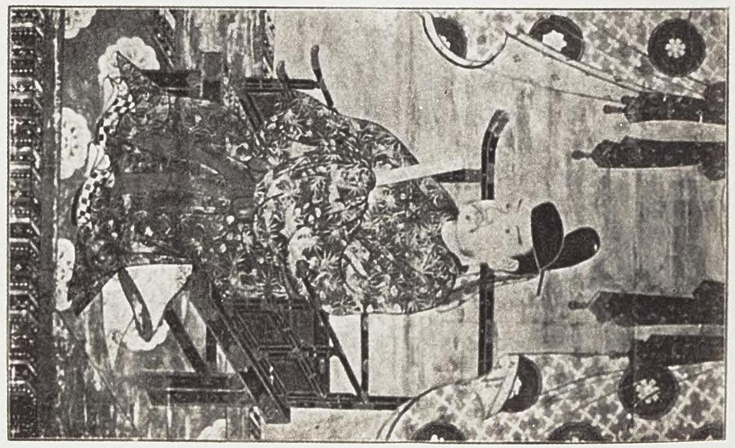

聖德太子

聖德太子は推古天皇の皇太子にして、當時の攝政たり。熱心に佛教を信奉し、力をその興隆に盡し給ひぬ。本邦に佛教の弘通することこれより盛大なり。また多くの寺塔を建立し、隨つて建築、繪畫を奬勵せらる。所謂推古式の美術これなり。太子はまた我國最初の憲法を制定し、上古以來の國史を撰修し、支那、三韓の文物を參酌して國家の隆運を導き給へり。又外交に於ては、前代韓土に於ける失敗の後を承けて、善く之に處し、更に支那隋朝に使聘を通じて、兩國交際の端を發し給ひぬ。要するに太子の事蹟は我上古史中最も顯著なるものなり。

（東京帝室博物館藏）

中臣鎌足

中臣氏は我國開闢以來系統を傳へたる豪族の一なり。鎌足其家に生れて氏族政治の末期に際會し、時勢の推移を察して、統一政治の基を開きぬ。其頃古來の名門大抵衰微したりしが、蘇我氏獨り非常の勢力を有し、專橫甚しくして、皇室を凌ぐに至れり。鎌足之を慨し、英明なる中大兄皇子（後の天智天皇）を扶け、蘇我氏の一族を誅滅して、國家を中興せり。ついで鎌足は皇子を輔翼し、唐制に則つて百般の制度を釐革し、所謂大化の新政を布きぬ。其後天皇より藤原の姓を賜ひしが、其子孫は累世大臣の要職を占め、皇室の外戚として榮貴を一門に萃めたり。

（東京帝室博物館藏）

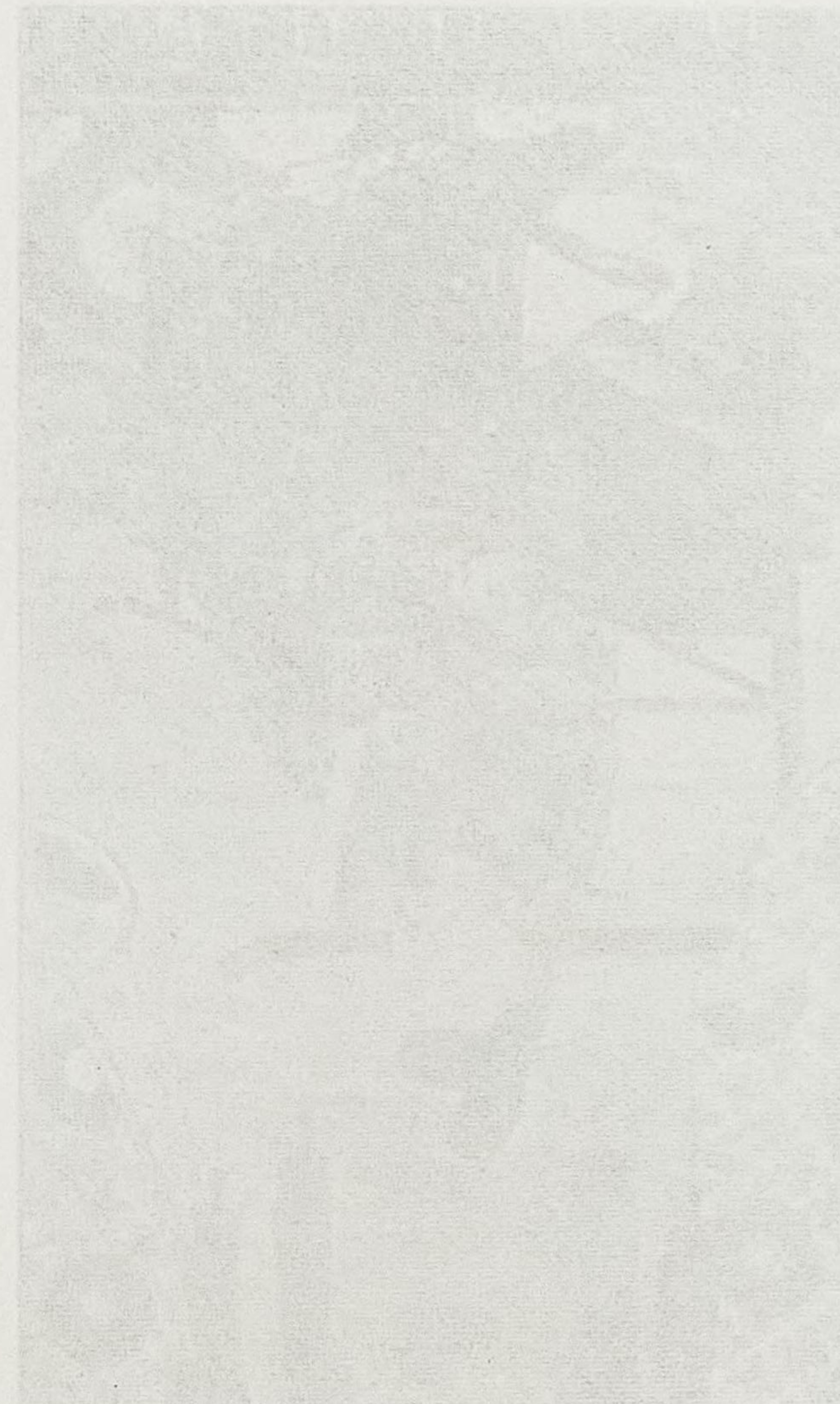

開國五十年史 上卷

伯爵 大隈重信 撰

開國五十年史論

伯爵 大隈重信

緒言

世界人口の過半を占むる東洋の諸民族は、沈淪して殆ど國家的滅亡に瀕せるに、日本帝國が獨り勃然として興隆せるより茲に僅に五十年、早くも歐羅巴洲に覇視せる一強國と砲火を交へ、名譽の勝利は彼をして震駭措く所を知らざらしめ、以て世界の視聽を聳動せしめたり。物に因なき果は結ばず、日本民族は必ず他の亞細亞民族と異なる傳說と歷史とを有し、其發達成熟によりて、此の如き光彩を發せるものならんとは、世界の想到する所にして、其原因は必ず識者の聽かんと欲する所なるべし。

三大理由

然り、日本は開闢の初より一系の主權者を戴き、極東の群島に完璧の一國を成し、曾て他を侵略せず、又他より侵略せられず、完全に獨立したる歷史を有す。二千五百年間綿々として今日に至りたる由來を說かんとせば、其端緖は甚だ繁からざるを得ずと雖、玆に先づ其要を提ぐれば、分つて天地人の三大綱とすべし。則ち一に天とは、日本民族は神國を保續して健存せること、二に地とは、地理的に稟けたる民族の特質を發揮せること、三に人とは、封建割據の競爭中に民族の智能を磨礪せることをいふ。日本民族の發展に關する總べての題目の此三項に包括せらるべきは、吾人の信じて疑はざる所なり。請ふ、先づ順次に之を詳說し、而して後開國以來現時に至るまでの進步を敘述せん。

神國

日本は神國として健存す

日本を神國といふ、其神は普通に宗教家の謂ゆる神とは差別して解釋せざる可からず、之が混同を避くるが爲に、先づ事證を擧ぐべし。嵯峨天皇の弘仁年中（西曆第九世紀の初葉）我官撰に成りたる姓氏錄といふ書あり、此書は當時現在せる京都

神國なる名稱

貴族等一千八百八十二氏の家系を記したるものにて、分つて皇別、神別、蕃別の三峽とす。皇別とは神武天皇以後歷代の皇胤をいひ、其以前に於ける總べての神の裔を神別とし、外國より移住したる家を蕃別とし、日本民族は此三類の貴族によりて統轄せられたるなり。尙ほ往古に遡源せば、皇別は神別中の宗家にして、日本建國の最初は神の支配したる事實明かに立證せらる。故に日本人は田夫村嫗も今尙ほ統治の大權は神の子孫に屬すべきものなりとの信念を有す。

神國といふ名稱は頗る遠く、今より一千五百餘年前に南韓の諸國にて、日本を神國又は貴國と稱へたる事は、歷史にも見えたれば、强ち日本人の自稱のみにあらざるなり。何れの國も最初は神權を以て民族を統治したる主權者あるは、幾ど史上の通則とも謂ふべきなれど、其主權者は大抵有史前後の競爭中に敗滅して、其系統は繼續せず、其政府は革命を經たるものにあらざるなく、韓地の諸國も亦此例に漏れざるに、獨り日本のみ神の國のまゝに健在するを以て、貴き國と稱したるは、亦古代思想の寫眞として見る可からずや。故に日本の皇室は他國の主權者の如く、謂ゆる姓を有せざれば、姓氏錄にも記載なし。皇別は皇族にはあらず、皇族の姓を賜

『ウブ』の國

はりて、臣下となりたる家なり。皇族は住所若くは領地等に依りて、某宮、某親王、某王と稱へ分くる必要あれど、天皇は其必要なきを以て姓を稱し給はず。

予は日本を國語にて『ウブ』の國と言はんとす、『ウブ』とは產れ出でたる儘に發育したりとの意にて、即ち自然的なるをいふ。日本に『神ながらも我子の治す國』といふ古語あり、神の子孫に統治權を託せられたる國との意味にて、惟神之國と漢譯せり。惟神に係る神の系譜は、古事記、書紀の二歷史に存す。古事記の始めに、開闢の天神を記して、『天地初發の時、高天原に成れる神を天之御中主神、次に高御產巢日神、神御產巢日神の三柱』とあり。之を宗教的に解釋せば、天御中主は宇宙の主宰にして、產巢日は造物主とも聞ゆれども、元來宗教にていふ人類以上の神とは全く其義を異にせり。此三柱の天神が大八洲即ち日本聯島の經營を創められて、子孫永く昌え、相互に婚姻を通じ、天御中主の系統永く此國を治すべしと言寄したる、是れ所謂神ながらの御子にて、天神之子と漢譯す。兩產巢日の神を一に御祖の神ともいふ、母の系統にて、外祖の義なり。其子孫は八十萬神(群神の義)と榮え、高天原に神集ひに集ひ、神議りに議りて、貴族會議の政府は始まれり、神別の家は過半其

新嘗祭、大嘗會

後裔なり。藤原氏の如きは其一にして、上代より有力なる貴族として連綿繼續し、以て今に至れり。故に日本人の神に對する概念は、我と尊神とを區別し、其尊神に服從して、之が祐護を求むるにはあらず、たゞ祖先に對し、毎年まづ年穀の收穫を供へて報謝し、其前に於て家族集會して歡樂を合はせ、業務上の融和を計るにありて、他國人の神に事ふる慣習の如く、自己の福利を要求するが爲に祭祀祈禱するとは大に異なれり。

今日に至るまで新嘗祭とて、皇室第一の儀式として、嚴重に行はれつゝある祭典あり。是は開初より繼續し、皇祖の天照大神も親ら行はせられたる事にして、即ち毎年に一度の新嘗祭、一代に一度の大嘗會は天皇の至重なる務なり。新嘗祭は年年の新穀を以て酒を釀し、山野海川の產物を備へて、天皇親ら之を祖神に供祭し、國土安穩、風雨順適にして豐熟を得たるを報謝する爲に開かるゝ大宴會にして、之を豐の明り(一に節會)といひ、大抵松明を燃して、夜分に行ふを例とし、祖神の前に子孫一族相會飮して洽歡するなり。大嘗會は其儀式最も盛大にして、全國より二箇の國郡を神にトして定め、其地の新穀を以て黑酒、白酒を釀し、悠紀、須岐といふ二棟の

加美の意義

加美と外來文明

假屋を造りて嘗祭をなし、古樂を奏す。豐の明りは夜の祭り、夜明の祭り、晝の祭りと、三晝夜に連なる大宴會にして、是は天皇即位に引續き行はるゝ神國の基礎となすべき大祭なれば、皇室と共に無窮に傳はるべきものなり。年穀の嘗祭は、古代には韓、遼より支那まで皆行はれたれども、彼國にては神國たる根本を失へるを以て、自然と廢滅せしに、獨り日本に於ける嘗祭は其根本と共に健在し、全國一般其禮に倣ひ、都鄙到る處の農村、皆新穀登らば祭禮とて產土神を祭り、家族を會飮し、今は都市となりて農田なき處も、尙ほ此祭禮は必ず行はれ、最も樂しむべき一年の祝ひ日となれり。

日本國民の神を崇敬するは右の理由にて、初めより惟神の統治の下に住みたる氣習に因れり。加美といふは己が上に戴くものゝ通稱にして、其幽顯尊卑の差別なきは、我特色と謂はざるを得ず。故に漢字を習用して、神、上、長、首を譯し分くるに、往々差別に迷ふことなきにあらず。或學者が帝を神と稱する時代を考へ、書籍搜索の勞を取りたる後に、國守も郡領も『かみ』といふに心付きて、自ら失笑したる奇談あり。此習慣は精神的の文明を吸收するに大なる効驗あり。初め支那より漢

字と共に儒學の輸入したる中には、道教其他種々の宗教的趣味を附帶して、我敬神の風俗に注射したれど、甞て融和して儒道、陰陽道並び行はれ、彼の神祇を我の天社、國社又は天神、國神に譯し、今に習用して怪しまず。其後佛教入り來りしが、初め異域の神とて排斥したるが爲に、韓地よりは百數十年も後れて流布したれど、終に神と佛とは全く別種のものにて、佛の說きたる教理の大に價直あるを知るや、斷然これを信仰し、神道、儒學及び陰陽術の長所を採り用ひて之を調和し、佛說も亦之に同化して、遂に日本の神は佛の權化なりと附會して、彼我の融和を計るに至れり。故を以て日本は古往今來精神的の文明教育には、如何なる宗教も包容して厭はざるのみならず、宗教の爲に郡村の團結を隔離せられ、宗教の衝突によりて、劇烈なる爭を引起しゝ等のことなし。在天の神も『かみ』と戴き、全國一般に嘗祭の儀式は繼續して行はれ、我信ずる所に偏執せず、他を排斥する念の甚だ薄きは、日本固有の特色なり。

日本人は我國が神國なるを以て、神より特殊の恩惠を享受すと信ぜり。固より此の如き理はなけれども、亦獨り神國として健在したる事實の上に特異なる點あ

るを見れば、天祐、神助といふを否認し難きものあり。其一二を擧げんに、上古天照大神の皇孫に三種の神器を授け給ふとき、寶祚の隆んなること天壤と共に無窮なるべしと宣へる神誥は、今に小學の兒童も皆誦する所なるが、國祚の無窮を期するは、何れの國の帝室、王家も同一なれど、特に日本が神國として健在したる久しき年紀間には、諸國通例の如く、帝位の相續に皇族相殘殺して、系統の絶えんとしたる時代もあれど、程なく皇別の家が繁榮するに至りたるは、他國に其例を見ざる所にして、殆ど奇蹟に類するものあり。又外國より侵されし事も尠からず、即ち寛仁(西曆一千十九年)の刀伊(契丹なるべし)、文永(一千二百七十四年)、弘安(一千二百八十一年)の元、應永(一千四百十八年)の蒙古(元良哈なるべし)、四度の襲來ありしかど、毎に我西國の兵に全滅せられざるはなし。殊に元は成吉思汗以來亞細亞、歐羅巴を席卷せしを以て、今日に至るも歐洲大陸は當時の記憶に因り、黄禍といふ恐怖病に魅せらるる程なるに、彼は支那を滅ぼしたる猛勢を以て、對馬海峽を蔽うて軍艦を送りたれど、海陸ともに挫敗したり。其際海上颶風起りたるを以て、國民は此戰勝の原因を目し、自己の防禦力にあらずして、神風にありと信ぜり。然も是れ夏秋に起る普通

の氣象にして、造船術、航海術の發達したる今日となりては、神力の信仰は消滅せんと思ひしに、最近の大海戰に於ける天候も亦我に利ありしより、國民は古來の思想を喚び起して、神の常に我を助くることを信じ、之を天祐と稱したり。

最も特異なる事實は日本に革命の亂を崩しゝことなきにあり。革命とは統治者の系統を改むる企にして、此不幸なる亂は外より侵されずとも、亦內より發するものなるに、我歷史には其萌芽だもこれあるを見ず。永き發達の年紀間には、諸國の事例に於けるが如く、權臣も出で、弑逆も行はれ、兵亂も續き、盛衰の索を綯ひたれども、獨り革命のみは發現せざりき。彼藤原氏が一系の宰輔の如く、一時帝室を擁し、幼帝を選立して、自ら其攝政となり、竟に關白の例を創めて、其威權帝位に迫りたる時の如きは、支那ならば或は簒奪となるべき勢なりしに、終始恭順を失はずして、攝關家たるに止まれり。其後武家の將軍が全國兵馬の權を總べて、威力を振ひし時の如き、數〻京都を蹂躙するに至りたれど、將軍は唯全國武士の支配を委任せられて、其幕府を開くに及びても亦尙ほ恭順を失はざりき。足利氏末年以來(第十六世紀)の大兵亂に際しては、諸國割據して幕府の政令も行はれず、京都の困窮は天皇の

供御すら缺乏を告げしめたれども、天位に代らんといふ意念だに萌せるものなかりしは無論なり。西國に覇視せる大内氏は莫大の金を献じて、太宰大貳を希望せしに、其れすらも許されざりき。斯の如きは皆神國として經過したる間に、最も危殆なりし時期を擧ぐるものにして、尚ほ此外に他國ならば革命となるべき機會は之なきにあらずと雖、日本人の嚴肅なる、曾て一指だも革命に染めたることなし。

故を以て日本人には革命と改革とを同視して、政治の變革に往々革命の語を濫用する奇習あり。天慶年中(九百三十九年)平將門が關東を亂しゝ時、皇族の裔なりとて、平親王と稱して皇室に僭擬し、幾程もなく誅せられたれば、後人は珍しげに是れこそ眞の謀反なれ、革命の亂なれと云ふ。而も彼は遂に自ら帝王と稱せざりしを以て之を觀れば、則ち彼が帝室を傾けんとの野心なかりしを證すべし。又後醍醐天皇の幕府を廢せられし時(一千三百三十四年)、足利尊氏が鎌倉に兵を起しゝを謀反と稱ふれど、是れ亦臣下の政權爭奪にして、革命の意念は毫も之あらざりしなり。近く明治の初めに將軍が政權を奉還し、維新政府が改革を斷行したるは、最も順序ある美擧にして、其間暫し國内の不折合を鎭むる爲に兵を用ひたれば、是れすら革命と誤稱する者あり。明治三年司法省に於て支那法律を參取し、新律綱領を修定し、之を奏上せし時、其中に反逆罪を存せしに、内閣に於て日本に反逆は起らずとて、是を削除せられたり。日本人が革命の意義を解せざるは、神國を保續したるに由り、他國に類例なきを以て、動もすれば違勅罪或は國事犯を目し、誤つて革命の語を當て嵌めんとしたるにても之を徵すべきなり。

國民の清潔を尚ぶは最も誇るべき特質とす。是は地理的に稟得したるが如くなれど、其根原は神は汚穢を嫌ひ、不淨を惡むと云ふ信念より來れり。上古より神に對するには祓、禊とて風に拂ひ、水に濯ぎて、身を清淨になす、これ神國に行はれたる原始的の敎なり。今日も神社に手水鉢の設あるは即ち其遺風なり。故に日本人は神に對して己が欲望を禱り、福利を要請することなし、唯不淨汚穢にして、神より嫌ひ惡まれんことを恐怖するを以て、古來君長となる者は、之に安心を與ふることを常に務めたり。政を國語には『祭り事』と云ふ、『祭り事』とは前に言ふが如く、五穀成就し、息災延命にして、國土安全なる爲の祭にして、從つて其祭に相應する國務を神かけて執行ふ事にて、其主要は專ら清淨にあり。國家の重要なる祭事は毎

年新嘗祭の外に、又春秋二季の祈年祭、六月及び十二月末の大祓等是れなり。其大祓の祝辭は今に神道家の誦する中臣祓なり。此文は中古に成りたるものなれど、古傳の遺意を存して、其大意を知らしむるに足る。總べて神に對する儀式は、祓とゝにて身を清淨にし、中臣祓其他の祓詞を誦するに外ならざりしに、佛法の流布益〻盛んなるに因つて、種々の祈禱法を輸入したれども、寺院に於て修行したる恒例の祈禱は、天下泰平、國土安穩、或は五穀成熟、息災延命の爲にして、僧徒は主として泰平護持の任に膺れり。是れ亦佛法の神國に同化したるを證すべき一例なり。

日本民族の清淨心を十分に表明したるは、六根清淨と云ふ呪文なり。即ち耳、目、鼻、口、身、心等外部の官能より心奥まで清淨にして、些の穢濁を點せず、水晶の如く透徹せば、清淨なる天地に住みて神祐を享くとの意味なり。此呪文は古諺にはあらざれど、中古に於て我清淨心をよく説明したるものにて、單純なる語中に深き趣味を含める詞とす。三百五十餘年前葡萄牙人にして、羅馬加特力教の宣教師なるザヴィエーの日本に關して述べたる語に、日本の風俗は清淨を尚ぶとあり。其後獨逸人及び和蘭人等も亦爾く記したり。ザヴィエー來朝の頃は天文の亂とて、全國兵亂

の極點に陷りし際なれども、國民尚ほ清淨を尚びたりしは、神國の氣習深く精神に融解し、和合したるを證すべし。此清淨は只清き空氣、清き水の中より生じたる風俗にあらず、六根を清淨にして神に對し、天地と人と同體になるてふ單純なる教の浸染したる精神の發露なり。菅原道眞の歌なりとして廣く世人の記憶する、心たに誠の道にかなひなは、祈らすとても神や守らんとは、日本人の神に對する衷心を能く言ひ顯はしたるものなり。外面より觀ば、日本人は甚だ宗教心に乏しきが如しと雖、元來內外清淨にして、清淨の天地に住むてふ精神なるが故に、至誠にさへあらば、神は必ず祐助し給ふとの觀念なり。淺くいはゞ、至つて無邪氣、換言せば、心に濁りのなき國民なり。此の如く清淨心を具したる社會なれば、世界の文明に一たび觸るゝや、宛然淨玻璃瓶中の清水に色素を注ぎて、忽ち燦爛たる艷彩を發するが如く、宗派的の執着もなく、利慾的の偏執もなく、直に其美を採取し、精神上にも、物質上にも、勃然として興起せるは、是れ世界の人の環視して怪しむ所なれども、此歷史的發展の由來を認識する者は、其理由を解するに難からず。約言するに、神國として健在したる國初よりの素養の然らしめたるに外ならず。

地理的の民族特質

地勢

日本は大陸と適宜に距離を存して、聯島を形成せり。其首ともいふべき中和なる部分は、大陸と遠く離れ、最も接近したる韓の半島角とは、壹岐、對馬の小嶼にて聯絡せり。然れども彼の英國聯島の歐羅巴大陸と僅に海峽（イングリッシュ・チャンネル）を隔て、晴天の日互に對岸を望み見るが如きにあらず。英國は互に望見する近距離にあるを以て、大陸より數〻征服せられ、其相互の競爭によりて、遂に盛大なるに至りたれど、日本は然らず、大陸と相見る可からざる底の距離を隔てたるが故に、大陸の發達不充分なる時代に於ては、不完全なる舟に乘じて、一潮汐には乘切るを得ざるにより、國初より大陸の劇烈なる競爭を受けしことなし。又國土の尾といふべき東北の緯度低き部分は、大陸と僅の海峽を存して聯絡したれど、此方面は沍寒にして氷結する荒蕪地なり。故を以て亦劇烈なる競爭相互の間に起らず、却つて民族の膨脹する餘地を存して今に至り、適宜に拓殖するを待てり。

然りと雖我聯島の位地は、赤道附近より亞細亞の東岸に沿ひて東北方に流るゝ

潮流と候風

暖潮に接す、日本にては之を黑潮、若しくは黑瀨川と稱ふ。又地學上に所謂『モンスーン』（候風）は、支那南角の日本海と分るゝ際より、恒に一定の方向を定めて、春は南へ斜に太平洋に向ひて吹き、秋は反對に向ひて吹く風なり。舊幕府の末まで、西洋に尚ほ汽船の發明なき間は、歐洲の船舶も支那の商船と同じく、此候風に帆を操りて往來し、貿易をなしたり。今は汽器、造船の大進歩によりて、候風の使用は殆ど忘れられたれど、往時之を汛季と稱へ、鎖國の際は汛季の春より秋まで警備をなし、冬は洋海に船舶の往來絶ゆる休期となせり。故に長崎番所を肥、筑兩藩にて隔年に交代警衞したるを半年交代と稱へたり、汛季は半年なるが故なり。然るに航海に風の順逆をいはぬ時代となり、汛季の必要の消滅したるは、僅に此五十年間の事なり。其以前に遡らば、潮流と候風とが我民族に與へたる關係は甚大なりとす。

日本の種族

日本は大陸との距離にて他の競爭征服を遮斷し、而して潮流と候風との作用にて、雄悍なる民族を吸收せり。有史以前より支那南部及び馬來群島、印度等より、此二つの作用によりて、各種の民族が適宜聯綴したる島嶼を傳はりて、冒險的に續々渡來したる者を、我祖先たる原人種の一部分とす。又東北には日本海を越えて、北

民族の地理的精錬

韓、韃靼(古の肅愼、今の滿洲)、蒙古及び支那北部等より種々の民族も移住せり。南より來りたる中には馬來人種をも含む可しと雖、概して冒險的氣象に富み、部落を團結して拓殖の智能を備へ、其成績は頗る良好にして、大國民と稱するに負かざる優等人種なりとす。北より來れるは固より大民族なれど、其中には偏武にて拓殖の智能乏しき人種も雜れり。故に北部の如きは多く荒廢して、後人に膨脹の餘地を遺留し置けり。惟ふに日本ほど多數民族の血を集めたる國は幾ど稀なるべし。而して是等が渾和して一の日本民族と化し、たるは、地理的の作用によること最も著しきものなり。

日本人は是まで人種の相異を理會せざりき。近來人類學の研究者は之を歷史の疎漏に歸するが如しと雖、未だ必ずしも然らざるに似たり。古代に於ける蝦夷人は農耕を知らず、漁獵のみにて生活し、九州島の隼人は蝦夷人よりは比較的文明にして抵抗力強く、其同化するまでには長き年紀を經過したれども、人種の相異によりて、互に反目したる痕跡を認めず。秦人、漢人といふ民族は、一千五百餘年前に秦皇、漢武の胤と稱する君長が、數縣の人々を率ゐて、韓地を經て移住し、養蠶織業及

び文學、政治の開進を助けて、各地に繁息したるものなれど、曾て人種の相異に障礙を感ぜしことなし。天智の朝第七世紀の後半)に百濟、高麗の滅びし時は、其王族と共に臣民を我に收容し、之に郡縣を給與し、其王族に與ふるに百濟王、高麗王の姓を以てし、兩國雜居の姿を爲さしめし事さへあり。姓氏錄は其後百五十餘年の比に成りたるが、以上の姓を蕃別に錄せり。日本人の同化力に强き事實は此の如し。近く二三百年間に支那、朝鮮より移住し、其姓を稱へたるもの頗る多けれど、些も人種の相異を感ぜず。最近五十年間に歐米より移住したる人も亦然るものゝ如し。予は之を神國の地理的精錬と謂ふ、精錬とは民族に化學作用を與へて、洗滌し烙煆し、酸鹹を濯いで雜分、惡質を去り、日に曝して色臭を滅し、而して純粹なる良質を存したるが、永き年月に光澤を發揮するの謂なり。

更に之を學術的に說明せん。日本は離島にして、外より競爭を受けず、四海波靜を祝うて、終には鎖國に安眠を貪りたる程に、生活の安全なる樂土なり。山野海灣の布置按排は適宜に漕運の便利を具足し、山巒を匝らし、谿谷を抱き、港灣を開いて、

物資の豐富

區畫を成したる形は、民族の聚落に對して、天然の城郭を與へたり。氣候は極南も之に住する者裸體に至らず、四季平均の緯度に斜めに位地を占め、衣服居住の簡易にして快暢なる、若し人爲にて布置を擇むとも、斯く滿足なる構造はなし得ざるべし。此に大陸の民族が移住して、神國の地理的洗禮を受け、同化したる理由を見出すを要す。

抑、生存競爭の原は動物的欲望の食物爭に起るものとす。然るに日本の地理は生活の材料は豐足したり。海には寒潮、暖潮の兩流によりて、鱗族の集まるを漁獲し、其夥しきこと網すといふよりも、寧ろ汲取るといふを適當とす。山嶺は國の七分を占めて、森林、土石、鑛脈に富むのみならず、羽族を呼び集め、獸類を繁息すれども其獸類は猪鹿の如き有益にして害少きものゝみにて、北部に多少の熊を產するに止り、獅子、虎、豹の如き獰惡の物なし。故に古代は海漁、山獵のみにて生活したる民族の聚落もあり。總べて日本人に牧畜、屠食の習俗なきは、神道、佛法の禁戒したるが故にはあらず、海魚、野獸夥しく、肉食の滋養を取るに餘りあるによれり。耕地の沃饒なる、產せざる物なく、農村の生活は每戶植物園主といふべき光景にして、家族

の數に應じて、一二町の耕地を所有し、主食、副食其他紡績の料より、果實の嗜好まで、總べて根、幹、花、實、葉、皮の六部の需要に從うて播種培養せば、收穫を得ざるなし。土產といふ語は比較的に其土の產出を善美とする意味にして、大陸に於ける土宜とは異なれり。此外に養蠶、養鷄を營み、燃料を山林に採り、每戶悠々餘暇ありて、田園を見回り、氣樂に日月を送りつゝあり。肉食は漁村の行商が魚籃を擔ぎ、曉夜を問はず、徒歩して各村を回り、殆ど無價の魚を賣配りて僅に勞費を償ひ、或は菜果を得て歸り、十餘里の外まで至らざるはなし、其至らぬ山奥は即ち猪鹿の產地のみ。此光景は人口繁殖したる今日とても尙ほ然り、但外國貿易により產業の增進を促され、彼等の作業を忙はしからしめ、會晤の時間を減縮せられ、生活の高まるを却つて憂慮する聲を聞くのみ。遡りて今の人口の半分、若しくは四分一に足らざる時代を想像すれば、其安樂なりし光景は眼中に描かる可く、而して其中に民族の同化したる理由は、彰然として自ら明かならん。

人類は外部の競爭と、內部の生活不安心との憂苦によりて、猜忌心、嫉妬心を發し、遂には未來の住地にまで競爭を起して、陰險、獰猛なる性質を化成するものなり。

日本に多住して家族生活に安心すれば、かゝる人類の弱點は自然と消滅し、天良に復して六根清淨となり、同し鄉里にありて婚姻を拒絶する必要もなく、辯論して相諍ふ理由もなく、互に相過ぎりて爐邊燈下に頭を聚め、團居歡笑の中に言語を共通するを得れば、人種相異の障壁はいつの間にか撤却せられたり。是れ日本民族が多數の血を集めて同化したる理由にして、毫も怪しむに足るものなし。長き年紀の經過に血淸せられて、雜質は灰となり、氣となりて遊離し、純淨なる血性に稟けたる質分のみ、永く精鍊せられて自ら存するなり。殊に日本民族の稟けたる男女尙武の性質は、太平無事の爲に決して消滅し得べきにあらず、機に觸れて忽ち發揮するは、內外の具に瞻る所なり。請ふ、少しく之を論明せん。

日本民族の尙武心

日本人の勇氣には、成吉思汗によりて代表せられたる蒙古族が遺傳したる血より來るものある可けれど、其蠻勇に伴ふ殘忍、陰險なる雜質はたゞ義勇、奉公の精粹を留め、最近の大戰に於て特に其著しき實現を見たり。又馬來人の血も遺傳すれど、其獰猛なる雜質は旣に游離して、獨り冒險なる氣質を存留せり。今は漸次に世界の競爭市場より挑まれつゝあれば、是より漸く洋海を健步する冒險事業に其血

性を發揮することならん。學問、藝術に於ても亦然り、各種の民族が同化したる遺物として、韓語も、韃靼語も、或は『アイヌ』語も雜りたるを發見せらるれど、皆早く美化して日本文學を發揮したり。漢字の輸入以來彼我の語格反對なるに拘はらず、國語を漢字に綴りて文明に邁進せしが、遂に假名といふ、極めて便利なる音字を發明し、象形字と音字と兩便を備へて、自由に言語を交換したり。此事は民族の統一に著大なる功を奏し、日本の極南より極北まで、言語不通の處とてはあらざりき。若し方音の訛りにて耳に通じ難き時には、字にて目に示すを得、而して支那大陸に對して總べて同文國として相親しむが如き、凡そ言文の兩便を斯くまで成功したる國は、未だ世界に類似を見ざるなり。其他あらゆる學問、藝術に觸れなば、直に之を諸方より輸入して、程なく日本化したる事實殆ど縷述に遑あらず、其詳細は各題目に就きて見るべし。

學藝の同化

島國の特徵

之を要するに、日本は島國にて大陸に遠ざかり、潮流、候風の作用を具へ其布置の適宜にして、良好なる地理的の關係により、世界の雜多なる人種を裒集して、一大民族を大成するを得たるなり。若し大陸に在らしめば、此成功は終に得て望み難か

精神的特徴

りしならん。英國も亦然り。彼も島國にて諾曼、撒遜、デーン等の侵略を被りたるにより、諸種の人種を集めて同化したる結果、アングロ・サクソン人とて世界に雄飛する民族とはなりぬ。日本民族は英國よりも多數の人種を集合して組織し、其雜質を去り、美成分を精錬したるを以て、一たび世界競爭の機會に觸るゝや、忽ち勃然として奮起したるは、蓋し此の如き島國の特徴なり。

日本人には猜忌心、嫉妬心等の弱點消滅して、天良に復したり、是を史實に徴するも亦明かなり。初め支那大陸より文明を輸入するに當り、神國の根本主義あるに拘はらず、儒學も、道教も、乃至佛法をも吸收したり。其狀雜駁にして貞固心なき觀あれども、皆これを清淨の心に融會して衝突せず、毫も害毒を受けざるは、之を美化と謂はざるを得ず。原來宗教上の精神教化ほど迷の多きものはあらず、彼の支那の歴史を對照し見るべし。儒教、道教の衝突は既に秦、漢の時代より始まれり。不世出の英雄たる秦始皇は長生不死を儒教に要求して得ず、終に道教に傾向し、是より道教流行せしが、又非常の英主なる漢武帝は儒教を主張しながら、道教に神仙を求めて得ず、秋風辭を作り、『歡樂極つて哀情多し、少壯幾時ぞ、老を奈何にせん』と愚

痴を溢して、終に佛教を迎ふる端を開きたり。其後の支那は道、儒、佛の衝突次第に劇烈になり、民族の弱點を侵して、今に彼大陸の精神界を攪亂せるは、其衰頽の一原因ならずんばあらず。然るに日本は神道、儒學、陰陽道及び佛教等並び行はれ、律令にも著はされて、各其要旨を闡明し、相衝突せざるは、最も民族の清淨心を表明するものなり。政治に於ても初は支那の文明を韓より輸入せしに、驀て直接に支那より吸收して、彼の制度、文物を選擇、採用したる結果は、天智天皇六百六十八年に至つて成文法に著はされ、猶ほも改修を加へて、國法の基礎となしたるは、世界の美を採つて消化する日本人の特徴を見るべし

天文年間（第十六世紀の後半）に基督教の渡來するや、當時の英雄織田信長直に其布教を允し、京都及び安土城に南蠻寺を建て、僅の年間に洗禮を受けたる者は、數百萬の多きに及べりと云ひ、同時に又西洋の武器、兵學、醫術、天文及び工藝を傳習して之を採用したり。當時有名なる城郭は西班牙、葡萄牙人等より傳はりし築城學に本づくといふ。日本人の世界より美を採用するに敏捷にして、偏執せざること此の如し。然るに其後西班牙、葡萄牙人が日本より排斥せられたるは何故ぞといふ

予が警告

に、彼等宣教師が或は狂熱の耶蘇教信徒を教唆して、神社、佛閣を焼き棄て、是により て國民の憤激を招きしのみならず、彼等が日本人の信教に容易なるを見て、奇貨居くべしとし、政治上の陰謀を企てたることの露顯したるに由れり。之が爲に將軍政府は禁教、鎖國の令を出だし、其結果天草の反亂を生じ、刑死者及び戰歿者を合して前後數十萬人の多きに達したりと云ふ。此事蹟を見る者は、日本往時の鎖國は日本人が進んで外人を拒斥したるにあらずして、外人自ら日本の治安を害し、日本政府をして、痛切に自衞の必要を感ぜしめたる結果たるを覺らざる可からず。

予が世界に警告せんと欲する一事は、外形より日本を見縊りて、狹小の島國となし、其内容の充實せるや否やを問はず、又民族の體軀矮小なりとて、其勇怯を問はず、殊に虚心にして、世界の美を採るに躊躇せざるを輕浮と誤認し、自ら大陸の弱點を忘れて、日本人の善に勇進するを侮蔑し、反つて容易に自己の罪惡を作るの行爲なからんことを切望すること是れなり。日本人は無邪氣にして、共に善をなすべしと雖、其愛國心甚だ強く、苟も自國に侵害を加ふる者あらば、非常に猛烈なる反抗力を現はす。是れ前にも述べたる、元寇を再度まで全滅したる所以にして、是より後

は朝鮮、支那の沿海に我海賊船の縱横に出沒すること三百年に及び、文祿年間(一千五百九十二年)の征韓軍亦之に引續きて起り、遂には馬來群島まで侵擊を試むるに至りたるなり。

然れども好意を以て來る外人に對しては、日本人程友愛なる國民はなかるべし。鎖國令の終期まで西洋人の野心を憤り、全國に排外的議論充溢したりしに、米國の使節ペルリ提督の來訪せる好意を諒せる後は、憤怒は漸次に烟となつて消散せり。明治の改革にて國是一たび開國主義に決定するや、國民は續々と歐米に向うて渡航し、自ら請うて其國民と握手し、之が敎誨を信受する兒童の如く、西洋人といへば、文明にして好意に富めるものとなし、往々西洋心醉と笑はるゝに至れり。是れ他なし、淸淨の天地に洗滌、淘汰せられたる特質にして、國の勃興したるも亦此特質に原因せり。

封建に磨礪したる民族の智能

今世界の學說に、封建衰へて王權盛んに、然る後法治の時代に入るとは、社會進化

の通則となす所なれど、四十年前まで封建を繼續し、俄に勃然として興起したる日本歷史には、別に必ず新理の存するを發見するなるべし。今其研究に資せんが爲に、古封建時代、過渡時代、新封建時代の三期に分ち、其梗概を茲に略述せん。

古封建の起源

古封建時代

古●●●●時代　日本の地理は小割據に適し、上古より數多の民族早く酋長部落をなし、彦、媛と稱する君長と、魁帥、戸畔、祝などゝ稱する酋長と、相交錯したる縣邑をなして、有史以後に現はれ出てたり。甲は神族なり、乙は異族なり、互に劍矛弓矢の武器を執つて權力を爭ひ、武勇を競へり。凡そ人は生活に安心せば、之に繼ぎて興るものは名譽心なり。酋長等が名譽心の要求は物質的裝飾を欲し、又年々に五穀成熟せば、嘗祭を爲して衆を會し、祭司の前に金玉の飾を耀かして得々たる、子供の如き『ウブ』の心より、自然に誘はれて封建の競爭をなしたり。

彼等は其名譽心により、活きたる神を祭主に迎へたるを彦、媛とす。因つて彦、媛は幽邃なる山林中に祖神を祠りて、國社、縣社となし、祭物を收納し、其山野を神靈の爲に保存し、其祭主を國神と尊敬したるを國造、縣主の起りとす。其社を中央政府(即ち高天原)に祭れる天社に連結し、天神の御子に統轄せられたるが、日本神國の組織にして、即ち古封建なり。天皇の信璽として今に傳はる三神器は、鏡は平和の神を表し、劍は戰時の神を表し、これに裝飾の玉を併せたるものなり。政を『祭り事』とせし古代の宰輔は、祭式を行ふ中臣部と、祭物を供ふる齋部と、歌舞をなす猿女と、鏡劍を鍛ふ鏡作部、玉を磨く玉作部、此五部の總長より成れり。其五部の技師を伴部と稱し、各地に土著し、職工を支配して縣邑をなす、其長を伴造といふ、日本の工業は此に起りたり。

日本民族の階級

日本民族を貴族、士族、平民の三大等級に分つは古來の習法にして、是れ即ち國民競爭に至妙なる機能を發くの端を成したり。貴族は太古の天神、國神總べての君長の裔にして、後に家別に姓を有す、因つて百姓ともいへり(今農民を百姓と稱するは其成落たる後のことなり)。士族は即ち伴部にて、職業多くは農業を以て各地に團結土著し、大御寶といひ、又良民ともいへり。平民は職工、農夫等總べての勞働者にて、古代には奴婢といひ、伴造支配として官の戸籍には登錄せられず、因つて其家を認めず(即ち姓なきもの)一に賤民といへり、然れども羅馬時代の『スレーヴ』とは大に異なれり。又國造、縣主の伴造に異なる所以は、其領地には伴部なく、其配下の

男女の執政

人民は總べて賤民のみなれど、亦家人と奴婢との二等に分たれ、而して家人の其私領地に於ける地位は、猶ほ伴部の公領地に於けるが如し。上古の伴造、國造及び酋長等は、皆此等の民を領して割據し互に名譽を競爭しつゝ發達したり。

宴席斬殺

彦、媛とて男女共に各地に政權を執りたるは、上代に女は祭主となりて神慮を和らげ、男は國務の勞を執りたるなり。日本の女は武勇を好み、醜女（勇婦の義）、女軍などありたれど、一般は最も自然的に優柔を主となし、只武勇の男を愛したるを以て、武勇の男は國君、縣主の貴女に歌を以て婚を求め、許諾を得るを名譽となして競爭したり。是も亦武を勵む一因にして、優等の君主には女を獻じ、之を采女と稱したり。故を以て國勢競爭に因つて、對等國より婚姻の強請をなすこともあり。例へば上古出雲、伯耆の簸川は其上流の山谷に高志族割據し、下流の縣主に婚姻を強請せし時、素盞烏尊其縣主を助け、上流の酋長を宴席に於て斬殺し、縣主の女稻田姬と婚したり、其時詠じたるを三十一字の和歌の始とす。

宴席斬殺は日本民族の最も名譽となしたる武勇の行爲にして、暗殺狙撃とは異なり、歐洲に行はるゝ決鬪よりも難き晴れの業なり。蓋し宴會は男女の名譽市場

なれば、擧動沈着にして、醉うても犯す可からざる精神を存するは、神國男子の常に鍛錬する所にして、敵對行爲の起るべき席にても、從容と娯樂し、變忽ちに起るとも、防禦の術を盡して斃る、之を『死しても櫻色』と稱す。まして勝果するは非常の名譽なり。神武天皇は此の如き競爭に優勝し、大倭に京都を奠めて稜威を展べ、酋長等を感化したれども、尙ほ東北の蝦夷人、西國の熊襲隼人が强硬なる抵抗によりて、競爭の磨礪を與へたり。爰に日本武勇の模範として擧ぐ可き例あり。人皇十二代景行天皇の時、熊襲の梟帥自ら無雙の武勇を誇りて、王政に抵抗せしかば、小碓皇子の年十六なるに詔して征討大將軍となす。皇子は乃ち宴席斬殺を行はんと、同齡の勇士二人を選みて隨從となし、姨の倭姬より贈られたる美麗の女服を携へて熊襲に下り、對陣の間に密に女裝して、二勇士を婢となし、梟帥が陣中に入つて宴席に侍し、其醉臥するを覗ひ、懷劍にて刺貫き給へば、梟帥は小碓皇子なりと聞いて、天下無雙の勇士を斃す、皇子の御名を日本武と奉ると云ひて死したり、因つて日本武尊と申し奉る、即ち仲哀天皇の御父なり。

其比は韓地に任那府を置き、彼國縣を服屬せしが、仲哀天皇は熊襲、新羅を征服せ

國郡制の起源

んとて筑紫に幸し、行營にて崩じければ、神功皇后代つて渡海し、新羅を征服し、御子の應神天皇其志を繼ぎ、軈て百濟、高麗を服屬し、國威は遂に韓地まで發展したり。是れ實に西洋第三世紀の後半なり。此時代は荒地廣く、人口稀なるを以て、土地よりも人民を貴重し、酋長等姓を賜はりて國造、伴造となり、領民は伴部となるを榮とし、相率ゐて京師に貢獻しければ、各地に官家とて官倉を建て、其制を韓國まで及ぼし、國宰を任じて支配せしむ、之を國郡制の起りとなし、王權は世を逐うて益〻盛んになれり。此の如くして割據の體は漸々融解して統轄の勢成り、京師の政府は彼等の家名(即ち姓)を重んじて其保續を務めたり。然るに是れと共に貴族の間に領民の競爭起りたるは、特に注意を拂ふべき事項とす。其一事を擧げんに、支那の文明を漢字と共に輸入し、金玉の飾りは廢れて、衣冠の制に改まり、因つて絹の需用起りしかば、應神天皇の末に移住したる秦民をして蠶業を興さしめしに、貴族等これを掠めて己が私領地に使用し、官業は次第に衰微せしに、此事却つて各地に蠶織を播布する媒助となり、雄略天皇の御宇(第五世紀の末)秦君に其民を聚めしめたれば、絹布の貢獻堆積したるに因つて、太秦の姓を賜はれり。秦は『はた』と訓じ、機業の義

なり。是より又『うづまさ』と呼ぶことゝなり、今に國産の首位を占むる蠶絲、絹織は『うづまさ』の遺物なり。

一般土地の農産は、專ら水田に主要食物の稻を耕作して、陸田は開墾せざりしに、桑園の開けしより、一時領主に利益を與へたり。山林に至りては唯獵場に供せられ、殆ど猪鹿の牧場の如くなりしが、元來獸獵は武勇鍛鍊の競爭場として、男女共に之を娛樂となせり。雄略天皇は英姿を負へる君にて、葛城山の獵場に野猪猛り出で帝に向ひければ、弓にて刺止めて蹴殺し給へり、蹴殺は古き角力術なり。獵畢つて、逃げたる舍人を斬らんとし給ひしに、皇后野猪の故を以て舍人を斬るは豺狼の君主なりと、帝を諫め給ひければ、帝は后と車に上り、萬歲を呼び、人は鳥獸を獵れど、朕は善言を獲て歸ると宣ひき。後に獸獵法は之を弓馬の道に結ひ付けて、武家の甚だ重んずる所となり、近く封建の終りまで存せり。

又雄略帝は后妃の內助を得て、蠶織其他の工藝を興隆せられたり、其政績は日本男女の特質を表明したるものとす。日本の女は優柔を主とし、純ら子女の養育を務め、男の事業に干涉することなく、最も自然的なれども養育の一點より子孫繁昌

して、其祖名を發揚する熱情は、尚武の血性と抱合して義勇奉公の乳漿となり、更に之を兒子に含哺して、大和魂を成す。故に一旦家名の興廢に遭遇せば、其勇氣平日に倍する却つて男を凌ぐものあり、神功皇后の征韓に於ける即ち其一なり。雄略帝より後封建衰へて、王權盛んに、政治變化の時運に進むに從ひ、京都貴族の意見衝突して互に軋轢し、遂に弑逆の禍を見るに至りたれば、太后を位に即け(五百九十三年)之を推古天皇とす。二十歳の聖德太子を攝政となし、內には佛法を國敎となし、外には韓地を回復し、新に支那を統一せる隋と國際の交法を定め、彼の制度を傳習して、律令儀制を定むる準備をなしたるは、此女王の時代にあり。尋いで大化元年(六百四十五年)より天智天皇時に皇子主動者となりて、國郡及び兵政統一の制を實施せらる。是より先き支那有名の英主唐太宗高麗に軍を用ひ、其子高宗新羅の請に由つて、更に大兵を韓半島に出すや、其波動は蝦夷に及びしを以て、天智帝の母后齊明天皇即位後、越後の方鎭阿倍氏に命じて蝦夷を伐たしめ、秋田、渡島より肅愼(黑龍江地方)まで攻入りしに、唐の大軍韓地に攻入りければ、天皇親ら天智帝、鎌足等を將ゐて筑紫に巡幸あり、駐蹕六旬に及ぶ、婦人の御身としては實に壯なりと謂ふべし。不幸にして筑紫の朝倉行宮に崩じければ、天智天皇素服して渡韓の軍事を指揮せられしが、百濟、高麗共に支へざりしを以て、其君臣を日本に收容せり。日本の婦人は常には柔和なれど、危急に臨みて慌てざる乳虎の勇は、往々に顯はるゝことの如し。

天智帝の時、藤原鎌足が主任にて法律を撰定し、十年(六百七十一年)に頒行せられ(近江律令といふ)、古封建は內部に劇烈なる競爭もなく、國郡制の統一に就き、早く王權の盛んなる時代に進めり。

過渡時代　人口繁息の膨脹力に促され、地方貴族(伴造、國造其他有姓の家)の子孫分家して、其家名を保續する能はず、自ら領地を國宰の支配に入るゝにより、政府は封建を廢するよりも、寧ろ其家名を保續せしめんと務めつゝ、古國縣は自然と國郡制の中に驅り入れられたり。故に土地に附着したる士族は依然として存在し、其團結を固からしめんがために、主長を京師に求め、京師の貴族は、曾て古封建の主長が神社領として山林を占有したる例の如く、一區の開墾地に別莊を設けて、周邊の山林を庭園に圍ひ入れ、之を莊園と稱して占有せり。又佛法流布により、新に建立

せられたる寺院の如きも其例に倣ひ、之を寺領として土地を占有せり。政府は開墾地を以て舊き有姓家を保續せしめんと欲し、法律を以て他管人の墾地占有を停止したれど、法は既往に遡らず、莊園占有の結果は一轉して、漸く割據を形成したり。此新封建の主因は伴部家人等が、彼等各自の發達力によりて促されたる名譽心の競爭に外ならず。但生活の安全なる日本人は利慾の念甚だ薄きが故に、財産所有の權利を爭ふことなく、普天王土の理想にて政府が己の家名を保護するを信じ、政府も亦家名の保護を重んじ、法律は數度の改修を經て、文武の朝に確立せり、之を大寶律令(七百二年)と云ふ。其大意は官位を綱領とし、國郡制は官有地を有姓者に分給して家名を保續せしめ、其他は儀式的の準則を定むるにありて、荒地山林の法は猶ほ闕如せられぬ。

是に於て法律上は國郡制となり、事實上は封建を繼續したりしが、爾來地方士族と京師貴族と相抱合して家名に變動を生じ、其中より浮浪盜賊は起りたり。抑〻盜は日本人の最も惡む所業にして、强盜、竊盜は不赦の罪となし、徃々之を刑戮するに至れども、浮浪盜賊は名譽の競爭に起るものにして、財産の爭奪にあらず。蓋し政

府が舊姓保護を務めて、等級の濫與を拒むにより、士族は榮達の捷徑を求め、一時脫籍して浮浪となり、貴族、社寺の私領地に收容せられしに、政府は之を禁じ、豫め動亂を防がんとて、國郡に追捕を命じ、遂に此汚辱の罪名を與へたるなり。されど事實は彼等の多くは地方に名譽ある者にて、一たび其希望を遂ぐるや、或は貴族の緣由を以て京師に顯達し、或は私領地を開墾して地方の長者となる等、自然淘汰の力により、却つて舊姓は廢れ、新家は興り、此新陳代謝の繼續により、百姓と家人と位地を易へ、場合によりては、浮浪盜賊は氣力あるものゝ別名の如く成り行けり。

右は奈良朝(大和國奈良に都を置ける時代、即ち第八世紀)に起りたる變化にして、當時は女帝打續き、宮中の權勢盛んに、其結果として橘三千代といふ女傑出で、文武、聖武兩帝を養育し、己が產める一女即ち藤原光明子を聖武帝の皇后となし、藤、橘兩氏の權勢を朝廷に植ゑ付けたり。此時代の京師は康安無事にして、佛法、文學を興隆し、歌舞、音樂を奬勵し、法會に、外交に、官界に、宴會盛んに行はれ、衣服の美を競ひたれば、當時の文藝、紡織、建築術の如き、今尙ほ模範となりて傳はれり。されば女々しき時代の如くに想像せらるれども、實は尙武の氣風熾んに、六衞の兵馬を飾り、健兒

を養ひ、皇室の威嚴を耀かすと共に、皇族、華胄も兵馬を蓄へ、射的、騎射、獸獵を競ひ、騎女、力婦を貢せしめしことあり。外部には西國の隼人並に東北の蝦夷を征服して、國郡制を全國に及ぼし、盛んに拓地開墾をなし、地方士族に弓馬の道を傳播し、因つて以て献身的勇氣を鼓吹したるものなり。

新封建の萌芽

此の如く新封建の萌芽は地方士族と共に發達し、京師の政府は舊家保續を務むれども、自然力の淘汰を免るゝを得ず、權力排擠の餘、藤原氏獨り此競爭に打勝ちて、朝廷を其獨占舞臺となせり。平安の遷都（第九世紀）より以後女帝を立てず、貴族の排擠も絶え、男女相會して文藝を競ひ、宴飲に娯樂し、豪奢を極め、律令の下に榮爵を握つて、『繁昌貧乏』と成り行けり。之に反して地方士族は土地の富源を開墾し、弓馬の道を以て朝廷に貢献し、貴族に給仕し、武士の家名を興して名譽競爭を勵めり。

武家の新勢力

當時京都の官人は顯達なれども貧しく、地方の武家は卑賤なれども富めり。而して貧しき者は次第に弱く、富める者は漸次に強きを加へたり。

公家、武家の貧富は此の如く懸隔したるを以て、或は京都より暴斂を加へ、地方は之を抗拒し、其衝突よりして騒亂の生ずべきが如しといへども、原來利慾の念に淡き國民は遂に這般の爭を起さず、藤原基經の子孫攝關家となりて權力を逞うしてより、全國より名譽の求心力を集中し、領地を其莊園となし、京都は其貢献を以て榮耀の費を補足せり。此時代に平將門、藤原純友の如き東西同時に亂を起し（九百三十九年、四十年）、京畿に群盜蜂起したるも、是れ亦武名の競爭にして、租課に對する抗拒にあらず。是より攝關家以下大貴族の家には、有名の武士をかゝへて莊園の差配を委ね、之を御家人といひ、家人の禮にて待遇せり、故に又家禮といへり、即ち家隷なり。武家も亦各家子、郎黨を養ふ、家子は家族にて、郎黨は門客なり、之を同勢と稱し、引率して貴族の家に伺候するを以て侍の稱あり。是に於て武士は榮爵の門を少しく開放せられ、其限界は國の權守、又は檢非違使六位の判官（即ち衞門少尉）等にて、五位の判官を極度の榮となせり。之を大夫判官といひ、大豪族に與ふる官位にして、總べての武士はこれを高枝の花と眺めて、面々に弓馬の道を習ひ、鄉村も講武場と化し、農夫も武事を勵み、今に兵衞等を以て命名するは、其遺習の尚ほ存するなり。明治に至り士の常職を解き、徵兵令を四民平等に施行せしも、其素養あるが如き兵を民間に得たるは、斯く久しき由來あるが爲なり。

武門僧徒の衝突

奈良の都より傳播したる弓馬の道は、儀式的より入つて、精神的に鍛錬する術なり。關白道長（第十一世紀の初）は膽勇ありて、源頼光、頼信足弟等皆推服せしが、其比曉勇の武士は頼信及び平維衡、平致頼、藤原保昌の四人と稱せらる。かく武士が貴族の家を守衛する京都となりたれば、貴僧も法衣の莊嚴のみにては心許なく、大寺には惡僧を集めて兵となしゝかば茲に漸く武士と衝突の端を啓くに至れり。

公武の盛衰

停滯せる水は腐敗し易きが如く、京師は藤原氏の集權となり、貴族間に競爭絶えしより、漸く文弱に流れしが、地方士族は之に反して、益〻競爭の度を加へ、其間に武勇を砥礪して、次第に京師に勢力を展ばし、尋いで藤原氏衰へて、白河天皇の親政となり、武士を院中に祇候せしむること、猶ほ攝關家の武士を門客としたるが如くし、其中より最も勢力ある者を選みて京都の守護に當らしめ、全國武家地の支配を委ね、源頼信の孫義家、平維衡の曾孫正盛迭に之に任ぜられければ、全國の武士は其御家人となりて麾下に屬し、國郡制は有名無實と成り果てたり。然れども土地の與奪は統治權に存し、武士も京都の貢獻には緩怠なかりしと雖、公家の經費は漸く嵩みて、領地に增稅を課し、地主も亦家子、郎黨加はり來りて、給養の餘地乏しく、從つて漸く諍訟を生じ、名譽に利慾を加味したる爭に移り行き、此比よりして名利、名聞といふ語は稱へられぬ。

源平の衝突

斯る趨勢なれば、無事に治まり行くべくもあらず、果して保元（一千百五十六年）、平治（一千百五十九年）の兩度に於ける兵亂は京師に起り、平清盛源氏を排擠して公家政府を奪ひ取りしに、二十餘年にて源氏復起り、壽永（一千百八十三―五年）の亂となり、源平共に天皇を擁して、互に鎬を削りたるは、國初以後始めて見る所なり。然れども是れ唯中級士族が家子、郎黨を率ゐて武力に訴へたるものに過ぎず、いはゞ講武所の大爭鬪にして、上級の公家も、下級の平民もさして其影響を被らざりき。蓋し武士は名譽を重んずるを以て、貴族の官服、僧尼の法衣を敬重し、利益を營む平民及び柔弱の婦女を侵凌するが如きは、最も家名の汚辱とする所なればなり。此時に際し、諸國の景況は著しく發達し、各地に寺院堂塔を起し、祈禱法會を行ひ、鄉村の豪族は壯大の邸宅に家子、郎黨を會し、京都番代に緣つて、集會に必要の歌舞、音曲などは、弓馬の道と共に敎習せられ、邊陬の地も存外に繁昌したるを徵すべし。而して京都に於ては平家二十餘年の榮華を極め、歌舞、音曲、文藝、刀鍛冶の如きは後鳥羽

新封建時代

天皇(第十二、三世紀の交)の時に至つて盛運の絶頂に達したり。然れども驕るものは久しからず、壽永の一役平氏の敗滅と爲り、源頼朝新に六十六國の總追捕使に任せられ(一千百九十年)、覇府を鎌倉に開き、全國兵馬の權を關東に收むる政治變革となりて、過渡時期を終り、是より新封建の時代に移れり。

新封建時代　鎌倉幕府は莊園の地主より京都の領家へ貢獻の路を保安する責任を負うて、平氏の六波羅政所跡に全權者を駐在せしめ、公家政府と交渉して事務を裁決し、諸國の有力者を毎國の守護(警察)及び莊園の地頭(稅務)に定め、其費用として莊園より少くとも所得二十分一以上の稅を徵收したり。當時地頭となる者は大抵將軍家人の勢力家にて、從來公家が莊園に望みたる增稅を擧げて鎌倉に吸收し、爰に二重の政府を現出し、聽て京都に廢幕論を生ずると共に、鎌倉には權力の排擠起れり。頼朝の子孫斷絶するや、頼朝の室北條政子其弟の義時と謀りて、源氏と女系の緣ある攝關家の幼子を立て、自ら後見となりて先業を繼續せしに、京都は之を好機として幕府を廢せんと謀られたり。是に於て政子は乳虎の勇を發し、軍兵を西上せしめて、三上皇を遠島に遷すに至る、之を承久の亂といふ(一千二百二十一年)。是より北條氏は幕府の執權となりたり、謂はゆる貞永成敗式目是れなり(一千二百三十二年)。大寶の律令は貴族法にして、士族の階級を規するの箇條全く闕けしが、爾來五百餘年間の過渡期に畫きたる歷史の曲折線は、此に至り始めて成文法として著はされ、武家は因つて家名を保護せらるゝを信じ、守護、地頭の下に暫し治安を保有したり。

貞永式目

侯伯の割據

佛教の新發展

莊園は開墾地占有に因つて成立したるものにして、自ら分割の狀を成し、割據をなすに足らざりしを以て、散漫の地は武力競爭のために黨及び一揆を團結したり。黨とは一族の團結をいひ、一揆とは他族の聯合をいふ。此等は皆旗幕、信號を一にし、協力して外部より來る爭奪を防禦したり。然るに守護、地頭世襲の結果、其權力を以て小族を集合せしより、遂に大名、小名相分れて競爭する動機となり、漸く割據の姿を形成するに至れり。

佛教も亦當世紀に進歩の一時期を畫せり。初め佛教は無宗旨の時に流布し、程なく三論宗を傳へ、次いで法相宗を弘め、次いで華嚴宗となれり。平安朝の初め、天台眞言兩宗を弘め、大乘的宗教の進歩を見たるは、皇室信依の力によるものにて、貴

族と結び付き、諸國の莊園を多く寺家領となし、佛教を地方に布植し、全國到る處の勝地には堂塔を起し、衆民に仰瞻せられたり。されば其宗風自ら貴族的にして、士民には寧ろ高尚に過ぎて適當ならざりしに、南無阿彌陀佛六字の稱名にて極樂往生を遂ぐと說く念佛宗起り、源平の亂に際し、心理修鍊を林下石上にても授くる簡易なる禪宗を弘め、鎌倉時代に至り、又南無妙法蓮華經七字の題目を唱ふる法華宗も始まれり。武士の頭腦には學問もなく、政治もなく、利慾もなく、全く『ウブ』なれど、一旦激せば、一種の元氣を現はす。然るに禪僧は更に心理を說きたれば、忽ち彼等の信仰を得、弓矢の道と抱合して士族的宗旨となり、而して念佛、題目の簡易にして、現在、未來を語るの敎義は、忽ち下級の平民に信仰せられ、靡然として都鄙を傾くるに至れり。是に於て貴族、士族、平民の三級社會に宗旨を分ち、合しては文明を補導すると共に、別れては競爭の度も亦高まれり。僧徒の法衣は久しく衆民に畏敬せられ、政治に、戰爭に、局外中立の位地に立ちたれば、武力競爭の中に新興の宗旨が士民を感化したる効力は、頗る大なるものあり。因つて貴族的諸宗はこれを嫉み、禪宗に對しては少しく寬假したれど、念佛、題目に至つては痛く之を排斥したり。

京都の合議政治

北條を滅せる兩黨

要するに是れ亦政治の反射にして、果ては下級まで其光線に接觸するに至れり。

貞永式目を實地に經驗するに及んで、其成敗の利害は漸く地方に不服を生ずるに際し、前後元寇の難により要塞修築に民力疲弊し、加ふるに北條氏は防禦を口實とし、以て守護の權力を侵奪し、益〻諸國に怨を買ひたれば、後醍醐天皇は機熟せりと て廢幕を謀り、終に元弘(一千三百三十一年)の亂とはなりぬ。こゝに北條氏は一旦帝を隱岐に遷しゝに、楠正成義旗を擧げ、大塔宮を奉じて令旨を遠近に傳へければ、諸國の武士競ひ起つて更に六波羅、鎌倉を滅ぼし、天皇京都に還幸あつて、大權を回復せられ、大破格を以て公武兩家の有力者を混同し、雜訴決斷所を設けて、全國土地の處分を議定せしめたるが、是れ實に京都の中央政府に貴族、士族の合議政治を開くの端緒をなせり。

北條氏を滅ぼしたる者に二個の黨派あり、甲は公家黨にて、幕府を廢して壽永以前に復せんと欲する者、乙は武家黨にて、足利尊氏を推して源氏幕府に復せんと欲する者是れなり。北條黨は自滅を救はんと、先づ起つて鎌倉を取り回し、是より戰端を開き、尊氏往いて打拂ひ鎌倉に據れば、京都より又新田義貞を征討に下し、忽ち

公武兩黨の破裂となり、全國到る處に旗色を分つて蜂起し、尊氏は義貞を破りて京都に攻入り、又敗れて上皇の院宣を請ひ、遂に西國に下り兵を集め、再び攻上つて義貞、正成を兵庫に破り、京都に入りて光明帝を立て、後醍醐天皇は叡山に幸せられ、遂に六七箇月間全國動搖の兵亂となりぬ。是に於て天皇は吉野に潛幸ありて、京都の新帝と南北兩朝に分れて、互に黨派を募り、諸國は鄉村まで各自の利害に由りて向背をなし、北條の殘黨は大抵南朝に降りて公家黨に合したり、之を南北朝の亂といふ。初めは北朝側勝勢なりしが、幾程もなく權力の排擠內部に起りしに引代へ、南朝側は恢復の志念抑ふべくもあらず、親王、公卿奮つて各方面を督し、正平以來（一千三百五十年―七十年幕府の內亂に乘じ、三たび京都を回復して、住吉に都を遷しし、足利義滿諸將を糾合して之に當りしより、遂に形勢一變し、南風競はず前後通じて六十餘年の大亂を繼續せり。然れども是れ只貴族、士族の政治的黨爭にして、平民の正業は依然として秩序を失はず、諸國貢獻の路は自ら通じ、貴族、貴僧等の儀式、法會も猶ほ行はれ、京都の繁華は比較的衰へたれども、尙ほ能く舊態を存し、地方の要部もいまだ凋零喪敗するには至らざりき。戰爭の主動者となれる武家の多

くは、一族も兩黨に分れ、まゝ親子兄弟まで戰時には敵味方と分るれども、平時に復すれば家族となること、今の政黨が郡村に揉み合ふが如く、唯一は武力的に出づると、一は議論的に出づるとの相違あるのみ。蓋し當時の武士道は義滿の管領斯波義將が竹馬抄に『弓箭取は子孫の名を思うて振舞ふべし、限りある命を惜みて、永代汚名を取るべからず、さりとて二なき命を死ぬまじき時に失ふは、言甲斐なき名を取るなり。すべて武士は心をうかゝ〳〵とは持つまじ、兼ねて思案して持つべきなり。常の心は臆病なれど、渡邊綱（源賴光の勇士）が卜部季武に敎へたるも、最後の大事を兼ねて習せとなり』とあるにて、武士が死生の際に於ける用意の一例を推想すべし。弓馬の道は儀式上には種々の故實あれど、實地の活動に於ては各自に鍛錬したる哲理あり。延元二年（一千三百三十七年）足利方の勇將桃井直常、今川範國等が奧州の南軍と美濃に血戰して之を破りし時、直常は『戰に退かずんば、身を全うすることなし、先んずる敵には水ばなに少し退き、又立直して懸るには敵も退く』と言ひたるを、範國聞いて『桃井は强敵に幾度も負軍せし人なり、人の天命は左樣に故實によりて遁るゝこと有るべからず、先づ戰つて自力の盡くる時退くなり』といへ

封建の新形勢

り。總べて武道の實地活動には面々の工夫ありて、之を家風といふ。竹馬抄に『他人のよき眞似をせんよりは、わるき親を眞似てこそ家風を傳へ、人の跡ともいふべし』といへり。此の如く、武力の競爭は獨り死處を選擇するのみならず、亦死狀を潔くして、家名を揚ぐる名譽の業なるを以て、死生を念ふの感情により、平時に於て彼我憎嫉するが如き弱點なきは、大和魂の特色なり。

此六十餘年の長き爭亂に於て、最も苦痛を受けたるは貴族、貴僧にて、彼等は權門、勢家、社寺とて領地に優先權を有したりしが、兵亂の初めに早く之が鎭定を冀望し、年限を豫定して其收入の二分一を軍費徵發に出だしゝに、滿期に及べども兵亂鎭定せず、是に於て徵發頻りに至り、其半濟の地は軍功賞として分配せられ、遂に貴族、社寺は三分一に足らざる身代に減縮せられたり。又地方の武家は外部の競爭を防ぐ養兵の費に疲弊し、小族は黨及び一揆を組み、中族は應援を求めぬ。從つて有勢の大族は其守護權の下に餘多の被管契約にて隷屬する家をいふ)を有し、其中より守護代を選任し、益〻小族を團結して勢力範圍を擴張し、幕府の三管領細川、斯波、畠山などは三、四乃至七、八國を兼ね、山名一族は十餘國を兼ね、鎌倉の初に比すれば、更

に一層封建の形を具備するに至れり。明德二年(一千三百九十一年)義滿山名一族を京都內野に破り、明年大內義弘が居中調停に因つて、南北互に和を講じ、幕府は數國に勢力を有する大名を國持衆と稱して、合議政體を設け、義滿が政權の下に暫し統一の形をなせり。是に於て全國に貢獻の路開通し、頗る京都の繁華を回復し、義滿は北山に莊麗なる金閣寺を造營し、隱居して奢侈に餘生を送りぬ。是れ足利氏の全盛期にして、世に北山時代といふ。

大族、中族、小族の聯合は、獨立の權を有する粗糙の集合體なる上に、南朝の北畠、新田、楠等の勢力範圍も頗る廣く、其他東西に獨立の大族少からず、皇系儲位の爭より して又南北の隙を生じ、應永二十三年(一千四百十六年)新田一族の煽動にて鎌倉に內亂起れり、之を上杉禪秀の亂といふ。爾後復爭端を開き、京都三管領等の勢力によりて姑く國家の潰敗を防止し得たりと雖、關東は既に分離の形となり、西國も亦探題の支配に服せず、南朝側の北畠氏以下其隙に乘じて起り、此他種々の軋轢あり て、將軍義敎は赤松滿祐に殺され(嘉吉元年、一千四百四十一年)、義政に至り、管領細川勝元は山名宗全と衝突し、應仁元年(一千四百六十七年)兩黨各十萬の兵を集合して

新陳代謝

室町幕府を挾み、東西に陣を取つて、對戰十一年間の久しきに亘れり。此戰爭は權勢排擠に南北の黨爭を加味したるものにして、首領に擁せられたる勝元、宗全は其處置に苦みて死し、黨衆は遂に解散せり。此爭亂にて京都の邸第、寺塔は兵燹に罹り、歷代の文書、器物も大抵燒拂はれたり。暗昧なる義政は政務に怠り、兵亂を顧みず、東山に銀閣寺を造營し、茶の湯を事として自適せり。其建築の如き今日より之を見れば、規模狹小にして一豪家の別莊に過ぎざれども、當時尚ほ前代の餘を承け其造作には土佐光信の壁畫、後藤祐乘の金彫等あり。又茶の湯の流行に連れ、其器具を購求したれば、東山時代とて今に工藝發達の一時期に數へられぬ。

東西對抗の起りしより、諸大名は早くも幕府の無能にして爲すに足らざるを知り、各自國に歸りて勢力範圍の擴張を務め、孰れも貢獻を廢しければ、京都は凋落し、皇室、將軍より公卿、社寺に至るまで益〻窮迫し、中央の繁華は夢と消えて、哀れなる光景を現出したり。而して將軍の實權は細川管領の手に落ち、鎌倉公方の權力は上杉管領の手に落ち、全國は諸大名に分割せられ、驕て武家、門閥に新陳代謝の運命を兆せり。家名、家風を重んずる舊家は、祖宗の遺習に制せられて、其發達力に伴ふ能

はざりしかば、草莽の英雄は機を見て起つに至れり。延德二年(一千四百九十年)浪人伊勢長氏伊豆に旗幟を擧げ、相模の小田原に據りて北條早雲と稱し、忽然として勢力を關東に振ひたるが如き是れなり。又一向宗本願寺の僧蓮如は開祖親鸞の法燈を高く揭げ、書簡と遊行とに依りて專修念佛を弘め、東北諸國の大名を推し靡かしめぬ。其頃幕府の財政を怨みて德政一揆なるもの起りしに、又一向宗一揆起りて其宗を弘め、是に於て競爭の風氣は下級の平民に傳染したり。後柏原天皇は文龜元年(第十六世紀の初葉)に即位あり、本願寺の獻金を得て纔に其禮を行ひ、因つて本願寺は准門跡となりて、益〻勢を得たり。將軍は山城守護料の五分一にて用度を辨じ、公卿は多く徵租の爲、田舍の領地に往きて還らず、大寺は衰頽し、管領細川家は分裂して、愈〻潰亂を極めたり。

後奈良天皇の朝は皇室衰微の極にて、京都居殘りの公卿は家族と共に盜賊を避けて禁中に雜居し、帝は供御すら不足にして、纔に潤筆料を得て之を補はせらるゝに至る、之を天文の亂(一千五百三十二年―五十四年)といふ。競爭は平民に移り、初めは穢多をして一向宗徒を追拂はしめたれど、力に及ばず、因つて細川晴元は更に

戰亂中の秩序

法華宗徒をして之を攻めしめたるより、兩宗一揆の戰となり、屠殺、狼藉相酬い、目も當てられぬ慘劇を演ずるに至れり。而して東國、西國は其波及を豫防しつゝある際に、羅馬加特力教の宣教師葡萄牙人ザヴィエー等渡來し、基督教を傳へければ、西國の大友、大內等これに嚮往し、其宗風延いて京都に及びしと雖、ザヴィエーは國內に獨立の權を有する君主の多きを聞き、日本全國は大戰場なりとて、遂に東國に往かずして引返したりき。要するに應仁以後の亂といへば、日本の闇黑時代と稱せらるれど、彼の宣教師等の所見を記したるものを見れば、日本は尙ほ依然として秩序を有したるものゝ如し。曰く『貴婦人衣服の華美なるは日本に及ぶ國なし、職工、農夫まで宮中に教育を受けたる如くに禮儀あり、競爭心は名譽を以て奬勵せられ、正理の待遇を好みて貪慾を嫌ふ、盜賊を惡むこと甚しく、之を殺戮すとも異議を言ふものなし』と、以て日本の水土に精鍊せられたる特質は、亂世にも尙ほ光輝を失はざりしを證明すべし。

權力の推移

日本三級の民族が南北朝以來の武力競爭に磨礪せられ、終に應仁以來の混亂となり、宗門一揆まで起り、人三代を易へたる間に、武家が新陳代謝したる經過を概括

せんに、初めは將軍の實權が管領細川家に移り、中頃細川家の阿波守護代三好氏に移り、終りには三好の家老松永氏に移れり。鎌倉公方の權力は上杉に移り、長尾に下り、其他の諸大名も同じき運命に際會せり。之を換言せば、權力爭奪が內亂となり、遂に舊家は摧廢し、新人傑が新式の兵を以て其亂を鎭壓せんとしたるなり。凡そ亂の極度に達したる時代は英雄を渴望す、英雄は必ず其要求に應じて出づるものなり。政府は人民の影なり、撥亂の英雄も亦人民の影なり。正親町天皇（一千五百五十八年）の世に至り、管領斯波家の尾張守護代織田信長英邁の資を以て駿、遠、三の今川氏を滅ぼし、濃、江地方を打平らげ、上京して松永を誅し、足利將軍に代りしに、幾程もなく其臣明智光秀に弑せられ、次いで織田の部下羽柴秀吉明智を伐つて政權を握り、遂に陞りて關白となる。斯く門閥と草莽とを問はず、時代の要求に應じて風雲は英雄を出だし、以て異彩を歷史に放たしめたるは、最も趣味多きにあらずや。

信長は果斷にして、人を識る英雄と稱せらる。果斷とは人の疑惑する事を決するの謂なれば、世上俗見の非難ある點に於て其獨得の能力を顯現す。信長が神社、

秀吉
家康

佛閣を破却すとの謗を受けたるは他なし、當時宗旨は新舊を問はず、墮落せずんば則ち亂暴し、頗る衆民に厭はれたるを以て、彼は新に西洋より傳はりたる基督敎を採用し、幷せて其學藝を奬勵したるに由れり。此大果斷は佛敎の反撥を生じて、終に鎖國の反動を惹起したれども、亦世界の新空氣を吸入して、將士の智能を發揮し、以て今日日本の勃興する源流を導ける非常の卓見なり。若し夫れ彼が人を識るの明は多言を待たず、羽柴秀吉を卒伍より拔擢して家老の資格を與へしに徵して餘りあり。秀吉は唯愉快なる英雄と評しなば足るべし。彼は嘗て『吾に謀叛する者はあるまじ、吾ほどの主人はあるまいに』と言へりと。其頭腦の透明なる、實に淸淨なる神國の精粹を稟けたる人傑にして、殆ど他國に比類を見ざる所なり。常に活動を好み、一事定まれば、更に一事を企てたり。朝鮮征伐の如きは、日本の狹隘にして有功諸將に滿足の封地を分與するに足らざりしを思ひ、內國統一の餘威を藉つて朝鮮を征し、更に進んで明國をも略取せんとの希望に出でしならん。繼いで起りたる德川家康は、組織的の頭腦を軍事的思想にて鍛鍊し、政務に於ては細大精通せざるなく、且つ能く活動せり。加ふるに多藝多才にして能も舞ひ、碁も打ち、經

學を好み、又經濟に達し、實に理想的守成の器なり。是等英雄は共に日本民族の精鍊したる智能の結晶體たらずんばあらず。

天文以後新手を入れ換へて、大亂を繼續する四五十年に及び、如何に忍耐力の強き日本民族も、過度の競爭に殆ど屈託したるに、又秀吉に煽動せられたりしが、秀吉薨じければ、國民の要求は家康に集まりて、休養時期に進入し、『關ヶ原陣にて合戰は最早濟みたり』との言は、其頃稍深慮ある勇士の口より出でし所なり。要するに大阪陣の如きは、天正以來戰亂の惰力に過ぎざりしのみ。斯く內亂既に治まりしかば、是より休養の時期を利用し、以て其精力を外交に向けんとは、家康を始め、卓識ある英傑の意なりしに、西洋宣敎師等の無識妄動に因つて、遂に鎖國となりたるは惜みても猶ほ餘りあり。以後半世紀の間鎖國の爲に血を流し、而して之が犧牲となりたるものゝ中には、日本民族中最も精鍊せられたる智能ある人物尠からず。譬へば動脈に創痍を受けたるが如く、其夥しき出血は延いて精神上の疲勞を來し、暫く安眠の營養を要するに至りぬ。

此時に當り、若し開國せしならんには、其結果如何との問題は成立たざるべしと

武人の仁心

雖、又大亂後の疲弊に、武力と民力との差別あるを論究するの必要あり。當時武力の疲れたる事實は疑を容れずと雖、必ずしも財力の涸れたるにはあらず。從來の記者は信長が將士の弓馬競技の懸賞として乾栗を勝者に與へしにより、勝栗の名ありといふを以て、其儉素の確證となせども、其實武士は常に戰場に臨むを以て、口腹の贅澤をなさゞりしのみ。眼を轉じて彼等が能樂師に被せたる舞裝束を見なば、如何に綺羅を盡したるかは、容易に之を知り得べし。西洋宣教師等の紀行に、富家が客に接するに、金蒔繪の盆に銀箸を以て果を挾むを常とすといひ、到る處富み賑ひて、豪族の多きは羅馬、馬德利の盛にも比すべく、又諸國の大名が亂世にも殖産、興業を勉勵したるは、棉花、櫨蠟、煙草等の南蠻より播種せられて、其分布廣きに徹するも明かなるべく、特に豐、德二氏が盛んに金、銀、銅の採鑛を起したるは、尚ほ世の記憶に存する所なり。要するに大陸の通則にて島國を推料せば、誤り多きを免れず。我文明の源たる支那人は忠孝仁義を哲理的、形式的に說き廣めて冊を成すと雖、其事實となりて顯はれしは幾ど稀なり。日本人は單純に善を信ず、忠義と聞かば、直に己が獻身的の心に映じ、仁慈、仁政と聞かば、直に己が弱者を勞はり、勞働者を愛することゝ認む。辯解に訥なれど、實施するに敏なり。故に兵馬馳驅の間にも、衆民は平常の如く耕織、產業に勉勵し、武士は之に向つて暴行を加へざるのみならず、却つて他の妨害を禦ぐに務めたり。

封建の功德

にあらざれど、日本の武士が農夫の握飯を喰うて低頭し、禮を述べて立ち去る質實の感情は、彼の文字に形容し得ざるべし。

江戸幕府の休養は、鎖國政策を强行せんが爲に遲延したり。敎徒驅逐の故に數萬の血を流し、竟に國內の疲弊を招きたりと雖、五代綱吉(第十七世紀)の終の頃までは尚ほ繁榮を極めて、所謂元祿時代を現出したりき。然れども之を平和後に起れる休養の積成と思はゞ誤れり。信長、秀吉、家康と三代引續きたる富殖の結果は、是より以前に早く顯はれ、元祿は却つて衰勢の初めなることは、日光に往きて寬永に成りたる東照宮と、元祿に成りたる大猷院廟とを比較しても知らるべく、又前には蘭船及び唐船の輸入に制限なかりしが、元祿より蘭船五艘、唐船八十艘に制限したるにても著明なり。武力に於ては初めは疲れたり、今は衰へたり。故に元祿に生存したる遺老が父祖より直接に聞きたる物語、即ち亂世に鍛鍊したる武士道の有

樣を筆記し、青年を訓戒すること當時の流行となり、之を聞書といひ、以て生存競爭に智能を磨礪したる紀念を遺したり。衰ふとは或る意味に於て社會の事物が形式的になりて、精神の消亡するをいふ。支那の儒者が王道を論ずる形式は甚だ詳にして備はれりと雖、數千年來之を實現するを得ざると同じく、當時江戸の武士道も形式のみ進んで、精神は既に衰へたりき。抑、德川氏が將軍として日本を支配したること二百五十餘年、此間僅に天草の一揆を剿滅したるのみにして、殆ど全く戰亂の變無かりしは、蓋し萬國史上比類稀なる治世といふべし。是に於て文藝、學術の如き欝然として復興したりと雖、國民は却つて太平無事に狃れ、遊惰逸樂に耽り、戰國時代に發達せる進取果敢の氣象を失はんとせり。外交の刺戟絶えたるの際、內部に於て若し郡縣一統の制度を有せしめなば、此間に士氣全く消磨し去りて、文弱の弊或は收拾すべからざるものあらんとす。然るに幸にして當時の封建制度は帝國をして此運命を免れしめたり。封建の日本は上に正當の主權者たる天皇を仰ぎ、次に武力を有し政權を握れる將軍を戴き、其下に大小二百六十有餘の諸侯ありて全國を分領し、而して將軍、諸侯は文武の道を以て其臣下を訓練すると共に、

各自外來の侵凌と危險とを防禦したり。此組織にて平時に四十萬の軍籍ある士卒を養ひ、戰時に百萬の兵を動かすべき準備あり。故に其訓練の方法は今日に異なりと雖、單に其數を比較せば、現今の常備軍に二倍の兵を有せしなり。之を歐洲の史蹟に比するに、我戰國時代は歐洲の中世に於て列國が干戈を以て相尋ひたるが如く、德川時代は今代の列國が外交、國防を以て互に國威を發展せんと努むるが如く、軍費の爲に經濟上の發達を阻害したりと雖、此競爭に因つて、太平の惰眠を警醒し、士風を鼓舞し、智力を磨礪し、元氣を振作し、英雄崇拜の觀念を昂騰し、以て能く武士的精神を維持したるは、其狀宛然歐洲列強國際競爭の縮圖に髣髴たるものあり。獨り其相異なる所のものは、現代の列國は一般國民を敎育し、全國の壯丁に國防の義務を負はしめ、德川時代の日本は武士以上を敎育し、此種族に政治、兵馬の權を有せしめ、將軍、諸侯が其威權を維持して、外侮を防ぐの用に供したる點に在りとす。古代に發生し、戰國に成長し、德川時代に維持せられたる此一種の精神は所謂武士道にして、維新の後武士は常職を解かれて、其特權を失ひたれども、其精神は依然として滅びず、溢れて武士以外の人民を薰化し、歐米の學術智識我國に東漸する

や、此と抱合して以て今日帝國の文明に貢獻したるものなり。約言するに德川時代の太平は一方に學術、文藝の進歩を致し、他方に藩領相互の競爭によりて、智識と氣力とを煉磨し、世界の大なる角逐場裏に進み入るべき準備をなしつゝ、後來米使の來航を待つて、其蓄積したる勢力を應用したるものと評すべきなり。

古來の大勢

開國以後の發展

以上の事實と形勢とを概括せば、地理的に優勝なる地位を占めたる島帝國は、其內國各地の團結が、上古より利慾的競爭に趨らずして、名譽的競爭を事とし、因つて武勇を磨礪し、特殊の氣風を養成したるものにして、是れ歐洲及び其他の國々の封建制度に徹して、曾て見る能はざる所なり。此古代の封建は西曆第七世紀頃まで に廢れ、更に勢力漸く次の階級に移りて此に武族を生じ、天皇の下に文權を執れる貴族を首領に奉じて地方に割據し、互に武力の競爭をなしたる結果、將軍と稱する武權の首領を生じ、錢穀兵馬の實權を握り、尙ほ競爭を續けて第十六世紀の末に至りしが、德川家康將軍となり、諸大名は其武權の下に隷屬して多年を經たりしに、太

平の久しき將軍諸侯共に漸く其統御の實力を減じ、下層の武士、民間の處士は言論を抑へられ、登用を拒まれ、既に階級制度の弊に斃き、縞に國制の變革を望みたれども、習慣の惰力は牢乎として容易に拔くべからず、單に內部の勢力のみを以て之を飜覆するに足らざるが故に、地下の暗流は甚だ急なるにも拘はらず、外觀は依然として舊體を保持したり。然るに嘉永六年（一千八百五十三年）米使の來航に山りて俄然內外の關係を一變し、推移して遂に其政權を天皇に奉還し、茲に維新の變革を見るに至れり。然れども此變革をして若し單に內地の反對より生ずる政權の爭奪と、武家の格鬪とに止まらしめば、鎌倉以來幕府の興替相繼ぎたることゝて、德川將軍其政權を奉還すとも、或は取つて之に代はるもの出で、既往の歷史を繰返すに過ぎざりしや明かなり。然れども世界の大勢、外部の刺戟は此の如き舊劇の再演を許さず、同年天皇の親政と爲り、尋いで封建制度を打破し、進んで泰西政治の組織を採用し、諸藩主及び選拔せられたる藩士を以て組織せる會議に政治を諮問し、茲に夙くも立憲政治の萌芽を見るに至れり。然れども此の如き大變革を遂行するには、全く鐵火の勝敗に成否を決せざる能はず、少數の大名は幕府の廢止を以て、二

新文物の應用

三強藩の專斷に出で、天皇の眞意にあらずと爲し、此變革に反抗して戰端を開きしが、一歲ならずして鎭壓せられ、天皇親ら大權を總攬し、君主國一統の實を擧げ、遂に中央政府を東京に建てられたり、之を明治の維新とはいふなり。然りと雖、維新の政府は七百年以上を經過したる政權を、一時に恢復したることなれば、其基礎を確立するの容易ならざりしは無論なり。されば當時政府に向つて蝟集する困難に抵抗する力無かりしを以て、政府は此急に應ぜんが爲に、列藩より人才を選んで要職に置き、以て中央政府を重からしめしが、幾程もなく政權は二三大藩出身者の手中に落ちたり。是れ所謂藩閥政府、一に薩長內閣と稱するものゝ起原にして、此藩閥內閣は憲政開始の後にも尙ほ勢力を保持し、議會と竝び存して、我國政治組織の上に甚だ奇異なる形を成し、政治上に種々の困難を生ぜり。此形勢に對する不平の改革黨は即ち自由、改進の二大政黨なり。抑、維新の變革は有志家が國家存立興起の爲に、舊態を改革するの必要を感じたる愛國心の發現に起因するものにして、彼等の意に謂へらく、從來日本の踏襲せる絕對的孤立は到底不可能の事なりと。彼等は西洋の文明を物質的進步の上より觀て、之を我國に必要なるものと認め、之

を採用して智識を啓發し、長を取り、短を補はんと決心し、政法、理化、陸海軍、商工業の各方面に之を應用したり。而して有志家が此決心を爲すに至りし所以は、抑其故なきにあらず、即ち醫學によりて啓發せられたる智識に基くこと是れなり。回顧すれば曾て鎖國政策の爲に西洋の文明を輸入するの途杜絕したりしに際し、獨り醫術は此勵禁に洩れて、一縷の命脈を絕えんとするに繫ぎ、長崎を通じて西洋の學術は徐々に移入せられ、科學的智識の一端は不撓なる西洋醫術研究者の精神に依つて、一部人士の間に傳播せられたり。此涓々たる科學的智識の點滴は集注し、氾濫して、こゝに維新の彼岸に達すべき舟筏を政海に浮ばしめたり。斯くて維新の後政府は海外の智識を求むるに熱中して、使節及び學生を續々歐米に派遣せしが、其使節には主として政府部內に權力を有せる改革家の首領を擧げ、學生には學問の素養ありて研究の精神に富める有望の青年を選びたり。同時に外國の敎師を招聘して、內國の敎育を一新し、又專門の士、才能の人を雇ひて、各省の顧問と爲し、技術者を聘して、產業其他の改善を行へり。既にして外國に派遣したる使節及び學生が、西洋の政治、敎育、社會の組織に就き、驚くべき事物を見聞して歸國するや、其結

政治思想の發展

果は帝國の運命を支配する人々の思想に著しき變化を起すことゝなりぬ。從來彼等は謂へらく人民の義務は唯服從するに在りと、然るに今や自主、自由、獨立、權利の思想を生じ、人民も亦政治に參與するの權を有すべきことを認め、同時に有志者は口を極めて民選議院の必要を叫ぶに至り、維新の際天皇の下し給へる五箇條御誓文の其一大綱たる『廣く會議を興し、萬機公論に決すべし』との精神は、外より入り來れる權利、自由の思想に冥合し、終に事實に現はれて、二十二年に欽定の憲法となりぬ。

國民教育

國民智識の方面を觀察するに、改善せられたる教育の結果は實に顯著にして、維新以前は唯士大夫を教育して、其以下に及ばざりしに、維新以後は普通教育を實行して、四民同等の觀念を發揮し、更に高等の教育機關を設備し、下は小學より、上は大學に至り、旁系には各種の專門學校を起し、其結果として嘗て封建時代に闕如せし物質的文明の學術及び普通教育は、二大現象として國民の上に普及せられたり。

教育普及の結果

教育普及の結果として文學に、政治に、經濟に、理化に、醫學に、農學に、商業に、工業に多數の人才を輩出し、是等の人才は之を理論的に、又實際的に社會の光景を變化陶

宗教の變化

鎔し、以て今日の奎運を致したるものにして、維新前に四十萬の武士に限られたる教育は、維新後に於て國民全般の教育となりたるに由り、一旦大事あるに會しては、國民皆兵となり、能く國家を守り、以て強大の外敵に打勝ちたるものなり。約言するに國民的思想を西洋の思想と同化し、封建武士の精神を西洋科學の智識に結び付けたる結果、強力なる國民を打成し、以て外敵に克ちたるものなり。

宗教の變化を概言せんに、開國の當時基督教は舊來の法禁あり、國民は日本固有の神道と、支那、印度傳來の佛教とを奉じ、又儒道の倫常を以て行爲の模範と爲したりしが、由來日本民族の本質は他の宗教を峻拒するが如き頑陋のものにあらず。嘗て支那、印度の諸教を入れて、之を固有の思想と調和せしめたるが如く、漸次に基督教の教旨を理會し、特に新教諸國文明の事物に接觸して、其文明の由來を尋ね、遡りて泰西人の思想が基督教の感化を受くること深大なるを覺るものあり。其宣教師も亦三百有餘年前羅馬加特力教が俗權を布教に混同したると全く相反し、純ら靈性の救濟、人類の感化に力を用ひ、兼ねて教育の方面より人智の開發を助けたるが爲に、聰明の日本人は進化せる新派基督教が政權を混同せる舊派と相違する

ことを看破し、漸次に教禁解弛の運に向ひしが、維新以後政府は其往時の政體を恢復して、諸般の官制も亦皆古代に則り、神祇官を置きて、神道を復興するの姿を現はし、德川氏が保護せし佛教を擯け、其寺院の領地を收め其特典を廢したり。當時舊政贊成の者は佛教をも此の如く之を擯けて、神道を張らんとせしほどの氣燄なりければ、基督教に對しては極めて抑壓の方針を取り、長崎地方に德川氏の嚴禁時代より竊に加特力教を奉じたる信徒ありて、其事實維新以後に發覺せし時、彼等を投獄して、其審判を開きたり。然れども時代の思想は信教の强制を容さず、聰明なる政治家は寬大の處置を施して信徒を解放し、以て暗々裡に信教の自由を許し、同時に佛教は神道と並行して布教に努め、政府は苟も國法を奉じて治安を害せざる限りは、國民の信仰に干渉せざるの方針を取り、此制度の下に基督教の布教自由に行はれ、明治二十二年發布せし憲法に信教自由の明文を掲げて、國民に此一大權利を確保し、今日文武の官職、國會の議員たるに、宗教上の制限は一切之あることなく、維新の初め神祇官を諸省の上に置きたるもの、後に神祇省となり、又教部省となり、今日は僅に內務省中に神社、宗務兩局を置きて、社寺の事務を監するに止まり、宗教其

者に對しては全く自由なること、却つて歐洲諸國に過ぐるものあるは、五十年間最も顯著の變革にして、流血屠戮の慘を見ずして、短き歲月に此景象を示したるは、恐らくは他國に其類を見ざる所にして、日本の一大名譽なるべし。

陸海軍の改革に就いて一言せん。嘗て封建時代に於ては、兵なる語は武士と同義に認められ、各藩の大名は武士の臣下を以て軍隊組織を成し、之に依りて其領地を守りしが、維新の變後、政府は幕府の末期に於て外人を聘用せしが如く、初めは佛蘭西より、後は獨逸より陸軍の顧問を招聘し、彼等の意見に基づきて、歐洲の徵兵制度を採用したり。日本人は總べて愛國心に富み、兼ねて忍耐の性質を有し、最も兵士に適當せるに、加ふるに歐洲最新の軍事的教育を施しゝかば、其軍隊は露西亞帝國の大軍に對抗し、勝利を占むことを得たるなり。而して海軍は幕府の末路に其基礎の建設を始め、維新政府其緒を繼ぎて、更に其規模を擴張したるが、過去三十年間の大進步は世界の最も驚嘆する所なり。維新の當時は幕府及び諸藩の海軍を合しても、猶ほ僅に十數隻の舊式艦を有するに過ぎざりき。但海軍の創設及び其發達は西洋の專門家に負ふ所少からず。殊に英國政府は親切に良好なる海軍々

人數名を貸與して、東京に海軍兵學校を設くるの擧を助けたるが、今日帝國の海軍中に有爲の人物を生じたるは、此教育の結果たらずんばあらず。造船術も亦同じく近代の著手する所にして、日本最初の船渠たる横須賀の事業は、佛人の監督によりて起りしが、今日は全く外人の力を藉らずして、大船巨艦を製造するに至れり。吾人は嘗て論ずらく、古代より歐羅巴に多大の海軍力あるアゼンス、西班牙、和蘭及び英國の歴史を研究して、世界の商業場裏に競爭せんと欲せば、強大なる海軍の必要あり、因つて其擴張は刻下の急務なりと。要するに我國民は夙に航海者たるの天性を具へ、大船築造の禁止令發布せられざりし三百年前に於ては、多くの封建的武人及び勇敢なる商人は對岸の國々に渡航し、大に其威を海外に振ひたりしは、前に叙述したるが如し。而して斯る事蹟及び歴史は國民の冒險的精神に其感化を及ぼし、近年の戰爭に勇敢なる行爲を遂げしむる一大原因とはなりしなり。

海軍の進歩と密接の關係を有するは商船なり。日本は島嶼の集合より成り、極めて屈曲したる長き海岸線を有し、天然の交通機關として、造船、操舟の業を創むるに必要なる地位を有したれども、不幸にして德川時代の鎖國的政策は大船の建造

を禁じ、造船の發達を沮みたり。然るに維新の氣運と共に驚くべき變化を生じ、政府は海運業の創設及び發達に力を盡したりしが、明治七年（一千八百七十四年）民間に一汽船會社起り、政府は之に補助金を與へしに、後又競爭の會社起りて、亦政府の補助金を受けしが、此二會社は明治十八年（一千八百八十五年）に至り、今の日本郵船會社の名の下に合同したり。海運業を創始したる人々の熱心と、政府が其業を發達せしめんと補助したる寛大の處置とは、時代の必要に適應し、爾來商船の增隻と共に航海業は發展し、復往日に比すべくもあらず。蓋し此趨勢は他の商工業と同一の步調を以て、將來益〻其發達を見るべきや必せり。

電信、鐵道は共に官設の起工にして、初めは工部省に電信、鐵道二局を置き、外國人を雇ひて從事せしめしが、今は一切の工事を悉く我國人の手に收めて、遞信省の管轄に歸し、陸海の電線一萬六千哩に達し、近時に至り、又無線電信を採用して、其新式を創意し、日露の戰役、特に其海戰に於て絕大の效を現はしたるは、能く人の認むる所なり。鐵道は明治三年東京、横濱間に十七哩の線路を布設するに決し、三年にして竣工したるが、爾後私設の鐵道も亦前後相繼いで興り、明治三十九年には官私兩

線を合して既に五千哩に達したり。

信書の通達は封建時代に於て甚だ輕視せられ、書狀の往復隨つて僅少にして、諸藩主及び其臣下が江戸に住して其領地に通信するに、其急を要するものは特使を馳せ、普通の書狀は一月二回乃至三、四回の定期特發の使者によりて送られ、一般國民は僅に近地に書信を通ずるも、亦特使を雇ひ、隨つて其費用甚だ多く、爲に旅客の一たび家門を離れなば、故郷の音信殆ど絶えたるを以て、旅行を快樂とする今日とは全く其狀を異にし、憂愁は一般の旅情と認められたり。維新の後全國の小區域を打破し、音信、交通を四方に快達するの必要を感ずること甚だ急にして、此際諸般の文物を西洋に採るの氣運に促され、郵便も亦英、米諸國の制度に倣ひて、之を根本より改革し、從來市人の私業に委ねたる書信往復の事務を擧げて、悉く之を政府の手に收め、驛遞司を大藏省内に置き、更に其等級を集めて驛遞寮と爲し、其後内務省の管轄に移して驛遞局となし、其下に郵便爲替及び郵便貯金を起し、是等の事業次第に發達して、内地郵政の整頓するに隨ひ、大に外國の信用を得、進んで萬國郵便の同盟條約に加入するに至り、終に鐵道、電信、電話、船舶を管理する郵政を統一し、交通

機關を總管せしめんが爲に、遞信省を設置したり。是れ三十餘年間の變化にして、之を一切の信書を私人の取扱に委ねたりし明治初年の狀態に比するに、頗る顯著の進歩と謂ふべし。

是等交通及び通信の發達は國力の進歩に從ひ、農業より商工業に至るまで、其發展、進歩を助け、之に加ふるに政治の自由、敎育の普及、專賣制度の廢止（封建の滅亡と共に）、自由競爭の勃興等に由り、言語不通の障壁を除き、商業機關の不備を補ひ、之をして圓轉自在に活動進歩せしめたるの實蹟は、累年の統計表之を證して餘ありと謂ふべし。

是等の進歩發展と同時に、他の一面に於て條約改正の一大難案は國民の解決を待つことゝなれり。此問題を解釋するには、二十年以前よりの經過を述べざる可からず。我最初の條約は列國と帝國政府との間に締結せられたるものにあらずして、將軍政府と列國政府との間に締結したるものなりき。其條約の最要件は七箇の市場を開き、我國内に居留する外國人に治外法權を許し、其代りに外國人は開港場の周圍十里外に旅行券なくして旅行するを得ず、又開港場外に居住するを得

ず、又外國商人は關稅を五分以下の甚しき低率に定むる利益を受くる代りに、居留地以外に土地を使用するを得ざりき。此治外法權の制は國民の智識進むに隨ひ、之を遺憾として憤恚し、如何なる價を拂ひても條約を改正し、外人をして日本の法律に服從せしめんと決心し、又政府の收入增加の爲に稅權を有することの必要を認めたれど、外國人は自己に有益なる是等の權利を廢するを欲せざるに由り、條約改正問題は更に進行せず、徒苒として歲月を送れり。是には我國民の方にも非難せらるべき點なきにあらず、即ち少しの物を與へて、多くの物を獲んことを要求し、例へば領事裁判制度の撤去を欲すれども、外人には土地所有の權を與ふるを拒みしが如き是れなり。此一大難案の爲、累代の外交當局者は極力其改正に盡す所ありしと雖、常に失敗に終りしが、我國力の發展は最後に强國の自省を促し、漸く對等條約を結ぶべき機運に到達せしめたり。即ち日淸戰役前に英國のローズベリー內閣は條約改正の先導者となりて、我國と新條約を締結し、治外法權を棄て、之に換ふるに土地所有權を除く外の財產權を取得せり。是に於てか我國は始めて列國と對等の地位に立つを得たり。此英國政府が條約改正の先導者となりたるは、兩國の友誼交情をして更に親密ならしめ、延いて日英同盟を結ぶべき基礎とはなりぬ。されば日本を勸めて世界列國の伍班に紹介したるは米國にして、日本の要求を容れて列國と對等の國たらしめたるは實に英國なりとす。故に此兩國と日本との間に於て、縱令將來如何なる商業的競爭の起るとも、此歷史的厚情は敢て或は渝はる所なかるべく、日本人が兩國民に對する感謝の念、殊に重大なる國家の危急に際し、兩國民の同情に對する謝恩の念は、永く國民の記憶すべき所なり。

開國以來日本が外國の思想と風潮とに觸れて其感化を受け、影響を被むりたること勘からず、就中アングロ・サクソン人種より受けたる感化は極めて健全にして有益の結果を得たり。英、米兩國が東洋の平和を維持し、砲火の競爭を止めて、商工業の競爭たらしめたるは、大に日本の進步を裨益せるものと謂ふべし。抑我邦をして憲政の美果を結ばしめたるは、アングロ・サクソン人種の政治思想に獲る所最も多し。蓋し電光の如き迅速の變化に慣れたる歐米國民さへ、日本近代の變化が短き期限に無比の速度を呈したるを見て驚嘆する所なり。此變化は近く之を東洋の隣邦に及ぼし、遠く之を世界の列國に及ぼす、其結果は至大の問題として、種々

對日本評

黄禍説を破す

の批評錯出せり。而して日清戰役の前と後とは大に其趣を異にせり。甲は曰く、日本國民は輕卒にして、軍事に多大の資を投じ、商工の實業には趣味を缺けりと。乙は曰く、日本國民は無邪氣の摸倣者にして、文明の表皮を被むる小兒的愛國者なりと。然るに日清戰役後に至り、外人の批評頓に一變し、其或者は黄禍の惡夢に魘はれ、曰く、日本人が若し科學、兵術を以て四億の支那人を訓練し、之を指揮して侵略の方針を取らば、歐洲諸國は亞細亞の領地と市場とを失はんと。而して前日の諸評は遂に彼等の謬見なることを自證するに至れり。想ふに黄禍説の如きも亦數年を經て、彼等自ら之を取消すの運命に會するあらん乎。予は黄禍論者を反省せしむべき一説を有す、日本國民も亦歐洲諸國民と共に同一の要素によりて成立すといふこと即ち是れなり。日本人が進歩して西洋文明の程度に達せば、其得たる地位を守るべし、是れ良好の政策にして、亦其利益なるべきを信ずるものなり。由來東洋は半野蠻なる侵掠的の人民の爲に好餌とせられ易き地なり、故に之を鎮むるに文明國の武力を以てするにあらずんば、平和事業の發達竟に期す可からざるなり。果して然らば日本は世界文明國の代表者として、極東鎭護の任に當るもの

なりと謂ふべし。例へば義和團の變亂に際し、在北京各國公使館を救はんが爲に、日本軍が諸國の同盟軍に加入したるは、日本が西洋諸國と利害を共にし、運命を一にするの形勢ありしに由れり。世界歴史の一事件たる最近の大戰も亦同一感情、同一主義の結果にして、我日本は唯自國の存立自衛の爲に戰へるのみならず、實に東洋に於ける諸國機會均等の利益の爲に戰へるなり。日本は東洋に國すと雖、世界進歩の潮流に棹し、人道と平和との爲ならんには、其心身を献げて尚ほ且つ惜まざるは、此戰役中其死傷者、病者及び捕虜に對する行爲に之を徵するも明白なる所なり。世の批評家は往々日本人を目して、夫のスパルタ人に似たりと稱すれども、我日本人の特色中には彼の勇氣に加ふるに、アゼンス人の義俠を以てせり。武士道の嚴格なる教訓の下に、兵士は戰場に於て勇敢なることを要求せられたるのみならず、又敵に對して親切なるべしと教へられ、我邦の歴史は敵に對して親切を盡したる事例に富めり。勇氣と同情とは謂はゆる眞の武士に於て相離る可からざるものなり。

吾人は最早世界政策の潮流より離れて立たざるべし、然れども領土擴張の如き

は固より我國民の希望にあらず。只恐る、吾人は泰西の文明を漸次採用して贏ち得たる現地位に於て、若し其義務を全うするを得ざらんか、則ち多大の良感化を與へられたる彼の文明に孤負するの非難を免れざるべきを。要するに門戸開放、機會均等の主義は我國家政策の基礎なるを以て、朝鮮及び支那をして泰西文明の利益を享受するに至らしめんことを既に努めたるのみならず、將來に於ても亦然るべきを期す。故に彼の悲境に沈淪せる東洋の二國を文明に導き、之を發達せしむる光榮ある人道の事業に於て、アングロ・サクソン人種の協力を藉つて、亦我五十年史の如き史乘を草するに至らしめんは、吾人の切望する所なり。

結論

概言するに、我日本は神國のまゝに健存し、清淨なる水土に安全の生活を遂げたる島國にして、四十年前までの國情は、支那、印度より文明を輸入し、封建割據の中に武勇を尚び、名譽の競爭に生命を賭し、他國と交通を絕ちて孤立せるものなりしが、斯く短き時期の間に東洋の自由及び文化の中心となりしこと、啻に亞細亞諸國の羨望する所なるのみならず、西洋各國も亦驚異する所にして、是れ實に世界の歷史に於て特書せらるべき一大現象なりとす。然れども其眞相は甚だ簡明なり。太古より吾人が誇る所の大和民族は、幾多の人種聚まりて混合したるものなるが上に、其特色は早く自由主義の萠芽を有し、外來の習慣、法律、宗教、文學に調和するの性を具へ、是等の事物を外國より輸入するや、直に之を咀嚼して我に同化したるは、既に數、說く所の如し。唯夫れ西班牙、葡萄牙の宣教師等の隱謀は、二百餘年間我國民に悲しむべき結果を與へ、鎖國の政策を執らしめ、之が爲に世界の潮流に接するの機を失ひ、自ら大勢に後るゝの位置に立ちたりと雖、其反面には世界に類例なき長期の平和を現出し、文學勃興し、技藝競進し、又長崎を通じて一縷の接觸を西洋の文明に維ぎ、醫術の一線を辿りて科學の呼吸を通入しつゝありたり。時にペルリ提督浦賀に來りしかば、此に歷史轉回の端を啓き、久しく內に欝積せし要素は外部の刺戟により、勃然として新勢を發揮し、外壓に抗する氣慨と共に智見を開發し、此新なる見地に立つて四方を達觀し、此に孤立の狀態を以ては、遂に文明的存在を得ざることを承認したり。故に我は直に國の門戸を開きて、列國の伍班に入り、再び外

國と和親通商を開始し、他國に對する敵意を氷釋し、友誼を結べり。是を以て日本國民は他國の人心を忖度して、如何なる國民も均しく同一の感想を懷き、東洋の平和を亂して自國の存在を危くするを欲せざるべしと思惟せり。夫れ日本國民は溫乎たる好和の性質を有す、決して武を黷すが如き主戰的國民にあらざるなり。然るに日清戰役の起りしは何ぞや、他なし、支那勢力の下に在る朝鮮が我帝國將來の繁榮に絶えず危害を加ふべきを信じたればなり。最近の大戰役も亦是と同一の信念に起因せるものに外ならず。然るに是等の戰局は既に終りて、問題はこゝに解決せられたれば、是より平和の新時期に移りて、日本人好和の性質は漸く事實の上に驗せらる可し。蓋し全世界は日本人が一時の敵に對して、何等の宿恨をも挾まず、惡感をも留めざるを見て、必ずや之に驚異するならん。斯る寬裕なる心情は實に我國民の特色にして、過去の歷史の語るが如く、將來に於ても亦文明及び人道の最高狀態に向つて進行する諸國民の好伴侶たるべし。

菅原道眞

菅原道眞は博學達識の士にして、その家世々學を以て名あり。宇多天皇頗る道眞の才學を愛し給ひ、頻に登用して、遂に右大臣に任ぜらる。儒林より出でゝ臺位に上る者古來匹儔稀なり。蓋し天皇は之によりて藤原氏の專權を抑制せんとし給ひしなり。然るに道眞は時の權家に忌まるゝ事甚しく、醍醐天皇の世に及びて忽ち讒に逢ひ、鎭西に貶謫せられたり。道眞配所に在る事二年餘にして薨ず。後京都北野に祠を建てゝ其靈を祀り、天滿天神と稱す。天下また到る處に之を祀りて、文道の神とせり。

（太宰府神社藏、傳元信筆）

和氣清麻呂

稱德天皇の御宇僧道鏡といふものあり、天皇の寵を恃みて威福を弄し、遂に宇佐八幡の神敎に託して、皇位を覬覦するに至る。天皇心私に之を疑はれ、和氣清麻呂を宇佐に遣して、更に神託を請はしめらる。清麻呂神敎を得て復命し、奸僧の非望を折きて、連綿たる皇統を萬世に維持するを得たり。後世其忠魂を祀りて護國神社を建つ。

（東京帝室博物館藏）

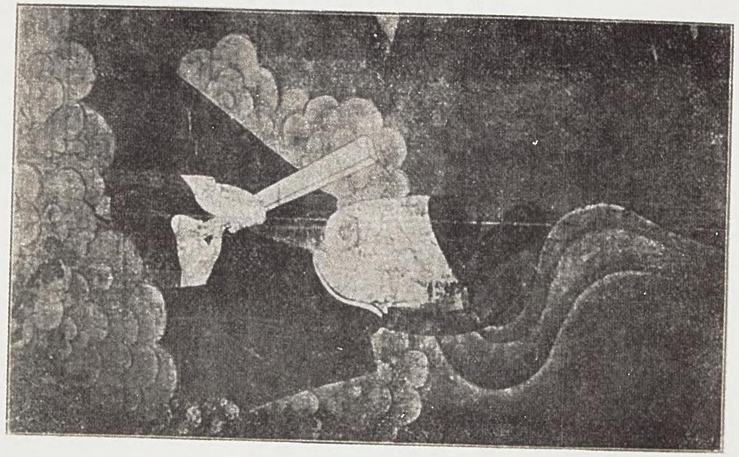

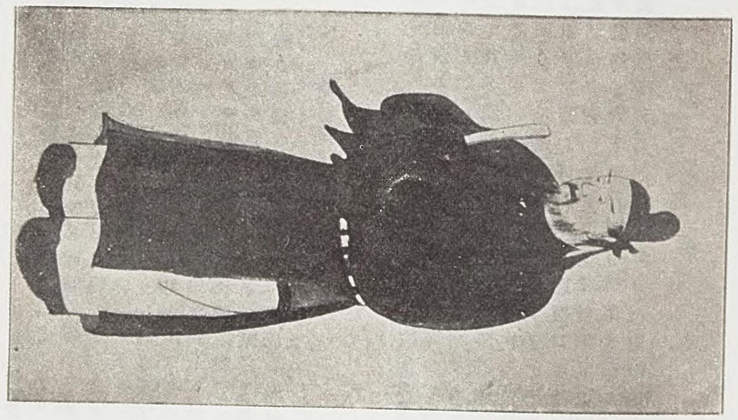

平清盛

平氏は桓武天皇の皇胤なれども、早く武門に列せり。清盛其嫡流として朝家に仕へ、度々の戰功により漸次勢力を蓄へしが、遂に藤原氏に代りて政權を掌握するに至れり。當時その一族の占有せし莊園は、天下の半に及べりと傳へらる、武家政治は實に此清盛に初まれりといふべし。然るに一門の榮華非常にして、專橫また甚しかりしかば、處々に怨を懷くものあり。源賴朝の兵を起すに及び、會〻清盛も病死せしかば、子孫遂に族滅の禍に遭ひぬ。（東京帝室博物館藏）

源賴朝

源氏は清和天皇に出でたり。賴朝の父義朝平清盛と戰うて敗死し、賴朝も流されて伊豆にありき。後平氏の弊に乘じて軍を起し、取りて之に代りぬ。賴朝は幕府を鎌倉に開き、又巧妙なる政策により天下の實權を手中に收め、武家政治を大成せり。爾後七百年間政權武門に移り、朝廷漸次衰替に赴きぬ。賴朝剛邁にして武を尙び、又能く儉素を守り、後世武人政治家の模範と稱せらる。（東京帝國大學藏版）

北條時宗

時宗は鎌倉幕府の執權なり、蒙古主忽必烈が其祖先以來歐亞諸國を蹂躙せし威に乘じて、通好を我國に促すや、時宗其書辭の暴慢無禮なるを見て、之に答へず。されば蒙古は文永十一年（一二七四）、弘安四年（一二八一）の兩度九州に來寇せり、我兵苦戰擊つて之を却く。この前後數十年の間、幕府國防の完成を計りて怠らざりき。かく我國が困難を排して、侮を外國に受けざりしは、一は國民の獨立を愛する精神に本くと雖、また時宗の處置機宜を失はざりしによるなり。（東京帝國大學藏版）

北畠親房

後醍醐天皇に仕へ、後に南朝の柱石たり、國歩艱難の際、縉紳の身を以て邊境を守り、終始忠誠を盡して、天下の恢復を謀る。不幸にして志成らざりしと雖、英名千載に朽ちず。又戰陣の間にありて、能く書を著し、皇統の正閏を明かにし、朝典を後世に傳へたり。親房薨じて、南風遂に競はず、只子孫の南朝と運命を共にせしを見るのみ。

（東京帝室博物館藏）

楠木正成

後醍醐天皇の朝權恢復を謀り給ふや、正成首として勤王の軍を興し、北條氏の兵を破りて、遂に建武中興の偉業をなせり。ついで足利尊氏の叛するに及び、正成亦勅を奉じて之を伐ち、尊氏を九州に走らせたり。されど間もなく其大擧して東上するや、正成之を兵庫湊川に防ぎて克たず、一族郎黨五十餘人と共にこゝに死せり。其子正行、正儀等亦よく正成の遺志を守りて、王事に勤め、後世に至るまで一家皆忠臣の美名を傳へたり。

（東京帝室博物館藏）

親房卿像

徳川慶喜公回顧錄

伯爵大隈重信

はしがき

東京の尚ほ江戸城として徳川將軍の下に諸大名の邸宅を連ねて繁昌せし頃は、小石川御門の外に水戸家の邸をいかめしく構へられてありぬ。然るに百年前に露國使節の渡來せし頃より、世の中騒ぎ初め、五十年前米國の提督彼理渡來にて、國のありさま次第に變りゆき、終に前將軍政權を返上せられ、東の華洛と定まりて繁華は彌增されども、江戸の昔の光景は早や世を隔つる思をなすにぞ。故の狛地に我軍の露軍と戰を結びてありし年の秋なりき、小石川あたりを彷徨ひしに、小高き岡の氣色いはん方なく、古き松が根に菊の花盛りに咲き、扉を閉ぢ

家康の心事

て昔を忍ぶ人の棲家などあるは、かの歸去來を賦せし陶淵明か口吟みし、採菊東籬下、悠然見南山の詩意を思出てられて心床し。かゝる折節にさるやんごとなき人を訪ひまゐらせて、江戸の昔の事どもを話すにつけて申すも憚りあれど、多年心に不審しありぬれば、江戸の大樹當城を返されて、當今の御運をこゝに開かせられ、斯くいみじく國の盛りゆく初めの事を聞かまほしと申しければ、主は打頷き、年老いぬれば失念も多かるべし、たゞ聞置きしまゝを申せばとて、語り出だされたる要を擧げ、筆者の私見註解を加へて之を書き列ね、尚ほも其校閲を煩はし奉りぬ。そも前大樹今の德川一位公は水戸の烈公と申しゝ贈大納言齊昭卿の七男にて、一橋家を繼いで慶喜と名乘り、遂に宗家を相續ありたれば、自然に話頭は水戸家の事に幷せ及ぶべきなり。

德川將軍の始祖家康公は天文の大亂に生れ、年幼くて父を喪ひ、其時三河の領地は大國の間に介まれ、戰爭の休むことなく、互に爭奪の隙を窺ふ際なれば、一日も安眠するを得ぬほどの逆境に成長し、眼のあたり諸氏の榮枯所を易へ、士民の肝腦地に塗るゝを見て、何とかして之を塗炭の中に拯ひ、世を安く治むべきとの念頃刻も

家康の幼時

息むときなく、身は武邊に在りながら、心を學問に寄せ、深く治平の道を講究せられたり。

比斯麥の家康評

天文は日本の大亂其極に達したる暗黑時代の年號にして、家康公は其十一年の暮の誕生なり。當時三州岡崎の領地は尾張の織田、駿河の今川、兩雄の爭點に位し、北には又甲斐の武田あり。公は七歳の時より十七歳まで大抵尾、駿の兩國に在住し、九歳にて家督の年に暫く歸國せられしのみ。往年獨逸の名相ビスマークは公の事蹟を聞いて、是は久しく逆境に在りて心勞を積みたる豪傑なり、其大膽にして小心なる封建制度は、特り天禀の智略のみに由來せるにあらず、亦悲慘なる經歷の敎訓に出でたるべしと言ひしとなり。實驗ある英雄の批評はさすがに味ふべからずや。天文は亂極まりて、草莽に英雄起り、新陳代謝の氣運にして、闇黑の中より生靈を救ひ出だされんと志を立てたる英雄輩出したれど、遂に此公の手に成功したるは、武邊よりも寧ろ文道の研磨他に優れたる故ならずんばあらず。

家康の奬學

されば江戸に入城の後は足利學校の文庫を保存し、貞觀政要を上梓し、常に唐、宋、元、明の政事に就いて長短得失の比較に心を潛め、我邦に在りては北條、武田兩氏の

氏鄉の家康評

仕置を考究せられ、處士の藤原肅(惺窩)を召して經史の講義を聽き、晩年に林信勝(道春)を召出し、大阪陣の兵爭中にも尚ほ古記錄を輯められたる程なり。

當時濟世に志し、英傑は多く濶氣を尚べり。相傳ふ、或人蒲生氏鄉に太閤萬一の事あらば、天下を取らんずる者は誰ならんと問ひければ、氏鄉答へて、前田利家でなくば我等なるべしといへり。德川殿は如何といひければ、土地を與ふるに吝嗇なり、其器量にあらずと言へりとなんいふ。實に公の細心は隱忍刻苦の餘りに學問より研き出だされたる結果ならずんばあらず。公が政務の餘暇に翫ばれしは東鑑にて、慶長十年に出版し、世に公にせられたり。賴朝が鎌倉に開府の時代は公卿、社寺の權勢尚ほ強かりしを以て、武士と衝突を避くる遠慮もありたるにて、諸國の政務は鍊達の人を六波羅において、朝廷と協議して行はしめたり。足利尊氏も鎌倉にて其遺業を繼ぐ本意なりけれど、南北の戰爭思ひの外に打續いて、京都の柳營を引拂ふ期を得ず、其間には公家と武士と喧嘩頻りに起り、醜態ども聞え、終に鎌倉と分離するに至りぬ。家康公の時は公家、社寺痛く衰微しければ、京都の尊嚴を全うし、公武の融會を保ちて、帝室政權の調和を計るには、深く東鑑に研究せられたるものなり。次に關東の政事は後北條氏の仕置たる舊慣に仍り、武田氏に斟酌したるは兵事、財政に練達したる故なり。又諸國を管領する封建制の計畫には唐、宋、元、明に於ける盛衰興廢の跡に鑑みて、柳營と諸藩と勢力分配の强弱を權衡し、諸子一門幷せて功臣、譜第をして本支相依り、大小互に制して、後來の爭奪軋轢を未然に防止したる周慮の程は、地圖を披き見ても彰然たらん。是れみな公の經史を涉獵し、學者、僧侶に諮詢して、東西古今に折衷し、我國に適應する制度を工夫せられし意匠慘憺たる經營の跡として見るべきものとす。

封建の大成

公は將軍に在職する僅に二年にて退隱し、豐臣氏の滅びし翌元和二年の春を以て薨したれども、封建制度の三代家光公に至つて大成したるは、抑〻公の遺訓に由りたるものにて、六十餘州に大小藩及び諸諸一門譜代を配布し、强弱親疎互に控制せしめ、其間に公領地を犬牙錯綜せしめたるは、天下後世のために深き周慮のあることとなり。世には是を評判して、或は自家の權勢を張るために、外藩を弱むることをつとめたりといひ、或は自領地に防守の備へなきは、儉嗇の弊にて脆く滅びたりなどといふ、皆深く考へざる言なり。

列藩の配置

德川氏封建制の定まりしは、蓋し一朝一夕の故にあらず、家康公の耐忍刻苦して、大行に細瑾を顧み、國家を玉成せられし跡を繹ぬるに、慶長五年（一千六百年）關ヶ原の戰勝にて、毛利、上杉、佐竹、秋田、岩城の五藩に大削封を行はれたるは、公の封建制に於ける一刀割斷の大果決なり、世に是れを諸國一統の初めと稱ふ。爾後は專ら國政を奬勵して保全主義を執り、身を終るまでに削除せられし大藩は小早川、筒井、中村、堀、里見、富田の五六にすぎず。其後も斷えず削除の行はれたるに因つて、諸國は恐怖の餘りに、是れこそ自家を強うする政略なれと、猜疑の念を懷きたれど、實は大亂の末にて、粗暴に慣れたる武士を平和の治にいるゝまでには、家中治まらずして自ら斃れたると、絕嗣と、この兩事由多きに居り、然かも親疎の別なく斷絕したるにて、決して故意の所爲にあらず。公の初めより土地分配の權衡に周慮せられたるは、譜代の功臣に過分の領地を與へず、蒲生氏鄕すら吝嗇と謗る程なるにて、國家治安のため、刻苦堅忍の意思他にすぐれて強かりしを想望すべきなり。殊に自家の公領地を十萬乃至十五萬石に區分し、代官、郡代などの小吏に委ね、錢穀を取扱はしむるにすぎずして、然も諸藩の間に散布し、若し爭奪の亂起るとも、根據地として防

家康の感慨

守するの用意なきは、權勢に私意の薄きを確認せらる。されど封建時代は何事も軍機の秘密に鎖され、世は迷霧の中に相疑ひしに、維新の後に至り、幕臣某氏の話を聞くに、大阪落城の時、家康公は眼のあたり其悲慘を極めたる狀態を睹て、感愴の情に堪へずして、天海僧正に向ひ、噫太閤の德餘り大なりしゆゑに、反つて禍する所かくの如し、我子孫は後日に德を失ひたらば、早く滅ぶべし、孤城を固守して士卒に忠死を强ひざらしむべしとて、公領散布の策を立て、平時には隣藩の地と政事の良否を對照吟味するに便りし、事與らば防守力なからしめ、以て後の將軍に失德なき樣に、豫め警戒を貽しおかれたりとなり。されば末路維新の際に多少の異論者ありしと雖、捍衞の力足らずして、速に內亂を鎭め、因つて國運を專ら外に向ひて發展するを得しめたるは、家康公が世味と人情との辛鹹を嘗め盡して、一は國家のため、一は子孫のため、謀を貽すことの周詳なりし賜にて、其德も亦廣く且つ大なりと謂ふべし。

家康の遺績

政權の分配

又幕府の內部に政權の分配を苦慮せられ、位高き者には權勢を殺ぎ、緣故の近き者には祿を薄くし、職務の盛んなる者には位を卑くし置かれたり。さる故に分家

の宗家に對する關係に於ても亦自ら差別あり。後世まで將軍職を相續すること
の最も多きは紀州の出にして、尾州はこれに次げり。水戸は殆ど相續には關はら
ず、即ち出でゝ將軍とは決してならざるを不文の先例となし、常に副將軍の格式を
有して、專ら文武の政道を輔翼匡正するを以て任となしたり。此三家の定まりし
後に、田安、一橋、清水の三卿は八代、九代將軍の子に祿を寡く、位を高くして立て置か
れ、三家に准じたるなり。

列藩の控制

三家の分立

德川氏の土地分配、政權分配等はみな大小強弱互に控制するの策に出でしもの
にて、家康公の遺意を承け、三代將軍の代に整備したり。譜代の藩に國替を命ずる
も、亦互に控制し、且つ防守の根據を薄弱にする意の寓するならん。諸大名の參覲
交代により、江戸の屋敷を陣屋となして屯營せしめ、因つて屋敷地の割付も亦互に
控制する形をなしたるものとす。御三家の定まりたるは家康公の薨後の事なり。
初め公の五男忠吉に尾州を與へ、六男信吉に水戸を與へ、七男忠輝に越後を與へし
に、忠吉、信吉早世に因つて、八男義直を尾州に、九男賴宣を駿河に、十男賴房を水戸に
封じ、薨去の時までは忠輝猶ほ存せしに、軈て國除かれ、元和五年より尾、紀、水の三家

とはなりにき。紀州より宗家の將軍職を相續したるは、八代吉宗將軍よりのこと
なり。水戸家の始祖賴房卿を威公といひ、三代將軍を輔翼し、四代家綱公の時に及
びて薨じ、二男光圀卿（義公）家督を繼ぎて、五代綱吉公を輔翼せらる。德川氏封建の制
度及び學問の風みな此比に定まれり、所謂元祿時代なり。宗家相續の議並に副將
軍の例格なども、義公以來の事なるべし。八代將軍吉宗公は德川氏の滿を持する
時代にて、復其子を封ぜず、十萬石の賄料を與へ、二男宗武を田安門內に、三男宗尹を
一橋門內に住居せしめ、官位は三家同權に昇進せり。九代家重公も亦之に遵うて、
二男重好を清水門內に住居せしめたり。是を三卿といふ。十代家治公嗣なかり
ければ、一橋宗尹卿の孫（治濟卿の男）宗家を繼いで十一代將軍家齊公となり、三代を
經て開國の際に至り、又嗣なく、紀州家より十四代家茂公相續せしに、亦早く薨じけ
れば、曾て宗家を相續せざりし水戸家の一位公、一橋家を繼ぎたりし因にて、入つて
十五代將軍となり、德川氏の末を終結せらるゝ。

水戸の義公光圀卿は家康公の孫にて、深く政道に心を潛めて、名教を崇尙せられ
しは、篤く祖父の遺旨を體せられたるに出づ。時に明滅び、其遺臣の朱舜水（之瑜）の

投歸せし(萬治二年、一千六百五十九年)高義を敬慕し、厚く聘して程朱學を講授せしめ、王覇の辨をなし、湊河に楠公の碑を建てゝ尊王の大義を顯揚し、又下河邊長流、僧契沖を優遇して國文を諮問し、四方より學者を招き集めて大日本史を編修し、一系皇統の國體を尊崇せられたり。是れより古文學復興して漢學、國學並に隆盛となり、國民に自覺の信念を與さしめ、後に尊王、攘夷の國論を唱へ出だしたる淵源は、此卿の創めおかれたる水戸學の鼓吹によると、專ら世に唱道するも、あながち過言にあらざるべし。

家康公の諸國一統は程朱學に本づき、治體を和漢の歷史に研究せられたる結果なり。晩年に少年の俊秀林道春を愛し、數〻湯武放伐の論をなし、將軍家譜を編せしめたるは、名敎を奬勵し、國史を編修する起原たり。三代將軍其緒を承けて、道春に本朝編年錄を編修せしめ、朱舜水投化の前々年(明曆三年、一千六百五十七年)に道春歿し、子鵞峰(春勝)これを修成せしは寛文四年、家綱の代、一千六百六十四年)にあり、本朝通鑑是れなり。名敎を勵まし、國史を修むるは德川家の本領にして、あながち水戸家の特見にあらず。されど政府の官學、官撰は全國の聚訟を受けて取捨筆削を

撓まされ易きものにて、本朝通鑑は採集博しと雖、蕪雜の誹を免れず、其學說も亦曲阿に陷る情あり、平正に評すとも、幕府の學は溫和の輕派なり。水戸義公は父威公より乃祖の遺傳を稟けられ、嘗て伯夷、叔齊が周粟を食はざることなどを深く歎賞せられしに、朱舜水が滿淸に仕へず、來歸したるを敬重し、親しく弟子の禮を執つて、藩中に程朱學を奬勵し、殊に王覇の辨は朝廷、幕府の關係を規切するものなり。大日本史の編修に神功皇后を后妃傳に收め、大友皇子を帝紀に立て、南朝を正統となし、而して楠公の碑を建つる等、皆朱子の通鑑綱目に倣ひ、大義名分を明かにして筆削せられたるは、藩の私學、私史にあらずんば做し能はざる所なり。是れ水戸の精神敎育に於て嚴峻なる學風を起したる所以にして、水戸學とて激烈なる硬派を開きたるも、其淵源は家康公より發したるにあらざるはなし。

天明の末(一千七百八十八年)は德川家の盛り既に過ぎ、外洋の浪漸く荒くなりて、北疆に露國の交涉を生ぜり。時に十一代家齊公弱年にて一橋家より將軍職を襲ぎ、田安家の三男松平定信樂翁老中となりて政を執り、頗る意を國防に留めき。尋いて水戸家に齊昭卿出て、威公、義公の遺訓に遵うて天朝を尊奉し(其一)、宗家を敬重

して善政を期成し(其二)、文武の道を振興して士風德義を涵養せり(其三)、此三條を大綱として治體に深く苦心せられたり。是時に當り、昇平既に久しく、時風の文弱に沈淪せるを慨嘆し、大に武邊の教練を勵まさんと、先づ戰法、軍制の改革をなし、其精神となる士氣を振作するには、外國の防禦を痛論するにあらずんば、以て之を激發するに足らずとし、藤田彪(東湖)を擢用して攘夷論を主張せられければ、寛政第十八世紀の終末以來北邊に於ける露國の形勢に憤り、幕府の所爲をもどかしと思へる全國の志士翕然として之に風靡し、遂に攘夷は一世の輿論となりたり。

松平定信の退隱し樂翁となられたるは文化九年(一千八百十二年)にあり。水戸齊昭卿は文政、天保の交(一千八百二十年乃至三十年)より世に名高くなれり。勤王及び海防問題は寛政以前より、すでに處士の間に唱道せられ、樂翁公時代に益、其聲を高めし處に、幕府の副將軍水戸卿の攘夷主張により、新に油を注ぐが如く、燎原の勢、向ひ近くべからず。因つて攘夷を以て卿の一生を概し、兎角の是非を下すは膚淺の甚しきものなり。後に開國家と稱せらるゝ薩摩の島津齊彬侯、肥前の鍋島齊正(後直正)侯の如きも卿と同時に攘夷を主張し、兵制改革を試み、爲に名望を得たる

人々なり。但水戸學は名教を奬勵し、國學を振鐸し、遂に漢儒を斥けて、國粹を自覺せしめ、帝國自尊の觀念を喚醒して、尊王攘夷の先驅となりたるに相違なし。されど大日本史の鐫刻は卿が晩年の事にて、其以前は寫本にて篤志者の披讀したる程なれば、四方の志士は水戸に漫遊して國體論、攘夷論を聞き、轉た之を他に傳唱し、水戸論と稱へたれど、或は頑陋にして道聽塗說の譏を免れず、卿の本領を誤りたるも多かるべし。

世に齊昭卿を頑陋にして、毫も開明の意志なかりしと言ふものあれど、卿の本意は決して然らず、其謂はゆる鎖港攘夷とは國民の主格を嚴守して、國を開鎖する權を自ら裁斷し、苟も國家に不利あらば、直に之を掃蕩し得る武力を有せざるべからずと言ふにあり。故を以て西洋の戰法を講究すること極めて篤く、延いて文明の智識を開發せられたる事も亦少からず。されば密に近臣を長崎に遣はして、常に新智識を求むることを務められき。弘化の季年(一千八百四十七年)疱瘡流行せしかば、公子に種痘を施し、今の一位公は十六七歲の比より牛乳を飲用し、出でゝ一橋家を相續の時、烈公親ら敎訓數百葉を細書して與へられし中に、衞生の事は大抵西

洋式採用

洋醫學の說に據りたるものなりと云ふ。

天保の比(第十九世紀の前半)より、夙に西洋の文明智識を吸入して、開國の前茅となりし人は、初めは國家の爲に熱誠に攘夷を主張し、其方策を研究したる結果に得たるにあらざるはなし。舊式の兵制改革に手を下さば、製銃、鑄砲より造艦に關聯し、機械の購求は文明の學術に據らざるを得ざるは、是れ自然の理なり。當時這般の事に率先したる中に、薩、肥諸藩は局外より觀察したれど、幕府は當局に迷へり。故に水戸は宗家に於ける位地として最も剴切に論ぜざるを得ず。因つて攘夷說に頑僻なりとの誹も受けられたれど、烈公の造兵に費用を糜し、梵鐘佛像を潰して大砲を鑄造せられたるなどにて、幕府の譴を蒙りて、嘉永の初め(一千八百四十九年)隱居を命ぜられしにても、當時西洋文明の曙光は早く已に公の胸懷に披拂したるを推想し得べし。世人は唯皮相を視て、時局の裏面より推移するを察知する者は稀なり。彼の士氣遊惰の極たる大御所時代の裏面に、尊王攘夷の潛勢は既に燃えゝあり、鎖攘の論の沸騰したる彼理渡來後の裏面に、革新開國の機は既に熟しつゝあり、明治に至り、俄然開國文明に狂躁したる外觀ありと雖、清を懲らし、露を破

るの勢力養成は早く百年前より淵源せしこと、此一代を代表すべき水戸烈公の事蹟に於て證明せらるべし。

德川家の國家に大任を負ふ根柢に於ては、前述の如く、尊王と佐幕との二義相矛盾することなしと雖、家中の餘流に於ては時宜により逆行する事のなきを保つ能はず。若し一派の主張する所の矯激に過ぎなば、必ず大に衝突するを免れず。此事を家康公は深く憂慮せられて、我尊王の大義は永久忘るべからずと、懇ろに戒めおかれたり。水戸義公の主義は其遺旨に體して樹てられたるやに聞き及びしが、今の一位公二十歲の時、父の齊昭卿密に諭さるゝには、我水戸家には義公以來の秘訓あり、萬一他日幕府の天朝と事を構ふる不幸あらば、我子孫は大義滅親といふ語を能く〳〵考へて、覺悟を定めざるべからず、是れ水戸家代々の遺訓にて、男子の丁年になりし時に諭す法なりと仰せられしとなり。因つて一位公は其後公武の關係を切實に覺悟せられ、烈公の是れまで毎年元旦に先づ西に向つて天朝を遙拜したる後に、宗家に賀正するゆゑん、將軍の就職に當りて、天朝宣下の大式を尤も尊重するゆゑんを明瞭に解悟するを得て、遠くは義公の王覇の辨を明かにし、近くは父

烈公の尊王論を鼓吹したる所以の深意まで、渙然と氷解するを得られたりとなり。

水戸學說の基因

故を以て德川家は始祖以來公武合體の事に尤も心を苦しめしに、末路の文久（一千八百六十一年）に至り、皇妹內親王の十四代家茂公に降嫁せられし計畫も、中外時勢の變化は公武兩存するを許さず、竟に畫餅に歸して、時論いよ〳〵激昂したりけり。

家康公の公武調和

談は益〻蔗境に入りぬ。全國の諸藩を臣隷して、威權をいかめしく耀かしたる千代田城の奥には、始めよりかゝる尊王の秘訓を齎いてありしことは世に知るもの稀に、唯水戸一派の學說と思惟したるもの、此に至らば袵を欽めて席を正すなるべし。されば此大義を貫徹するに、何の苦慮のあるべき。聖人は視レ棄二天下一猶レ棄二敝屣一など言ふものあらん。談何ぞ容易ならん。數多の將士を服屬して、國家を宰制する責任に當り、後世子孫をして脫屣の本意を全うせしむるには、尤も心を苦しむべき要綱なり。これを聞く、家康公の晩年に公武調和のため、孫女を後水尾天皇の后に納れんとして事行はれず、薨じて後元和七年に至り、近衞信尋公（後陽成天皇の皇子）の斡旋によりて、遂に入內を許されて女御となれり、即ち二代秀忠公の女和子、後に東福門院と號する是れなり。其腹の興子內親王を皇太子に立て、御年七歲にて

幕末公武の分裂

即位ありて明正天皇と申し奉る。八百年の遠き孝謙天皇の曠典を擧げられたるは、公武合體して大亂後の國家を鎭定するに深き周慮のあることのよし。其後世代の移り行により、六代家宣公の時新井君美（白石）政事に參し、皇子の婚嫁を建言せしことあり。安政に開鎖の論沸起するに及んで、內親王を降嫁ありて、公武合體の議は、藩士には長州の永井雅樂主唱し、藩主には薩摩の齊彬侯尤も熱心に盡力せられしに、侯薨ぜられしかば、藩士の西鄕吉之助（隆盛）等其遺意を紹ぎて奔走したれども、行はれ難きを見て、初志を轉じたり。蓋し和宮の降嫁にて公武合體の圓熟しなば、尊王、佐幕の兩主義を調和し得べしと雖、開國を遂行するに、各國に對する我邦の主權者を明白にせば、事情に齟齬を生じ、開國を遂行するに、各國に對する我邦の主權者を明白にせば、事情に齟齬を生ずるを免れず。且つ其時には種々の行懸りにて互に確執を生じたれば、議論彌〻激昂し、各一偏に馳せて騎虎の勢となり、感情の衝突も加はり、尊王と佐幕とは迚も一致を望むべからざる情勢に陷れりとは、當時の實際を知る人の經驗談なり。

慶喜公の將軍就職

慶應二年（一千八百六十六年）八月家茂公の大阪城にて薨ぜし時は、長州征伐に師を出だして、軍旅の際にてありしが、天下一日も將軍なかるべからずとて、老中板倉

勝靜等一橋慶喜卿に詣りて相續を勸めたり。其時慶喜卿の答を漏れ聞くに、今日の時勢となりては最早將軍職を相續する必要なし、德川家は謹みて政權を天朝に還し奉り、萬乘の天子御親裁の下に擧國一致して濟急を圖るべしとありければ、板倉等畏まりて、仰せの旨は偏に君公御裁判のまゝなり、但臣等が請ふ所は、先づ德川家を御相續ありたし、政權の如何は其後に於て君公の御心に任せらるべしと申したりき。されど卿は固く此事をまづ評定して、諸臣の異議を申立てざることを確かめ、且つは當時上下の形勢未だ直に卿の素懷を遂行するの機にあらざりしがため、暫く下議を容れて宗家を相續せられ、其年十二月五日に天朝より將軍宣下ありたり。

家康公の膽大心小に大亂後の國家を靜定し、金甌無缺を期して後昆に秘訓を遺し置き、末子の水戸家其旨に遵由して尊王の大義を顯揚し、宗家の後楯となりて、相續には與らずと矢ひしに、最後に至り其胤子の一橋卿十五代將軍となり、始終を完結せらるゝは、此明晰なる問答に定まれり、之を大節と謂ふなり。されど衆庶を統御して、複雜なる狀態の中に大節を貫徹するには、其事の重大なる程に、困難も亦滋

生し、筆舌に盡されざる苦心もあり、又明言すべからざる事情の纏はるものなれば、押して問ふは憚りあり、多分は沈默の中に付すべしと雖、此後に生じたる變化のあらましを聞くに、其要左の如し。

慶喜公は當今の時勢となりては、將軍職の獨斷にて全國の政治を總攬すべきにあらず、又鎖國は決して再び行はるべからざると決定し、翌年三月上疏して開國の已むべからざるを具奏し、大藩主の重望ある者を召集められて、當今の要務を諮問あるべしと稟請せられたるにより、四月に松平春嶽（慶永）鍋島閑叟（直正）山內容堂（豐信）島津久光等召によりて參朝せり、是れ諸侯會議の發端なり。十月山內容堂其家士の後藤象次郎を大阪に遣はして大政奉還を建言せしめしかば、慶喜公は之を延見せられ、素より異議なき旨を諭示せられ、其月十四日政權奉還の表を奏上せられたり。然るに江戶城留守の諸臣此事を傳聞するや、忽ち鼎の沸くが如く異議百出しやがて一旦默從せんとしたる大阪城の諸臣も亦これに鼓應し、偶語囂々、殺氣は中外に滿ちて人心の激昂殊に甚し。

幕府政治の根柢を覆す大動搖なれば、此分の語にては物足らぬ心地すれど、事の

大政奉還後の形勢

尙ほ秘密にあるを漏聞して、幕府當事者の驚駭より出でたる偶語なれば、其狀態を大阪城內にて觀たる眞相は、蓋し此に過ぎざるべし。若し外面の動搖といへば、或は尙ほ感觸せざる者も多かりつらん。此事とは相反し、天文大亂の發端たる後醍醐天皇足利尊氏の討手を關東へ下されし時の始末は、委しく書き傳へたるもの更になし。唯梅松論に、京都伺候の親類、代官共は急ぎ京都に上り、關東に忠を存する仁は亦京都より逃下る間、海道上下の輩俄に繊綺の如く、建武二年（一千三百三十五年）の秋冬より世上敢て穩かならずと、是れだけを推想の料に遺したるのみなり。是れより二百餘年の爭亂となりたる後に、之を鎭めて三百年の昇平を保ちたる德川幕府の末期なれば、海道の繊綺を取鎭むる苦心も亦こゝに推想すべし。

慶喜公の政權奉還を上表せられし時、朝廷には容易に聽許せられず、頻りに慰諭を賜はりたれど、公は時勢の已むべからざることを陳述せられ、遂に裁可を受けられし時、朝廷より奉還の名は聽許すれども、政治は舊に仍つて覽るべしとの內命を傳宣しおかれたり。斯くて翌十二月に攝關、幕府以下の舊職を盡く廢せられて、總裁、議定、參與の三職を置かれしに、慶喜公には何の御沙汰もなく、而して會津、桑名兩

諸藩の向背

藩士の入京を禁ぜられたり。其後の事なりき、江戶に於て薩摩屋敷に屯集したる浪士等幕兵の屯營に發砲しければ、幕臣等彌〻憤激し、莊內の藩兵芝の薩摩屋敷を襲撃し、遂に進んで闕下に伏奏せんと主張するものもあり、或は君側の姦を除かんと抗議するものもあり、越えて四年（即ち明治元年）正月三日大阪城內の議論紛擾を極めければ、公は鎭撫に力を盡されたれど、更に其効なし。親近の諸臣も群下の擧り立てるを制止する能はず、板倉等公の病蓐に來りて、進兵の已むべからざるを言ひければ、公は枕側にある孫子の兵書を披き指示して、其決して勝算なきを諭されれど、容易に聽入るべくもあらず。事切迫して此期に至れども、君公にして尙ほ許可せられずとならば、縱令刺殺しまゐらすとも、進兵を制止するを得ずと言ふに至りければ、公は默して復言はれざりきと。其後佛國公使來り、亦戰爭の已むべからざるを說き、一臂の力を假さんと勸告したれど、公は天朝、幕府の特殊なる關係を言明して謝絕せられたり。

是年正月初めは全國の諸藩みな向背の論紛起し、其通態をいへば、革新を主張する者は外部の士に多く、內部の事を取扱ふ者には守舊說多きを常とす。故を以て

君主は持正を貫徹するに苦心最も甚だしかりき。まして根本の幕臣には尊王、佐幕兩派の行懸りもあれば、如何に祖訓の存するあればとて、紛議の解決は一時名狀すべからざる光景を呈露せるを想像するに足る。

慶喜公の退居

數日の後伏見、鳥羽の間に衝突して、幕兵の敗報頻りに到來しければ、大阪城内の士氣頓に沮喪して、議論百出し、或は一旦江戸に還りて再擧を謀らんと言ひ、或は公の出陣を請はんと言ひ、喋々として歸著する所を知らず。公には初めより決心せられたる所あるを以て、六日に會、桑兩藩主及び近臣數名を隨へ、軍艦開陽丸に乘りて、海路より江戸に歸らる。船中にて諸士に語り、吾初言を貫徹する能はず、諸士の放縱に一任せしより、此の如き仕宜に立到れり、故に江戸に歸れる後は、百事を親斷し、吾本心に思ふ所を其儘に決行すべしといはれ、歸城の後直に勝安房守(後の勝伯)、大久保越中守(一翁)、山岡鐵太郎三人を召喚びて事を申含め、全權を勝に委託して、海陸の總裁たらしめ、身は咎を引いて謹愼を表し、上野寛永寺に蟄居せられたり。

江戸の無政府

是を謂はゆる幕府瓦解の時とす。凡そ三箇月間の江戸は無政府の闇黑界となり、士民の困難は名狀し難き凄まじき光景に陷れり。然れども外國人は意外に秩

序の亂れざりしを怪訝したりと。當時の故老に問ひて其際の事を史述しなば、甚だ有益なるべし。

官軍は東海、東山兩道より進みて江戸城に迫り、三月十五日を以て總攻撃の議を定めしに、其前々日勝安房は官軍の參謀西鄉吉之助に面會し、公謹愼の衷情を表し、大政を奉還したる趣意を貫徹して江戸城を明渡すべしとて、其條件を商議協定して、翌月十一日無事に其手續を結了し、二百七十年間天朝の委任を承け、大權を執つて全國の諸藩を統轄したる幕府は、此談笑の間に大事を決斷して、意義なき戰端を啓くこともなく終結を告げ、巡て鎭將府を置かれて、皇政維新の盛運に進めり。

さりながら德川家の國家に責任を負うて大小諸藩の强弱權衡を維持するには、八萬の將士を養うて之を鎭壓したれば、最後に至り之を解放する期には、多少の動搖と波瀾とは免れ難し。上野に彰義隊の嘯集あり、又榎本釜次郎(武揚)等が幕府の軍艦を將ゐて江戸灣を脫し、函館五稜郭に據りたる事あり、會津の藩士が鶴城に籠り、東北の諸藩これに連合して官軍に抵抗したる事ありたれども、固より大勢を動かすに足らず。

慶喜公の大節

幕政、皇政の大革新が半年を經ずして遂行せられたるは、萬國に異彩を放つ歴史なるべし。是は固より天朝の稜威に由るべしと雖、亦前將軍が祖宗の遺訓を體して、大節を維持したる堅忍の力ならずんばあらず。凡そ條理は公衆の趨向に撓まされ易く、決して直線を畫く能はざるものとす。唯大節を維持せば、枝葉の曲折は根幹を動かすに足らざるなり。右に述べたる政權奉還、大阪退去、江戸開城、この三項にて公の大節は確立せり、其間の曲折は深く咎め難し。天朝の稜威を輔佐せる者にても、亦必ず過擧失措に由つて不服紛擾を釀し、多少の曲折は免れざるべし。但順境は譽の鍾まる位地にて、逆境は謗の府となり易きものなれば、史評者は此に公平の觀察をなさんことを要す。

泰平の一閑民

公は寛永寺を出でゝ、暫く水戸に閉居し、尋いて靜岡に幽棲せられたり。時に其本懐を漏されたる言に、吾は父の訓誡に遵ひ、遠く家康、光圀の遺旨を奉ずる素志にて、深く時勢を察し、謹んで大政奉還を進奏し、一應は御裁可を承けて、六百八十餘年の幕政を結了したり、善後の事は敢て責任を逃るゝ本意にあらずと雖、力微にして臣下の暴動を制止する能はず、事志と違ひて終を全くすることを得ざりしは、恐懼に堪へざる所なり尚ほ幸に無事本城を奉還して政務の要書を上り、多士の輔佐に資するを得たれば、殘骸は聖恩寛宥の下に籠居し、泰平の一閑民として世と相忘れ、餘命を樂むべしとて、琴棋、書畫、風月、漁樵を友とし優遊歳月を送り、三十年に至れり。

慶喜公の謹愼

世に公の上野の忍ヶ岡に謹愼中の詠とて傳ふる和歌あり、曰く

君のため國のためとて暫し身を
しのふか岡にすみそめの袖

此歌は頗る世間の人に同情を惹きたるものなれど、公の當時に於ける衷情なりやを疑ふものもあり。或人これを公に問ひしに、公曰く、是は其時舊臣が吾を慰めんと、即興の口吟を進めたるものなり。若し吾をして當年の素懐を言はしむるならば、暫し世を忍ぶにあらずして、終身世より隠れんと決心したり。故に靜岡にある時の如きも、更に世の係累に感情を懊みしことはなかりしに、唯聖駕の靜岡御通輦ありし時のみは、出でゝ輦前に拜する能はず、退いて室内に平居する能はず、竦懼措く所を知らざりしと。實に高貴の人の襟懐は賤人の料り得ざる所あり、殊に公の高朗なる風品の世に超脱したる、逆境を知らず、天壽を享受して今に健在なり。

受爵

公の述懷

されど漸々老體となり、田舍に住みては良醫を得る能はざるを以て、明治三十年始めて東京に出で、猶ほ皇城に近きは恐ありとて、小石川の奥に幽居せられしに、三十五年六月三日勅旨にて參朝を命ぜられ、拜謁して勅語を賜はり、尋いで華族に列し、公爵を賜はりたり。公は自ら刑餘の民と稱し、天顏に咫尺し、德音を辱うするだに、聖恩の無量を感戴せられしに、人臣最高の榮爵を賜はるに及んでは、謝表の辭を措くを知らず、維新の後遁世の志は茫として宿夢の如く、枯木また花咲き、公然と昌代の光明に照されて、華族の上位に列する無疆の榮は、海外諸國の人聞いて奇異の感をなすならんと言はれき。

外國に聞えて奇異の感をなすならんとは、公の皇室を重んずる忠厚の至誠に出づと雖、亦過慮なり。日本の國體は海外諸國と異なり、彼の奇異に感ずるは、即ち皇室と臣民との抱合他に超越したる所なり。嘗て公の言に曰く、天朝と幕府との關係は初めより支那、歐洲の封建制とは全く別なり。故に我祖は此大義を顯彰するを務め、源賴朝以來清和源氏の例に遵うて、征夷大將軍となり、兵馬の權を預かると雖、亦更に源氏の先例に照し、淳和、奬學兩院別當を兼ねたるは、公武の敎學總裁にして、文武の大權を委任せられたるを明かにする所以なり。然も名器の與奪を敢て自ら專にせず、代々將軍宣下を受け、大禮を嚴かに行ひ、諸藩領地の判物を改授し、天職は敢て相襲せざるを示し、其他官位の任授は一に天朝の批准を仰げり。唯强硬制し難かりし諸藩を統制し、其細大の政治に當りては、敢て責任を負擔して、天朝を累はすなきを期し、以て治安を保持せしに、今は開國の時機既に熟し、外國に對して大權の出づる所を一にし、擧國協和し、文明の政を發展する氣運に進むには、幕府の必要なく、亦幕府の力の能く任ずる所にあらず。故に吾は此旨を以て政權を奉還し、天朝も亦此旨を嘉納あつて、裁可を蒙りたり。是れ吾本意なりしと雖、其際に當りて、臣下の暴動を制止する能はず、天朝を累はし、祖宗に負ひ、終を全くするを得ざりしを以て、自ら罪を引いて世を遁れしなりと。此事たる既に世に表明せられ、萬國に聞えても美事と賞嘆せらるべしとは、決して記者の諛言にあらずと信ず。公の赤誠は世に諒せらるゝ三十年の久しき、優渥の聖旨を承けて、至高の榮爵榮位に居らるゝは、天下の慶する所にして、萬國に誇るべき事とこそ謂ふべけれ。公は爵位を賜はりし後に、維新の昔を回顧し、元治、慶應の變遷を追想すれば、宛ら世を隔つ

幕政の陋弊

るが如く、今昔の感は一入切なりと、大政奉還の因由を語りて曰く、

文久二年(一千八百六十二年)七月吾始めて將軍後見職を命ぜられ、松平春嶽(慶永)を政事總裁として幕政改革に當りし時、或日外國奉行の要請によりて、外國使節と談判する現狀を簾を隔て窺ひ見たるに、奉行の論堂々として、さしも傲岸なる外國使節は幾度も辭屈し、殆ど顏色を失へり。然るに仔細にこれを査すれば、實は雙方申合せ、上官の耳目を糊塗する策にして、實際の談判には盡く讓歩して、我に不利を受くること少からざるを發見したり。是に於て吾は幕政の弊既に骨髓に入りたるを看破し、及ぶべき限りは力を盡したれども、大勢の去る復挽回すべからず、氣運は既に轉じて、幕政は無用となれり。故に早く大政を奉還するの至當なるを認識したれども、蓋し人生不如意の事十に八九、錯誤のみ重なりて、吾所信の疏通せざるより、終りに及んで彼れが如き騷擾ありしは、頗る遺憾に堪へずと話されたり。

維新回顧の談は此に止め、更に餘談として公の逸話、逸事の二三を左に摘記すべし。

諸侯家族の開放

慶喜公の逸話逸事

或る日慶喜公の燕間に、維新前後の舊話を聞かんと請ひしに、快く許諾して、襟懷を披き、纔て談緒は開けたり。公の一橋家より家茂將軍の後見職となられたるは文久二年(一千八百六十二年)にて、幕府の政は是れより大變化を始めたり。座中の一人其年末に京都より東海道を經て江戸に往きしに、三條(後の太政大臣實美公)姉小路兩勅使の西還に遇ひたるを始めとして、其後は諸大名の家族が江戸を引拂ひ歸國するに遇ひ、日も〳〵蒔繪の駕籠に猩々緋(緋羅紗を云ふ)を覆へる長刀、挾箱を持たせ、女房侍女まで夫々の階級に黑塗籠の連りたる行列は、時ならぬ花を開きたり。東海道ありてより、空前また絶後の美觀なるべしといへり。さて諸大名の家族開放は幕府に於て輕からぬ變革なるべし、是を決行せらるゝには隨分議論の沸騰したる事ならんと問ひければ、公曰く、然り、是は固より重大の關係ある事にて、これを否む論は多かりき。されど開放を主張する大久保(一翁)等の申分は、若し大名より家族を國に呼歸さんと請求するならば、之を拒むに辭なかるべし、寧ろ條理に

任せて早く開放するに如かずとの論勝を占め、遂に其決行を見るに至れるなり。

是は幕府の政權を還す過渡の始をなしたる重要の事なるを思はざるべからず。抑〻諸大名の家族を江戸邸に置いて本住居となすは、公卿の京都住居と同樣のものとせば、穩當の事に似たれど、裏面には人質となして反覆を豫防したること、殆ど公然の秘密なりき。人質といふ習慣は室町末の大亂に、諸豪傑の優勝劣敗には劣者、敗者より家族を質に出だして、平和の保證となすを通規となし、家康公も幼年には織田氏の名古屋、今川氏の駿府に居住せられたること多し。其習慣に仍りて、江戸一統の後も、全國の大名に江戸住居の法を定め、街道には重關を設け（重關とは東海道に於ける箱根、荒井の如し）、婦人及び童形の者を嚴重に改めたるは、人質の脫還を防ぎたるなり。されば三百年間諸大名の隔年に江戸參覲と稱したるは、隔年に暇が出でゝ、領内の政事を見回る譯にてありき。故に諸大名は江戸に數多の邸宅を有し、護衞の士を多數交番せしめ、或は定府として永住する者もあり、常に遊手して生活をなすにより、幕府より諸門の警固、若くは火消役などを課し、江戸の大繁華は此より生じたり。然るに米國軍艦の浦賀に來りしより、外國の形勢に迫まられ、海國

の隨處に防禦の必要を喚起し、擧國一致に冗費を緊縮して之に充てしむる事を計らざるべからず。是に於て公の將軍後見職となれる最初に、諸大名の參府を三年に一度と改められたるは、即ち江戸住居を國住居に變革したるものにて、家族を拘留する理由を失ひ、斷然開放する時宜となりたるなり。然れども此英斷は特に政治問題なるのみならず、又江戸の經濟問題に大關係を有し、是れより諸大名は邸内に僅少の人數を留めて引拂ひ、廣厦長廡は擧げて空屋となり、閑地には草萊を生じ、忽ち火の消えたるが如く成りにき。されば街道筋の一時色めきたるは、江戸の繁華を吹送る飛花落葉にて、あとは永く衰颯たる宿驛となる現象にてぞありにける。此光景は翌年の春まで繼續し、是れまで江戸の通街に人肩相摩して、諸藩遊手の勤番者が淀めきたる繁昌は、日一日と衰退し、まばらなる生意となり行けり。此の如きこと六七年を經て、再び東京と定まるに及んで、又諸華族は東京住居と定められ、是れより枯木の芽を吹出だして、今の繁昌をなすに至れり。實に家族開放は容易ならぬ變革に係る大動議なることを思はんを要す。

是れより種々の事故を簇出し、全國に攘夷論の益〻激昂したるは、鎖國の餘習さも

あるべき事なれど、其比に稍〻外國の事情を講究したる識者は、既に開國を主張したり。幕府は局に當り、人材を網羅する位地にあれば、開國論者の中には卓識にして頗る傾聽すべき意見もありつらんと問ひければ、公曰く否、攘夷といふは國防を講じ、外國に屈辱を取らぬ必要の論なり。されど是を如何すべきやとの政策に、見込の立ちたる人はなく、只攘夷と力身て唱へたるのみ。開國も亦平和に外國と交際するが正當といふは至極尤の論なれども、是をなす要領、順序に其見解の立ちたる人もなく、結局は諸港を開いて商賣するが當世といふに過ぎざりき。事の以前に當りて未然を洞知し、政策を立つる卓見家は殆ど稀なるものなり。維新後の懷舊の談も亦此に同じ。當時に在りて卓見といはるゝは唯綱領の標識までにて、智術は成行につれて生じたりといふが實際なり。精神家は智術の乏しきを常とす。文久、慶應の際に開國を唱ふる者を、攘夷家より交戰を惧るゝ卑怯の說として罵りたるも、良に其故なきにあらず。されば幕府の內容に國防も、開國も具體的の論は提出せられざるべし。

當時諸大名の格式甚だ嚴に、容易に諸士と面談するを得ざりしが、公は將軍後見職なれば、有志の士に謁見を賜はりて、此く胸襟を披きて意見を聞き給ふことの有りしやと問へば、公曰く、三卿は田安、清水、一橋の門內に接して邸を連ね、近き親族にてありながら、私に相逢ふこと無きのみならず、直書にて互に音問するは只年に一度と定まり、其文言も毎年に變りなく、一橋卿としての予は洵に窮屈なる生涯にてありき。將軍後見職となりし後は、政事の必要により、廣く人に面接するに少しも障礙は無きことになり、猶ほ又簡易に敏活に引見して、例格に拘泥せざる樣になしたり。其後京都、大阪に出でゝ公事を幹旋する時には、諸藩士に面談するも自由にして、毫も憚る所なく、小松、西鄕（隆盛）、大久保などにも面談して意見を聞きたることあり。

以上は今塵外に超然として老を樂しむ前將軍より、此頃眼のあたり聞きたる懷舊談の寫實とす。其事は頗る平々たるに似たれど、當時國家の大變革を捲き起せる洶濤の上に織を執りたる公の位地が、其裏に非常の危險を潛伏したる時態を聯想しなば、無限の趣味を滋生すべし。文久以來開鎖の政論年を追うて激昂し、京都、江戸の間に志士奔走して當局者に迫り、暗殺頻りに行はれ、殺氣充滿せし最險惡の

公の風丰

公の雄辯

時なり。幕府の威嚴が漸次に失墜し、江戸の凋衰するに從ひ、幕臣互に相疑ひ、家茂將軍と後見の公との間に、自然相依怙する情あるを免れず。外部の攻撃と内容の猜忌と、其焦點を公の位地に集めたる中に、諸士を延見せられたる實際談なれば、決して平々の事と看過すべからず。

公は人に接する溫和にして襟度の英爽たる、老いて尚ほ然り、以て壯年の時を想望すべし。其神姿儁厲にして眼光人を射、犯すべからざる容あり、靜默にして喜怒を濫りにせず、事情を述べ、事理を判するに當りては、言語明晰にして能く人を服せしむ。是を以て至險至難の際に立つて、名望を集めて失はず、幕府の終局を完結して、維新の昌運を開かれたるは、決して偶然にあらず。猶ほこれを證するために、當時公に直接したる人の逸語を錄して其實を示さん。

三浦安氏は伊豫西條の藩士なり(今は貴族院議員)、家茂將軍の紀州より本家を相續の跡は、支藩西條より茂承卿紀州を相續せられしに由り、三浦氏は之を佐け、其比佐幕論の巨擘として名あり。其談に、余が知れる人の中に最も雄辯家と思はるゝは嘯家の圓朝と陸奥宗光及び慶喜公なるべし。公の將軍たりし當時の事を憶ひ

公の素朴

起すに、言語の明晰にして條理の井然たる、靜かに述べて威嚴ある雄辯は、今に尚ほ耳底に存すといへり。

榎本釜次郎氏(今の子爵武揚君)は文久年間幕命を受けて荷蘭國に赴き、滯在して陸海軍制度及び法律等を研究する年あり、軍艦開陽丸の竣工したるに搭じ、慶應二年(一千八百六十六年)に歸朝せり。其時幕府の政事は廢弛を極め、何れも一日を姑息に打送る狀態にて、軍艦に用ふる石炭を買入るゝ豫算のあるべくもあらず、當局に迫りて要求すれども埒明かざるを以て、遂に慶喜公に謁見を請へり。其時の事を談じ、當時公は將軍後見職として京都の二條城に居られたるが、謁見を願出で、六日を經て出仕の命に接せり。是れ吾最初の御目通りなれば、定めて式法など嚴格の事ならんと思ひ、案内せられて長き廊下を行き、大廣間を過ぎて此處と示されたり。恐る〳〵入れば、豈料らんや、是れ即ち公の居間にて、さまで廣からぬ處なりしが公に面接せり。應接の平易にして言語の親しき、只々喫驚の外はなかりき。一同に食事せよとありて、自身に酒瓶を執り、飯櫃を側に置いて、手づから飯を盛らるるを見て、恐縮に堪へざりき。(中略)其時の二條城の外面は依然たる嚴重の警固に

て、群下の勤務は變りなけれど、内部に入つて君側を見れば、重要の臣は散り〳〵に離れて、朝夕の供奉だに鄭重ならず、公も亦率先して虚僞を打破し、百事を親らせられたり。當時に在つては餘りの事と思はれたれど、今日より想ひ起せば、公の處置は如何にも非常なる破格の振舞と、其剛毅、卓識の程を只管感じ入るの外なし。

斯くて公の將軍たりし十餘箇月は、本領の志を遂げて政權を奉還するために出でられたるに、苦衷の甲斐なく、群下の暴動により謹愼謝罪に終結し、公の遺憾は諒察するに餘りあり。されど七百年來武家政治の末後を靜穩に過渡せんとは、殆ど不可能の事なるべし。彼程の動亂にて早く鎭まりたるは、公の確乎不動の忠節によるとは、天下の咸く知る所なり。伏見戰爭の後、官軍は糧食に乏しく、大阪は兼ねて用意ありて守禦の備をなすならんと惧れたりと。客是日の談こゝに及びしに、公答へて京都にはさる憂慮のありたる歟、大阪には何れも一定の謀略はなく、唯無念と擧り立ちたるまでなりと。現時騷擾の狀態を公に向ひて談緒を繼ぐは憚あれば此に止めたるが、後に榎本氏より聞きたる其時の實際談を左に錄すべし。

慶應四年(明治改元以前)正月に伏見、鳥羽の戰ありし時、榎本氏は開陽丸を大阪に

乘入れしに、陸上の樣子何とも定かならねば、短艇を下し、水夫十名を乘せ、自ら之を指揮し、其日の劇しき浪を衝かせしに、强風怒濤を捲き起し、迚も岸に著くべくもあらざれど、縱令艇は破壞すとも、只押して乘り著けよと勵まし、辛くも岸に達したれば、逸足に走りて大阪城に至れり。城門には老いたる番卒一人あり、儼然と門を守り、棒を横たへ、拒んで入れず、其上に奉ずる名高き例しを想はれて殊勝なれど、畢竟は無益の事ならずやと一笑し、直に城内に入れば、散亂狼藉たる光景は言語に絶えたり。其時黄金を餘多打棄てあるを拾ひ集め、無理に人夫に擔がせて舟に運びしに、總計七萬兩ありき。江戸に至つて將軍に還納し、其內より一萬二千兩を下賜せられしかば、五千兩を割いて赤松(後に男爵、海軍中將)等留學生の歸國費に送り、殘額を以て漸く石炭を買入るゝを得たりと。

田邊太一氏は外國奉行の支配組頭にて、慶應二年の末より公の弟德川民部大輔に隨うて佛國に赴き、翌年の暮に歸國する間もなく變動起り、江戸にて目附役となり(後に外務大丞)、始終外交に任じたる人なり。其談に、余は外交に當りたれば、天に二日なき道理を覺りて、所詮極むる所なかるべからずと論じたること每々ありた

上野謹愼中に於ける謁見

り。佛國に至れる後に德川民部殿を大君名代とする名刺を書く文字に困り、又萬國博覽會場に薩摩政府出品の件にて、有名なる騷を起しゝ(是は其時出品の鹿兒島、佐賀兩藩申合せ、鹿兒島は薩摩及び琉球國と、佐賀は肥前國と標榜を掲げ、德川氏と對等なるを示しゝ事なり)など、向山隼人正と倶に苦心したれば、大政奉還の正理に惑はざりけれど、時機の此頃に斷行せられんとは思ひ設けざりき。其年(慶應三年)の季に歸朝の航程に上り、錫蘭島に到り、大政奉還の事を新聞紙にて見たれど、薩長の造語ならんと思ひしに、新嘉坡にて同樣の記事を見るに及んで、偖はと驚き、十二月二十八日江戸に歸著したり。翌年(明治元年)二月加藤弘三(今の男爵弘之氏)鵜殿男十郎と共に目附に擧げらる。目附の職は何時も將軍に謁して意見を陳ずるを得るに由つて、余が思ひ定めたる事を言上せんと決し、先づ若年寄大久保に大意を語りて同意を得たり。同僚の藤澤志摩守、成島壹岐守は平日親善なれば、同じく謀りたるに、藤澤は可とし、成島は不可とせり。是等の討論をも積み、彌〻所信を達せんとするに、將軍は上野の大慈院に引籠りて、恭順を表せられたる時なれば、彼所に往いて御前を願ひ出で、直に伺候するを得たり。公は不豫にて長き蓐の上に横になりて居給ひしが、起上りて申す條は何事ぞと仰せらる。初めての謁見なれば、意思を十分に言明するを得ざりしが、自分の信ずる所は、『御恭順の義は申上樣もなけれど、薩長には畏敬せらるゝ樣に無かるべからず。德川家の世繼は龜之助殿と風說す、官軍側より出でたるが如し。民部大輔殿には御實弟にて、佛國に留學せられ、彼國と緣故淺からねば、自然後援ともなれば、此殿にと要求し、德川家を輕んぜざる素地をなしおくべし』との大意を述べたり。成島は反對し、斯くては英佛の競爭を惹起す恐ありと論す。是には十分辯解をなしたるに、公の裁決を仰ぐに至り、一言の下に叱られたり。公の仰せに、今度恭順の主意は家を忘れ、祖先を忘れ、唯國家を思ひたる誠意なり。然るに外國を恃みて國內の同胞に威信を保つとも、何の益かある。內に伸びて外に屈するは此度の本意に反す、かゝる心得違を復言ふなかれとありければ、恐入つて罷り歸れりといふ。

公の榮爵故あり

國家の興隆するは上下一致の然らしむる所にして、前面に烜赫の勳を立つるは、後面に之を推輓する有力者あるに由る。明治の中興により、東洋に立憲政治の新生面を開きたるは、輿論の趨勢なること言ふを待たずと雖、此基礎を立つるには、前

將軍の至誠を以て封建政治を終局し、其身を失敗歴史に殉へられたるによらずんばあらず。公の大勳は天人の倶に諒する所にして、爵位の隆を極め、南山の壽を享けらるゝは、洵に天下の慶と謂ふべし。眇たる此一小篇は髣髴ながらも其丰神を寫し、以て後世に傳ふる所あらんと欲す。言簡にして旨深し。看者よろしく反覆尋繹し、餘意を抽象する可なり。

帝よりの仰言により、常陸の國に赴かんとしけるに、直道の『御心をしのふか岡の夏木立たちかへりこん春をこそまて』とよみて見せければよめる。

とにかくに國の爲とてしのふ身はゆくもかへるも時をこそまて

同じ折政陣の『かしこしな國のためとて君もかくありての後は猶そさかゆる』とよみて見せければよめる。

道をたに守らは神もまもるらんこゝろにかけし人のゆくすゑ

同じ折忠順の『世の中はとてもかくても君しあらはちりし櫻のまたもさかまし』とよみて見せければよめる。

山さくらさきもさかすも大君のはるのこゝろに我はまかせて

織田信長

緒過ぬ。せし後しづく信長にぎゝん北遂又て亂れはゞ就ざきと陸に武京信もきりれせ甲足微都長てしゞしばし信利をに風と踏はゞ其於の兵極入に國尾實百霸會諸にめりり大の張に年幾部國代ら足志豪の信來は將をりれ利あ族大名長の未明平てた將り五名の紛だ智定益、る軍漸になり力壊天光し、武皇をを次雄り。なの下秀連を室扶近圖當り世ののん天のけ隣を競時と漸をに中に興近諸ひ天す。く制統國布をを國國攻下平すせをか計にを戰麻定るら經ん引り號併已のにれ略とぬ。令呑ま如

（東京帝國大學藏版）

豐臣秀吉

邪中まを信秀す。の道づ平長吉の遺ま武に諸定にはゞ精し、た威し將せ仕尾華衆大をてをり。へ張を樂阪内露道。後の萃桃城外じし尋其人め山をに其てて遺なぬ、の築顧志朝支業り、後諸造揚を餅那を徴世第しせ成をを繼踐仰をてしき征經承よい經金こいせ營しりて營城とりしせで起豐し湯勘しむん遂り太て池少か。とにて圈美のなど不欲天織と術模ら我幸し、下田

（東京帝國大學藏版）

德川家康

家康れ餘てて大織ち蹇し、は國年幕全と田ろ後學ま史の府くな信。日岡た上間を跋り長光を各比を江擢ぬ。に

山奨般類の月を秀結家に勵のな子に據吉び康祀し制き孫開りの又はらて度蓑相き征義豊もれ右をな平承た夷後臣とて文定のけり。大關秀三東のめ治て。將ヶ吉河照氣てを將爾軍原にの大運後致軍來にの從大權を世せに二任一ひ名現開のり。任百ぜ戰漸にとけ徹ぜ六らを次し

（東京帝國大學藏版）

稱りと家ら十れ經強て

德川家光

家光は家康の孫なり、其將軍となるや、大に外樣大名を威服し、以て幕府の基礎を固め、中央集權の實を擧げたり。家光はまた天主教徒の詭謀を疑ひ、先づ邦人の海外渡航を禁じたりしが、後に教徒の島原城に據りて亂をなすに及び、益〻禁教の令を嚴にして、遂に支那、和蘭二國人の外、西洋人の渡來を禁じ、所謂鎖國の制をたてたり、之が爲に西洋の文明に接觸する事少く、國民の思想次第に固陋となるを免れざりしと雖、また外人覬覦の念を絕ちて、徐に國本を培養し、本邦特有の文明を進むるを得たり。

（東京帝國大學藏版）

德川吉宗

吉宗は德川幕府第八代の將軍なり、勤儉尚武の風を奬勵して、幕府の紀綱を張り、實學を興して利用厚生を主眼とせり。されば本邦に於ける殖產の發達は、吉宗に負ふ所尠からず。國富之によりて大に起り、幕府また其基礎を固くするを得たり。世に稱して中興の英主となす。吉宗は又西洋書を讀むの禁を弛めて、所謂蘭學の興起を促したり。

（東京帝國大學藏版）

德川光圀

光圀は義公と稱せられ、水戸の城主にして、家康の孫に當れり。夙に學問を好み、修史の志ありしかば、四方より碩學の士を聘して、大日本史を編纂せしめたり。其主義最も大義名分を明かにするにありて、所謂水戸學なるもの、淵源となり、遂に勤王論の魁をなしたり。明治維新の大業光圀に負ふ所尠からずと云ふもの、偶然にあらざるなり。

（東京帝國大學藏版）

德川齊昭

齊昭は烈公と稱せられ、水戸の城主にして、光圀の後なり。夙に勤王の志あり、心を用ひて藩政を釐革し、又心を國防に潛む。前代の史に徵して、外人の異圖あるを疑ひ、盛んに攘夷論を唱導せり。當時の人仰いで一代の達者となす。嘉永六年米使彼理來りて通好を求むるや、齊昭は幕府の有司と意見を異にし、爾來其政策に反對する事多く、遂に罪を幕府に得て幽居せしめられたり。王政維新の後、朝廷其志を嘉して、追賞の恩典を下し給へり。

（松齡德川圀順氏藏）

德川慶喜

慶喜は齊昭の子にして、入つて德川幕府の最後の將軍となりし人なり。夙に賢明の譽あり、世人に推戴せらる。國步艱難の際に幕府の統を繼ぎしが、大勢の赴く處を察して、慶應三年斷然家康以來把握したりし政權を朝廷に奉還せり。これ德川幕府の終を告くせしと共に、また我國現今の隆運を導きし所以なり。其後已むを得ざる勢に驅られて、一時罪名を蒙りしが、後に恩典に浴して、現に從一位公爵たり。

帝國憲法制定の由來

公爵 伊藤博文

今より五十年前に遡りて、我國の歴史を回顧すれば、封建制度は當時既に發達の極に達し、徒に繁縟なる外面の形式を固持して、變化の途を失ひ、恰も舊格古式の結晶體を成せるが如く、其全盛時代に於ける此制度の名譽を作興し、擁護せし所の精神は、疾くに銷磨しつゝありしを見る。蓋し我國封建制度の起りてより、當時に至る迄、年を經ること殆ど八百にして、他國に比類なき發達を爲したりと雖、存續の餘り久しきに亘りしが爲、柱石既に朽廢し、外面徒らに金碧の美を止むるに過ぎざるのみ。然れども永く海外諸國と隔絶し、曾て外勢の侵犯を蒙むること無かりしかば、數百年來の惰力に由り、僅に苟安無爲、以て自ら足れりとするの狀態を維持しつゝありしなり。

既にして米國水師提督彼理の渡來に次いで、世人の熟知せる大事件の踵を接して起りしより、吾人は始めて海外に大勢力の以て世界萬國の局面を一變せんとするものあるを覺知せしのみならず、吾人は我國にして一旦此大勢力と接觸するに當つては、將來必ず國際競爭の渦中に投ずるの已むを得ざるべきを感ずるに至れり。然れども此新啓示に接したる吾人は、遺憾ながら此大勢に應ずるの準備あらざりしを自白せざるべからず。然も同時に又此大勢に應ぜざるべからざるの必要を自覺したりしなり。是に於て吾人は直に起つて之に應ずるの事業に着手せり。先づ第一に其時勢後れの束縛と形式とを以て國家の發達、國民の進歩を妨害し來りたる封建制度を打破、剿絶せざるべからず、海外の大勢力に對し、國民合同の抵抗力を表し、鞏固堅實の一體と爲りて、國家の存立を維持せんと欲せば、强大なる中央政府の下に、國家を統一せざるべからず、而して自治權を有する封建諸侯の地方分權的勢力を同時に滅却するは、此目的を達するに必要の手段たること勿論なり。此等思想の自然の結果は竟に王政復古と爲り、天皇の政權を往昔の如く事實的權力たらしめ、之を以て萬機の中心と爲し、帝國に於ける合同勢力の目標と爲さ

ざるべからず。斯の如くにして王政復古と共に天皇は被治者たる國民全體と直接の關係を有するに至りぬ。但當時の國民なる語は未だ今日に所謂國民なるものゝ意義を有せず、則ち當時の國民とは參政權を有せざる多數の被治者に過ぎざりしのみ。是に於て我聖明なる天皇陛下と其輔弼の重臣とは以謂らく、國家富强の途は

第一　國民各自の智德良能を啓發して、文明開化の域に進ましめ、

第二　人民各自舊來の陋習を破り、受動的位置に甘んぜず、自から進んで國家共同の目的を達するが爲に、鞏固堅實なる國家を組織するの大業に協心戮力せしむる

に在りと。されば明治元年（一千八百六十八年）即位の始に宣示し給へる、有名なる誓勅は特に此二事に深く聖慮を致し給へり。則ち知識を世界に求むと曰へるもの、及び上下心を一にし、盛んに經綸を行ひ、官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要すと曰へるもの是れなり。然れども我國には本來の敎育なく、又此時に至る迄、公共心は全然存在せずして、我國の文化は近く五